

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月28日
【事業年度】	自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
【会社名】	MUFGセキュリティーズEMEA・ピーエルシー (MUFG Securities EMEA plc)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ダイレクター ジョン・ウィンター (John Winter, Managing Director)
【本店の所在の場所】	英国ロンドン市ロープメーカー・ストリート25 ロープメーカー・ プレイス EC2Y 9AJ (Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street, London EC2Y 9AJ, England)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 藤田 元康
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	03 (6212) 1200
【事務連絡者氏名】	弁護士 宮下 公輔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	03 (6212) 1200
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (注) 1. 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」又は「発行会社」とはMUFGセキュリティーズEMEA・ピーエルシーを指し、「当グループ」とは当社及び当子会社を指し、「本社債」とはMUFGセキュリティーズEMEA・ピーエルシーが設定している80億米ドル・ユーロ・ミニアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される社債を指し、「本社債権者」とは本社債の所持人を指す。
2. 本書中、「英ポンド」又は「ポンド」は英国の通貨を意味する。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1英ポンド = 137.82円(令和元年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」という。)による対顧客電信直物売買為替相場の仲値)による。

3. 当社の会計年度は各年の12月31日に終了する。本書の内容は、別段の記載がある場合を除き、2018年  
12月31日現在の情報である。
4. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

英国の会社を規制する法律体系は、その大部分が2006年会社法(以下「2006年会社法」という。)に定められており、その他の法律、規則及び規制は特定の状況において関係する。

以下は、発行会社に適用される2006年会社法の主要規定を要約したものである。

#### 設立

2006年会社法では、会社を設立するためには、発起人が、基本定款に署名し、2006年会社法の要件に従って、会社登記官(以下「登記官」という。)にその他の付属書類とともに登記申請書を提出する必要がある。2006年会社法施行以前は、基本定款が会社の基本構成文書であり、会社の目的及び取締役の権限を定めていたが、2006年会社法に基づき作成された基本定款の役割はより限定的である。2009年10月1日より前に設立された会社については、基本定款の条項は普通定款の一部を構成するものとみなされる。基本定款は、会社の登記申請書を添えて、普通定款の案文とともに登記官に届け出なければならない。提出した書類が適切で、登記官が設立証明書を交付した時に会社は法人として成立する。

#### 基本定款

2009年10月1日以降に設立された会社については、基本定款には、引受人が会社の設立を望む旨並びに株式の当初引受人の詳細及び引受人の株式を取得することへの同意(株式資本を有する会社の場合)のみが記載される。

当社を含む2009年10月1日前に設立された会社については、上記に述べられている通り、既存の基本定款は普通定款の一部を構成するものとみなされる。2006年会社法の下では、会社の普通定款に別段の定めがない限り、会社の目的(即ち、かかる目的のために会社は営業を行い、かつ権利能力を与えられる。)は無制限となる。会社が授権株式資本を保有すべきとする要件も2006年会社法の下では廃止された。

#### 普通定款

普通定款は、会社の主要な基本構成文書であり、会社の内部経営管理に関する規則が記載される。普通定款はまた、会社と株主間の契約を構成する。普通定款には、適用法律に反しない限り、会社の営業の遂行されるべき方法、業務、権利及び権限、並びに株主、取締役その他の役員及び従業員の権利及び権限に関する規定を記載することができる。非常に限られた状況を除き、普通定款は、特別決議によってのみ変更することができる。特別決議は、(1)株主総会における挙手による場合には議決権を有する株主数、(2)株主総会における投票による場合には本人若しくは代理人による投票又は事前投票を行った株主の議決権総数、又は(3)書面による決議の場合には議決権を有する株主の議決権総数の75%以上の多数により可決される。

(2006年会社法及び一般法に従って)普通定款に株主が適切であると思料する事項を含めることができる。普通定款に規定される一般的な規則は以下の規則を含む。

- ・種類毎の会社の株式に付随する権利及び義務並びに会社株主名簿への株式の登録及び譲渡に関する事項

- ・株主総会の手続に関する事項(決議手続を含む。)
- ・取締役の活動に関する事項(取締役の員数、権限、職務、選任及び解任の手続並びに議事進行手続に関する事項を含む。)
- ・会社が信用を受ける能力、合意済みの借入制限に関する事項
- ・会社秘書役の選任及び社印の使用に関する事項(但し、社印の保有は任意となっている。)
- ・配当の宣言及び支払の方法に関する事項
- ・会計監査人の任命、会計帳簿の記帳及び財務書類その他の株主総会への提出に関する事項
- ・株主宛の通知手続に関する事項
- ・取締役及びその他の役員に対する補償に関する事項
- ・会社の解散手続に関する事項

2008年会社規則(模範普通定款)は、会社が採用を選択することができる模範普通定款一式を定めている(最も一般的な3つの会社類型別に異なる模範普通定款一式がある。)。2006年会社法第20条は、普通定款が登録されていない場合には関連する模範普通定款が会社に適用され、普通定款が登録されている場合にはその会社の普通定款において模範普通定款が別段の定めにより削除されない又は変更されない限りで、関連する模範普通定款が会社に適用されると規定している。

### 帳簿及び会計

会社は、( )会社の取引を表示及び説明し、( )どの時点でも会社の財務状態を合理的な正確さをもって表示し、かつ( )作成が義務付けられている計算書類が2006年会社法に準拠していることを取締役が確認するのに十分な会計上の記録を備えることを2006年会社法によって義務付けられている。かかる記録は、公開株式会社の場合、その作成日から少なくとも6年間はその会社の登録事務所(又は取締役会が適切であると考えるその他の場所)で保管されなければならない。

また、会計年度毎に、会社の取締役は、会計年度末日現在の貸借対照表及び損益計算書を含む財務書類を作成しなければならない。貸借対照表は会計年度末日現在の会社の財政状態について真実かつ適正な概観を、損益計算書は会計年度の会社の利益又は損失について真実かつ適正な概観を与えるなければならない。また、取締役は、連結の計算書類(会社が親会社である場合)、戦略報告書、取締役報告書及び取締役の報酬報告書(会社が上場会社の場合)も作成しなければならない。

会社が監査を免除されている場合を除き、この財務書類は独立の会計士(以下「会計監査人」という。)による、会計士の協会が定めた手続及び基準に従った監査を受けなければならない。会計監査人は、貸借対照表及び損益計算書が2006年会社法及び関連する財務報告の枠組みに従って作成されているかどうか、また、当該財務書類が真実かつ適正な概観を与えるかどうかを記載した会社の株主宛ての報告書を作成して会社に提出することを法律で義務付けられている。さらに、会計監査人は、財務書類が作成された会計年度に関する取締役報告書及び戦略報告書(株主に報告され、会社の成功を目指すという義務を取締役がいかにして遂行しているのかを株主が評価するのに役立てられる。)に記載された情報が、かかる財務書類と一致しているかどうかについても報告書において述べなければならない。監査報告書は限定意見又は無限定意見のいずれかでなければならない、当該報告書において当該報告書を限定することなく会計監査人が注意を払いたい一切の事項について言及しなければならない。

各会計年度の財務書類は、取締役報告書、取締役の報酬報告書(該当する場合)、戦略報告書及び監査報告書とともに登記官に提出されなければならない。また同様の書類は会社の株主、社債権者及び総会通知を受領する権利を有する者の全てに送付されなければならない。取締役報告書には、2006年会社法に定める一定の事項(会社が宣言する配当に関する取締役会の勧告を含む。)を特に記載しなければならない。さ

らに、公開会社は株主総会に先立って年次報告書及び財務書類も提出しなければならず、上場会社の年次報告書及び財務書類は会社のウェブサイトで公表しなければならない。

英国における非財務情報開示指令の導入の一環として、2006年会社法は、従業員が500人以上の会社で、( )上場企業、( )銀行、( )認可保険会社又は( )保険市場活動を行ういずれかの会社は、2017年1月1日以後に開始する会計年度に関して非財務情報を戦略報告書の一部として含めるよう改正された。

非財務情報には(最低限)以下の事項に関する会社の活動の進展、実績、状況及び影響に関する情報を含めなければならない。

- ・会社の事業が環境に及ぼす影響を含めた環境に関する事項
- ・会社の従業員
- ・社会関連事項
- ・人権の尊重
- ・腐敗防止及び賄賂防止事項

## 配当

普通定款には、期末配当の支払について株主総会の承認を受けなければならない旨規定することができる。株主総会は取締役会がその報告書の中で勧告した金額を超えて配当を支払うことは決議できない。また、普通定款において、取締役会が株主の承認なしに中間配当を支払うことができる旨規定するのが通例である。2006年会社法の規定により、2006年会社法に定める方法で計算する「当該目的のために利用可能な利益」からのみ配当を支払うことができる。さらに公開株式会社は、その純資産の額が、払込済株式資本と不分配準備金の合計額を下回っている場合又は配当の支払により下回る場合には配当を支払うことができない。

## 株主

会社の株主とは、株主になることに同意し、かつ一定の時点において普通株式所持人として会社株主名簿に記載されている者をいう。会社は、登録上の所持人に帰属する普通法上の権利を除き、株主名簿上の記載により、普通株式に関する権利を認めることはできない。株主は、株主総会に出席し、発言し、投票するために株主が持ち得る権利を行使する代理人として他の者を指名することができる。さらに、2006年会社法では、会社の普通定款にその旨の明示的な規定が含まれている場合、株主名簿に記載された株主は自己が指定する範囲で、その株主としての権利(議決権を含む。)の一部又は全部を行使する権限を他の者に委任することができる。

公開株式会社について株主になるための要件に係る制限はほとんどない。株主は、英国の国民又は居住者である必要はない。普通定款の条項及び会社の株主の間で成立した契約上の合意に従って、株主は自己の裁量において株式上の利益を移転することができる。2006年会社法は、移転が適切な移転の手段によらない場合、会社による移転の手続を防止する。

英国の会社は、会社に対して重大な支配力を有する全ての者(各々を以下「会社に対して重大な支配力を有する者」という。)を特定し、会社に対して重大な支配力を有する者各人の詳細を記録した登録簿を維持し、更新することが義務付けられている。かかる要件は、特定の市場に上場されていない限り、全ての英国の会社に適用される。会社はいずれかの変更が生じた日から14日以内に会社に対して重大な支配力を有する者に関する会社の登録簿を更新し、さらにかかる日から14日以内に当該変更を詳述した改訂版を会社登記所に提出しなければならない。会社に対して重大な支配力を有する者とは、( )25%を上回る会社の株式又は議決権を有するか、( )会社の取締役会における過半数の取締役を選任若しくは解任する権利を有するか、( )会社に対して著しく影響を及ぼすか若しくは会社を支配する権利を有するか又は会社に対

して実際に著しく影響を及ぼすか若しくは支配するか、又は( )会社に関して( )乃至( )の条件を満たしているか若しくは単一の主体であったとした場合に会社に関して( )乃至( )の条件を満たすことになる法人格を有する主体ではない信託若しくはパートナーシップに対して著しく影響を及ぼすか若しくはかかる信託若しくはパートナーシップを支配する権利を有する全ての者として定義されている。

### 株主総会

公開会社は、年次株主総会として知られる株主総会を、少なくとも毎年1回開催しなければならない。2006年会社法により、公開会社は会計基準日から6ヶ月以内に年次株主総会を開催しなければならない。

年次株主総会の主な目的・通常の役割は、取締役の選任、期末配当支払の承認、会計監査人の選任、会社の事業に関する課題の議論及び取締役に対する会計監査人の報酬の決定の授権である。会社の財務書類及びそれに添付される報告書は正式に株主総会において株主に提出される。通例、普通定款は、年次株主総会におけるその他の議案は、それについて事前に概要が株主に通知されている場合にのみ有効である旨定める。

年次株主総会のほか、取締役は、その他の株主総会(一般に臨時株主総会として知られているが、正式には2006年会社法上は株主総会とされている。)の招集を行うことができ、一定割合の株式を保有する株主は取締役にかかるその他の株主総会の招集を要請することができる。

2006年会社法は、年次株主総会及び臨時株主総会について与えられるべき通知期間を定めている。この期間は会社の普通定款により延長することができる。公開会社の年次株主総会に関する書面による通知の最短期間は正味21暦日である。臨時株主総会の書面による通知の最短期間は、正味14暦日である。

### 議決権

会社の株式に付随する議決権は通常、株主総会でその権利行使する方法とともに、会社の普通定款(稀に、2006年会社法施行前の日付の基本構成文書を有する会社の場合は基本定款)に定めるところによる。普通定款に議決権に関する規定がない場合、2006年会社法に定められる標準規定が適用される。

株主総会に出席し、議決権行使することのできる株主は、代理人又は複数議決権行使代理人(いずれも会社の株主である必要はない。)を総会に出席させることができる。普通定款において、総会によらない方法で株主の決議をすることができる旨定めることができ(非公開会社の場合のみ)、また定足数及び総会の議長の選任等の株主総会に関するその他の事項が定められる。

株主総会の決議は、普通決議、即ち、挙手による場合には議決権を有する株主数の過半数、投票による場合には本人若しくは代理人による投票又は事前投票を行った株主の議決権総数の過半数により採択されるのが通常である。但し、上記の通り、一定の事項(普通定款の変更等の事項)は、2006年会社法又は普通定款により、特別決議により採択されることを求められる。

### 経営及び営業

2006年会社法の下では、公開株式会社は2人以上の取締役及び会社秘書役を置かなければならない。これに対して非公開会社は取締役1人しか置く必要はなく、会社秘書役は要求されていない。全ての会社が少なくとも1名の自然人である取締役を置かなければならない。

取締役は、普通定款に別段の規定のない限り、英國の国民又は居住者である必要はない。取締役が会社を経営する権限については、普通定款に定められている。取締役会は、一定の職務又は一定の業務を担当するコミッティーを設置する権限及び特定の権限を与えられた取締役を任命する権限を普通定款で付与されるのが通常である。

取締役は、取締役会として行動し、会議により、又は普通定款にその旨の定めがあるときは、会議によらずに、決議するものとする。個々の取締役は、会社が(明示的に又は黙示的に)その権限を付与した範囲についてのみ、会社を代表して行動する権限を有する。但し、上記に加え、取締役は、一定の状況において表見的権限を有することがある。取締役が実際の権限又は表見的権限によって行為するときには、当該取締役は、会社を拘束する。

2006年会社法及び普通定款の定めに従い、取締役会は、全般的に又は特定の事項に関連して、会社を代表して行動する権限をいかなる者に対しても(会社の従業員を含む。)付与することができる。

株主は、いかなるときにも普通決議により取締役の一部又は全部を解任する権限を有する。

#### 新株引受権及び株式の発行

2006年会社法第549条により( )公開株式会社において株式の割当、又は( )公開株式会社において証券の引受若しくは証券の株式への転換に係る権利付与をするためには、取締役会は2006年会社法第551条により授權を必要とする。かかる授權は、普通定款又は株主の普通決議によるものとする。 授權は、その期間を5年間の範囲内で与えられることができ、2006年会社法により規定される条件においてなされなければならない。株式資本の種類が1種類のみの非公開会社(公開会社の子会社を含む。)は、普通定款に服するものの、株式割当のためのかかる授權は必要としない。

2006年会社法第561条の規定により、現金で払い込まれる持分証券(2006年会社法において定義されている。)の割当に関しては既存の株主に新株引受権が与えられている。2006年会社法には、かかる一般的な新株引受権に関して一定の適用除外規定がある。

#### 資金提供

2006年会社法の下では、公開株式会社又は当該会社の非公開会社である持株会社の株式取得に関して当該会社が直接的又は間接的に資金提供を行うことは禁じられており、非公開株式会社は公開株式会社であるその親会社の株式取得に関して資金提供を行うことはできない。この規制には適用除外規定があり、2006年会社法に定められている。

#### 英國收賄防止法

2011年7月1日、2010年英國收賄防止法が英國において施行された。(会社及び取締役の双方に刑事責任を課すことができる)同法の下では、何らかの賄賂を贈るか、賄賂を受け取るか、又は贈収賄を防止しない行為は違法となる。会社に関係する者による贈収賄行為の企てを防止するために策定された「適切な手続」が実施されたことを会社が示すことができる場合、贈収賄防止の不履行責任に対する抗弁となる。

#### 奴隸及び人身売買に関する年次報告書

2015年現代奴隸法は、( )英國で事業の全て又は一部を運営し、( )物品又はサービスを供給し、( )売上高について36百万英ポンドの最低基準値を満たす営利団体(設立地を問わない。)に、会計年度毎に「奴隸及び人身売買」に関する報告書を作成し、公表することを義務付けている。かかる報告書において、かかる営利団体のサプライ・チェーン及び事業のいかなる部分においても奴隸及び人身売買が行われていないことを確保するために当該会計年度においてかかる営利団体が講じた措置を記載しなければならない。

#### 性別賃金差

2010年平等法により2017年4月5日現在250人以上の従業員の英国における雇用主は、2017年及びその後の各年に関して、( )男女での時間給差(平均値及び中央値)、( )男女での賞与差(平均値及び中央値)、( )賞与を支給された男女の割合比及び( )会社の給与体系に基づく4つの各給与帯域における男女の割合比の4つの項目に関する情報を会社のウェブサイト及び政府のウェブサイトにおいて公表することを義務づけられている。かかる情報は2017年4月5日から12ヶ月以内に公表されなければならない。

### コーポレート・ガバナンス報告

2019年1月1日から、(i)従業員2,000人以上、及び/又は( )年間売上高200百万英ポンド超かつ貸借対照表合計20億英ポンド超の英国における全ての非上場会社は、会社のコーポレート・ガバナンスの手続に関する記載を会社のウェブサイト及び年次取締役報告書に含めなければならない。取締役は、(i)会社は(もしあれば)いずれのコーポレート・ガバナンス行動規範を適用しているか、また会社はどのようにかかる行動規範を適用しているか、( )会社がかかる行動規範から逸脱している場合、どのように逸脱したのか及びその理由を説明しなければならず、( )かかる行動規範を適用していない場合、取締役はその決定理由を説明しなければならず、会計年度において適用されたコーポレート・ガバナンスの手続の内容を説明しなければならない。

また、上記とは別に、従業員250人以上かつ年間売上高36百万英ポンド超の英国における全ての会社(非上場会社を含む。)は、取締役が2006年会社法第172条に基づき義務をどのように履行しているかを会社のウェブサイト及び戦略報告書において公表しなければならない。

### (2)【提出会社の定款等に規定する制度】

下記は本書の提出日に有効な発行会社の普通定款の規定の一部の要約である。

発行会社の普通定款は、1985年会社法(2006年会社法以前に施行されていた会社法)のテーブルAに含まれる標準規則を採用し、明示的に参照している。いくつかの標準規則は、発行会社の普通定款により変更(又は完全に除外)されている。

### 株式資本

発行会社の授権株式資本は2,000,000千英ポンドで、普通株式2,000,000,000株(額面1株当たり1英ポンド)をもって構成される。2,000,000千英ポンドへの授権株式資本の増加は2016年10月21日に承認された。

契約又は普通定款に別段の規定がある場合を除き、また法令により又は法令に従い許される場合にその限度で、未発行の株式については、取締役が適当と認める時期及び条件で、取締役が適当と認める者に対して割当て、これを対象とするオプションを付与し、その他の取引又は処分を行うことができる。「法令」とは、2006年会社法及び発行会社に影響を及ぼすその時々に有効なその他の国会制定法を意味する。

### 資本の変更

発行会社は、普通決議により以下の事項をなすことができる。

- (a) 決議で定められた金額の新規株式により株式資本を増加させること
- (b) 全ての株式資本又はその一部を株式又は額面金額のより大きい株式に分割、併合すること
- (c) 2006年会社法の規定に従い、株式若しくはその一部を、額面金額のより小さい株式に再分割すること。当該決議により、かかる再分割から生じる株式の間で、一部のかかる株式がその他と比較して優先性若しくは優位性を有する旨を決定することもできる。

- (d) 当該決議の採択日においていかなる者も引受けていない株式又は引受ける旨の同意をしていない株式を消却し、かつこのように消却された株式の金額につき株式資本の金額を減じること  
2006年会社法の定めるところに服するが、発行会社は、特別決議により、どのような方法でも、株式資本、資本償還準備金及び資本剰余金勘定を減少させることができる。

### 自社株式の購入

2006年会社法の定めに従い、発行会社は、自社株式(償還株式を含む。)を購入することができる。

### 株主総会

取締役は、株主総会を招集することができ、また、株主の要求があれば、直ちに臨時株主総会を招集しなければならない。普通定款は、一定の条件を満たす場合に、株主総会又は発行会社の特定の種類の株主の会議は、それらの株主の全部若しくは一部が異なる場所に所在する場合でも、1つの会議体を構成するものとすることができます。

投票に付された議決事項については、各株主が個別に議長に対して賛成若しくは反対又は留保を示すことにより議決される。

### 議決権

株式に付随する権利又は制限に服するものの、拳手の場合、自然人である株主本人が出席したとき、法人の適法に授権された代表者(当人が議決権を有する株主である必要はない。)が出席したときに、1個の議決権を有する。また、投票の場合、各株主は、保有する1株毎に1個の議決権を有する。

発行会社の株主により選任された代理人は、拳手又は投票により議決権を行使できる。但し、2006年会社法に規定されるところを除き、拳手の場合、出席者は2票以上投ずることはできない。

### 投票

2006年会社法の定めに従い、a) 総会議長、b) 当該総会において議決権を有する2名以上の株主、c) 当該総会で議決権を有する株主の総議決権の10分の1以上を有する株主、又はd) 当該総会で議決権を有する株式について、払い込まれた全金額の10分の1以上に相当する株式を有する株主は、投票を行うことを請求することができる。株主の代理人による請求は、株主による請求とみなされる。

### 定足数

株主総会において、議事に入る前に定足数が満たされない限り、いかなる議案についても審議することはできない。株主、代理人又は法人の適法に授権された代表者であって、審議される議案につき議決権を有する者2名を定足数とする。

### 株式譲渡

2006年会社法の定めるところに服するものの、普通定款は、譲渡が英國の国民若しくは居住者でない者、その他の者のためにされるか否かを問わず、全額払込済みの普通株式の譲渡性につき何らの制限も定めていない。

取締役会は、全額の払込がなされていない株式につき譲受人として認めない者に対する名義書換を拒絶できる。また、取締役会は、発行会社が先取特権を有する株式の譲渡の登録を拒絶できる。

## 取締役の選任

発行会社の発行済普通株式の過半数を有する株主は、隨時、発行会社の取締役として第三者を選任することができ、また隨時、取締役の一部若しくは全部を解任することができる。

取締役会は、隨時、欠員を補充するため若しくは取締役を追加するために、取締役就任の意思を有する者を取締役に選任する権限を有する。

普通決議で別途決定されない限り、取締役の員数(代替の取締役を除く。)には最大員数の制限はないが、2名以上とする。

## 取締役の権限

2006年会社法、発行会社の基本定款及び普通定款並びにその他特別決議による指図に従い、発行会社の業務は、発行会社の全ての権限を行使することができる取締役により運営されるものとする。

## 取締役会の手続

取締役は、発行会社との間の、契約、取引若しくは取決め又は提案されている契約、取引若しくは取決めに直接間接を問わず実質的に利害関係を有する場合には、2006年会社法の規定に従ってその利害の性質、程度を取締役会で明らかにしなければならない。かかる開示を条件として、取締役は当該取締役が直接又は間接に実質的に利害関係を有する又は義務を負う事項についての決議に加わることができる。また、そのようにして決議に加わったときには、かかる事項が審議され決議されるときにはその投票は算入され、また定足数にも加えられる。

## 取締役の報酬

取締役は、発行会社が普通決議で決定する報酬を受ける権利を有する。但し、かかる決議が別段の定めをしない限り、報酬は1日毎に発生するものとみなされる。

## 取締役の解任

取締役は、以下の場合に職務を解かれる。

- a . 2006年会社法の定めにより、取締役でなくなるか又は取締役になることが法律により禁じられる場合
- b . 破産するか又はその債権者一般と取決め又は和議を行う場合
- c . 精神障害を罹患するか又はその可能性がある場合で、特定の条件が満たされる場合
- d . 発行会社に対する通知により辞職した場合
- e . 取締役会の承認なく連続して6ヶ月以上、その間に開催された取締役会に欠席した場合で、取締役会がその職務を解くことを決議する場合

## 会計帳簿

株主は、法令若しくは取締役会若しくは発行会社の普通決議によって許可される場合を除き、発行会社の会計記録若しくはその他の帳簿又は書類を閲覧することができない。

## 配当規定

2006年会社法の定めに従い、発行会社は、株主総会の普通決議による承認を得て、各株主の権利に従い、配当することを宣言することができる。但し、配当は取締役会が勧告した金額を超えることはない。

2006年会社法の規定の定めに従い、取締役会は、発行会社の分配可能利益に照らし正当と判断される場合には、中間配当をなすことができる。

株式に付随する権利により別段の定めがある場合を除き、全ての配当は、配当が支払われる株式に対しての払込金額に従い、宣言され、支払われる。全ての配当は、支払われる配当に関する期間についての一部の期間について株式に対する払込がなされた金額に比例して、配分され、支払われる。但し、株式が配当については特定日から起算する旨の条件で発行された場合には、当該株式は配当に関してかかる条件通りの地位を有するものとする。

#### 通知

普通定款に従い、通知はいかなる者に対するものであっても又はいかなる者によりなされる通知であっても書面によりなされるものとする。但し、取締役会招集通知は書面による必要はない。

発行会社による株主宛の通知は、手交、登録上の住所宛の前払郵便による送付、又は同住所への交付のいずれかによることができる。

株主総会若しくは発行会社の特定の種類の株主の総会に本人又は代理により出席している株主は、総会の通知、及び必要な場合はその招集目的の通知を受けたものとみなされる。

#### 清算

普通定款の特定の条項に従い、会社が清算される場合には、清算人は、特別加重決議及び2006年会社法により要求される承認に基づき、株主間で、発行会社の全部又は一部の資産を、現金又は現物により、分配することができる。

#### 補償

2006年会社法の規定に従い(但し、取締役がその他権利を有する補償を損なうことなく)、発行会社の各取締役、その他の役員又は監査役は、有利な判決を得た訴訟若しくは無罪判決を得た訴訟(民事又は刑事であるかを問わない。)について、防御のために負担した債務、又は裁判所が当該者に対して与えた発行会社の業務に関連する任務懈怠、不履行、注意義務違反又は信任義務違反からの免責措置の適用に関連して負担した債務につき、発行会社の資産により発行会社から補償を受ける権利を有する。

### 2【外国為替管理制度】

本書の提出日現在、日本国の居住者による本社債の取得又は日本国の居住者への本社債の利息及び償還金の送金について英國の外国為替管理制度の制限は存在しない。

### 3【課税上の取扱い】

以下の記述は、一般論であり、本書の提出日現在における本社債に関する課税上の取扱いについての英國における現在の法及び実務を要約したものである。かかる記述は全てを網羅することを意図したものではない。自己の課税上の地位について疑義のある本社債権者は、各々の顧問に相談されたい。

#### 本社債に対する利息

(1)発行会社が、2000年金融サービス市場法(the Financial Services and Markets Act 2000)に基づき認可され続け、(2)発行会社の全ての又は主たる事業が、本人として金融商品を取扱う事業であり続け、かつ、(3)

発行会社が利息を通常の業務において支払う限り、本社債に対する利息は、英國所得税のために源泉徴収され又は控除されることなく支払われる。

また、本社債が「上場ユーロ債」であるか又は継続的に「上場ユーロ債」となる場合には、発行会社による本社債に対する利息の支払は英國の課税のために源泉徴収され又は控除されることなく行うことができる。発行済の本社債は、2007年所得税法( Income Tax Act 2007)第1005条の意味における公認の証券取引所に上場されており、それが維持される限りにおいて、「上場ユーロ債」を構成する。ルクセンブルク証券取引所は、上記法における公認の証券取引所の一つである。歐州経済領域諸国において一般に適用される規定に相当する規定に基づきルクセンブルクで公式に上場され、かつルクセンブルク証券取引所での取引が認められる場合、有価証券はルクセンブルク証券取引所に上場されたものとして扱われる。

それ以外の場合は、発行会社は英國の基本率(現行は20%)による所得税を控除して、本社債の利息を支払うことが一般に求められる。しかしながら、適用ある二重課税防止条約において、本社債の保有者への課税に関して低率による源泉徴収(又は源泉徴収しない旨)を規定している場合は、英國歳入関税庁は、関連する二重課税防止条約における規定の通り、発行会社による本社債の保有者に対する利息の支払は低率による源泉徴収がされて行われること(又は源泉徴収されることなく行われること)を承認する旨の通知を当社に交付することができる。

#### 本社債権者の納税義務

税務上、英國の居住者に該当しない本社債権者は、一般的に、本社債の譲渡又は償還に際し、英國において、法人税、キャピタルゲイン税又は所得税の納税義務を負わない。但し、本社債が、非居住者が英國において取引、専門的職業又は職業を遂行するうえで利用する英國の恒久施設、支店又は代理人に帰せられる場合はこの限りではない(この場合、英國における本社債の譲渡又は償還にかかる課税上の取扱いは、本社債権者の属性及び状況並びに本社債の形式に応じて異なる。)。

#### 印紙税及び印紙税準備税

本社債の発行又は譲渡に際し、英國の印紙税又は印紙税準備税(stamp duty reserve tax)が、当該社債の条件やその他の関連する事情に応じて課される可能性がある。

#### 4 【法律意見】

発行会社のジェネラル・カウンセル(ヨーロッパ・中東・アフリカ担当)であるスティーブン・ベンドール氏より、大要、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行会社は、英國法に基づき株式公開会社として適法に設立され、有効に存続しており、自己の資産を所有及び管理し、本有価証券報告書に記載されている事業を営む権能を有している。
- (2) 発行会社による本有価証券報告書の関東財務局長への提出は、発行会社によって適法に授権されており、英國法のもとで適法である。
- (3) 本有価証券報告書中の英國及びウェールズ法についての記述は、真実かつ正確である。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### 財務情報

当社は2015年1月1日から開始する年度より、財務報告上、欧州連合(以下「EU」という。)により承認された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)を採用した(遡及適用の要件により、初度適用時に比較対象期間の2014年12月期の修正再表示損益計算書ならびに2013年12月31日現在及び2014年12月31日現在の修正再表示貸借対照表を含めるよう義務付けられている。)。2015年12月期から2018年12月期に関する下記の財務情報はIFRS基準で作成されているが、2014年12月期に関する財務情報は英国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき作成されている。比較情報として、IFRS基準により修正再表示された2014年12月期の財務情報も作成されている。IFRS基準で作成された情報は、英国において一般に公正妥当と認められる会計原則で作成された情報と直接比較対照することはできない。

#### IFRS基準

単位：千英ポンド(下段の括弧内の数値は百万円)

	2018年12月	2017年12月	2016年12月	2015年12月 (注)2	2014年12月
営業収益	273,301 ( 37,666 )	324,954 ( 44,785 )	286,265 ( 39,453 )	200,662 ( 27,655 )	156,003 ( 21,500 )
営業費用	212,042 ( 29,224 )	216,855 ( 29,887 )	207,515 ( 28,600 )	187,959 ( 25,905 )	226,725 ( 31,247 )
税引前経常利益 / 損失	58,702 ( 8,090 )	108,099 ( 14,898 )	78,750 ( 10,853 )	12,703 ( 1,751 )	70,722 ( 9,747 )
税引後経常利益 / 損失	42,775 ( 5,895 )	79,823 ( 11,001 )	59,899 ( 8,255 )	8,136 ( 1,121 )	57,375 ( 7,907 )
期末株主資本	1,585,842 ( 218,561 )	1,531,992 ( 211,139 )	1,443,821 ( 198,987 )	1,091,299 ( 150,403 )	1,078,638 ( 148,658 )

(注) 1. 財務情報は非連結ベースで作成されている。かかる財務情報は当社の法定財務書類と一致しており、連結の影響は重要なものではない。子会社に対する投資は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で定義される持分法を使用して個別財務書類に含められている。

2. 2015年12月期の比較情報は前会計年度のサブリースに関する会計を調整するために再表示されている。利益剰余金及びその他負債は約1.513百万英ポンド調整された。

#### 英国において一般に公正妥当と認められる会計原則

単位：千英ポンド(下段の括弧内の数値は百万円)

	2014年12月
営業収益	161,610 ( 22,273 )
管理費	225,357 ( 31,059 )
税引前経常利益 / 損失	63,747 ( 8,786 )
税引後経常利益 / 損失	51,559 ( 7,106 )
期末株主資本	1,097,375 ( 151,240 )

(注) 2014年12月期から財務情報は非連結ベースで作成されている。かかる表示は当社の法定財務書類と一致しており、連結の影響は重要なものではない。

## 2 【沿革】

発行会社は、1983年2月11日に、株式により責任が制限される会社として1948年会社法(現在は2006年会社法として改正されている。)に基づき、資本金100英ポンドで設立された。発行会社は、1983年10月3日の営業開始に先立ち、1983年5月16日にアルネリーナンバー180・リミテッドから三菱ファイナンス・インターナショナル・リミテッドに商号変更し、1983年6月15日に資本金を10,000千英ポンドに増額した。

発行会社は、1989年8月3日に公開株式会社(public limited company)として再登録し、商号を三菱ファイナンス・インターナショナル・ピーエルシーに変更した。

発行会社は、1996年4月1日に株式会社三菱銀行と株式会社東京銀行が合併し、商号を株式会社東京三菱銀行(以下「東京三菱銀行」という。)としたことを受け、バンク・オブ・トウキョウ・キャピタル・マーケッツ・リミテッド(Bank of Tokyo Capital Markets Limited)と合併し、東京三菱インターナショナル・ピーエルシー(Tokyo-Mitsubishi International plc)に商号を変更した。

発行会社は、2004年7月1日に東京三菱銀行が当時保有していた発行会社の発行済株式の全てを、同行が当時52.24%の議決権を保有していた三菱証券株式会社(以下「三菱証券」という。)に譲渡したことにより、同年7月5日に三菱セキュリティーズインターナショナル・ピーエルシー(Mitsubishi Securities International plc)に商号を変更した。なお、三菱証券は、2005年7月1日に東京三菱銀行と三菱信託銀行株式会社が保有していた同社の株式(計55.89%の議決権保有比率)を株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「三菱東京フィナンシャル・グループ」という。)に譲渡したため、三菱東京フィナンシャル・グループの直接子会社となった。

2005年10月1日に、三菱東京フィナンシャル・グループと株式会社U F J ホールディングスが合併し、商号を株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ(以下「三菱U F J フィナンシャル・グループ」という。)とともに、三菱証券はU F J つばさ証券株式会社と合併し、商号を三菱U F J 証券株式会社(以下「三菱U F J 証券」という。)に変更した。これを受け、発行会社は、U F J インターナショナル・ピーエルシー(UFJ International plc)から、当時U F J インターナショナル・ピーエルシーが営んでいた各種業務から自己勘定を用いたビジネス部門を切り離した顧客部門ビジネスの営業譲渡を受け、これと同時に、三菱U F J セキュリティーズインターナショナル・ピーエルシー(Mitsubishi UFJ Securities International plc)に商号を変更した。

三菱U F J フィナンシャル・グループとモルガン・スタンレーの日本における合弁事業を見据えて、2010年4月1日付で、発行会社の親会社である三菱U F J 証券は、商号を三菱U F J 証券ホールディングス株式会社(以下「三菱U F J 証券ホールディングス」という。)に変更し、会社分割(吸収分割)により金融商品取引業等を完全子会社(後に三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱U F J モルガン・スタンレー証券」という。)となる。)に譲渡した。三菱U F J 証券ホールディングスは中間持株会社となったが、三菱U F J フィナンシャル・グループの完全子会社であり、引き続き発行会社は三菱U F J 証券ホールディングスの完全連結子会社である。

2010年5月1日付で、上記の合弁事業を構成する会社2社が設立された。三菱U F J モルガン・スタンレー証券は、旧三菱U F J 証券が行っていた既存の日本国内のリテール及びミドルマーケット向業務、資本市場及び売買取引業務を継続し、モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という。)のインベストメントバンキング部門を統合するために、またモルガン・スタンレーM U F G 証券株式

会社(以下「モルガン・スタンレーM U F G証券」という。)はモルガン・スタンレー証券の売買取引業務及び資本市場業務を承継するためにそれぞれ設立された。三菱U F Jモルガン・スタンレー証券に対する持分比率は、三菱U F J証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(以下「モルガン・スタンレー・ホールディングス」という。)でそれぞれ60%及び40%である。モルガン・スタンレーM U F G証券に対する経済的出資持分は、三菱U F J証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングスでそれぞれ60%及び40%であるが、議決権保有比率は、それぞれ49%及び51%であることから、モルガン・スタンレーM U F G証券はモルガン・スタンレーの連結会社である。三菱U F J証券ホールディングスは、子会社間の連携の促進等、主に連結子会社の経営管理及びその他の子会社の監督に従事している。

2016年7月1日付で発行会社の名称をM U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシーに変更した。

2018年3月22日付で発行会社は子会社であるM U F G セキュリティーズ(ヨーロッパ)エヌヴィイを設立した。

### 3 【事業の内容】

企業集団としての三菱U F Jフィナンシャル・グループは、三菱U F Jフィナンシャル・グループ、連結子会社216社及び関連会社59社(うち持分法適用関連会社59社、持分法非適用関連会社はなし。)で構成され、銀行業務を中心に、信託業務、証券業務、クレジットカード業務、貸付業務、リース業務、その他金融関連業務を行っている。三菱U F Jフィナンシャル・グループは、東京、名古屋及びニューヨークの各証券取引所に上場している。

三菱U F J証券ホールディングス及び三菱U F J証券ホールディングス・グループ(連結子会社12社、持分法適用関連会社1社)は、三菱U F Jフィナンシャル・グループの一員として、主たる事業として、有価証券の売買及び有価証券の売買の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他の金融商品業等を営んでおり、顧客に対して資金調達、資金運用の両面で幅広い金融サービスを提供している。三菱U F J証券ホールディングスは、三菱U F Jフィナンシャル・グループの完全子会社である。

発行会社は、グローバルな証券・資本市場業務を担う、ロンドンを中心とする欧州における三菱U F J証券ホールディングスの拠点であり、政府、財政機関、中央銀行、地方政府、国際機関及び民間企業に対し、幅広い投資銀行サービスを提供している。

発行会社の核となる業務の概要は以下の通りである。

#### ( A ) 発行市場業務

発行会社は、政府、政府機関、国際機関、民間企業及び金融機関が国際資本市場において発行する公募ユーロ債等の引受業務を行っている他、これらの発行体が機関投資家に対して私募形式で発行するユーロ債等の引受業務も行なっている。また、発行会社は、株式関連有価証券(株式関連債券と株式の両方を含む。)の引受け及び発行市場における販売も行なっている。

#### ( B ) 債券流通市場業務

発行会社は、投資家やマーケットメーカーを相手方として流通市場におけるユーロ債等の取引を行っている。発行会社はグローバルな機関投資家に対して新発外貨建ユーロ債、日本国債、ユーロ円債、サムライ債等の円建債、変動利付債、及び資産証券化商品等幅広い商品を提供している。

(C) 株式流通市場業務

発行会社は、流通市場において株式、転換社債、ワラント、個別株オプション及びエクイティ・スワップを取り扱っている。

(D) デリバティブ業務

発行会社は、金利スワップ、通貨スワップ、為替先物等のデリバティブ商品を扱っている。発行会社は、クレジット・デリバティブ、金利・為替関連エキゾチック・デリバティブ等の複雑なデリバティブ商品も取り扱っている。

(E) ストラクチャリング業務

発行会社は、金利、為替、株式を原資産とするデリバティブ及びクレジット・デリバティブ等を内包する仕組商品(仕組債等)をグローバルな投資家に対して提供している。発行会社がアレンジする仕組債の発行体は、発行会社、発行会社以外の発行体及び特別目的事業体に分かれる。

発行会社は、1988年4月に英国金融監督当局(Securities and Futures Authority)より証券業務の認可を取得し、現在は英国健全性監督機構(Prudential Regulatory Authority of the UK)(以下「P R A」という。)より認可されている。発行会社は、英国金融行為規制機構(Financial Conduct Authority of the UK)(以下「F C A」という。)及びP R Aの監督を受けており、国際資本市場協会(International Capital Market Association)、英国先物オプション協会(Futures and Options Association)の会員である。

#### 4 【関係会社の状況】

(2018年12月31日現在)

名称	所在地	主な事業内容	資本金	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	提出会社との関係	摘要
(親会社)						
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都千代田区	金融持株会社	2兆1,415億 1,317万150円	100 (100)	該当なし	(注) 1 (注) 2
三菱UFJ証券 ホールディングス 株式会社	東京都千代田区	金融持株会社	755億1,884万 3,041円	100	連結子会社の管理 役員の兼任 1名	(注) 1
(子会社)						
M U F G セキュリ ティーズ(ヨーロッ パ)エヌヴィ	オランダ アムステルダム (フランスに パリ支店)	投資会社として運 営を行う。	2,004万5,000 ユーロ	100	完全所有子会社	

(注) 1. 既に有価証券報告書を提出している。

2. 議決権の所有(又は被所有)割合の括弧内は間接所有の内数を表示している。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 従業員数

2018年12月31日現在、発行会社の正社員は619名、契約社員及び臨時雇用社員は268名で従業員の総数は887名である。

##### (2) 従業員の平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与

2018年12月31日現在、発行会社における従業員の平均年齢は40才、平均勤続年数は5年、平均年間給与は108千英ポンドである。

##### (3) 従業員の著しい増減

2013年12月末時点からの総従業員数(含む契約社員及び臨時雇用社員)推移は以下の通りとなっている。

	2018年12月	2017年12月	2016年12月	2015年12月	2014年12月	2013年12月
総従業員数	887名	826名	727名	684名	711名	747名

##### (4) 労働組合の状況

発行会社には労働組合は結成されていない。なお、労使関係は円滑な関係にあり、特記すべき事項はない。

### 第3【事業の状況】

#### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2018年から2020年までの中期事業計画に関してグループが示した戦略的展望は、顧客中心の文化を展開し、収益の増加を促進するための関連するインフラを構築することにより、当社が収益性の高い、持続可能な対顧客ビジネスを構築することを引き続き支援する。当社の商品に対する能力を向上させることにより、顧客と継続的に関与することで、関係性を高めることができ、三菱UFJフィナンシャル・グループが世界的に顧客にとって戦略的なパートナーとして認識される。

当社において、社内の中期事業計画で概要が説明されている戦略的目標及びインフラストラクチャー変更プログラムが継続的に進展しているため、経営陣は引き続き楽観的な見通しを維持している。既定のリスク選好度の範囲内で当社の資本、インフラストラクチャー及び人員を効率的に利用しながら、三菱UFJフィナンシャル・グループの世界的なフランチャイズの強みを活用する機会を経営陣は引き続き確認する。当社の主要な顧客との関係を深め、三菱UFJフィナンシャル・グループのネットワーク全体にわたり顧客の対象範囲を拡大することに注力することにより、事業の持続的な成長のための安定した土台を築く。

#### 2【事業等のリスク】

以下は、2019年6月28日現在の情報である。

以下は、当社の事業に固有のリスクについて、財政状態や経営成績に影響を与えたいたり、投資の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるリスク要因等について記載している。但し、これらは当社の財政状態や経営成績に不利な影響を及ぼす可能性のある全ての要因を網羅したものとは限らず、現時点では確認できていない追加的なリスクや、現在は重要でないと考えられているリスクが当社に悪影響を与える可能性がある。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものである。

##### (1) 市場リスク

当社が直面する最も重要な市場リスクは、金利リスク及び金利変動リスク、為替リスク、信用スプレッド・リスク並びに株価変動リスク及び株式変動リスクである。当社は、これらのリスクを軽減及び管理するため、リスク管理対策を講じているが、経済及び市場状況の変化を正確に予測すること及びかかる変化が当社の財務成績及び事業に与える影響を予想することは困難である。

##### (2) 信用リスク及び経済環境の変化に関するリスク

取引の相手方及び発行体の信用力及び取引量の変化から生じるリスクは、当社の事業の広範囲において内在している。当社の取引の相手方の信用力の低下、日本、欧州(英国を含む。)若しくは世界経済の悪化、又は金融システムにおけるシステム・リスクの発現は、当社が保有する債権の回収可能性及び資産価値に悪影響を与え、また不良資産に対する引当金の増加を必要とする可能性がある。

##### (3) オペレーション・リスク

当社の事業は、当社の取引を完全かつ正確に、時宜に即して処理する能力に左右される。内部統制の過程又はシステムが不十分であるか機能不全に陥っていることにより、又は人的過誤、不正若しくは通常の事業活動に影響を与える外部要因により、当社は損害を被る可能性がある。当社はこのようなオペレー

ショナル・リスクの管理及び損害軽減対策を実施し、かつ、有効な内部手続の作成及び従業員教育に十分な経営資源を割いているが、かかるリスクを完全に除去する事はできない。

#### (4) 法規制に関するリスク

当社は、当社が事業を営んでいる国における、法律、規制、行政行為及び政策に服している。当社は、これらの法規制の変化の性質及び影響を予想又はコントロールできない。管理や規制の変化は、当社の事業、提供する商品及びサービス、又は資産の価値に重大な影響を与える可能性がある。また、取引や契約において法規制に対する考慮や対応が不十分であった場合、当社は損害を被るおそれがある。さらに、当社がこれらの法規制を遵守することができなかった場合、罰金、懲戒、評判の損害、強制的な営業停止、又は業務認可の取消等の処分を受ける可能性がある。また、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び当社を含むそのグループ会社のような世界的な金融機関は、様々な法域において規制当局によるこれまで以上に厳しい監視に直面しており、その関連する事業及び経営に関して多様な側面から、その時々に規制上の調査、審査又はその他の法的措置の対象となる可能性がある。当社が受けるかかる規制措置の結果講じられる規制上の処分により、その評判への損害のほか、様々な制裁及び法的責任にさらされる可能性があるが、当社の経営成績及び財政状態に及ぼす潜在的な悪影響の程度を含め、かかる処分の結果は本質的に不確実であり、予測が困難である。なお、英国における自己資本規制に関するリスクについては、以下の「(5)自己資本規制に関するリスク」も参照されたい。

#### (5) 自己資本規制に関するリスク

PR Aは、2012年英国金融サービス法により与えられた権限に基づき、金融機関に対し、その財務の健全性を維持するために、現行の規制ルールで算出される自己資本額が常に一定のリスク相当額を上回るように義務付けている。

当社では、十分な規制自己資本比率を維持するための資本管理を行っているが、規制自己資本比率が低下すると、当社の事業活動の継続が制約を受けることがあり、当社の成長又は戦略的な事業選択が制限される可能性がある。また、資本の水準は、当社の債務の信用格付に影響を及ぼす可能性がある。

#### (6) 資金流動性リスク

当社は、英国に拠点を置く証券販売業者／仲介業者であるため、トレーディング及び資金調達の両目的上、金融商品を発行又は保有する。取引業務には、マーケット・メイク活動に関してとられたポジション(当該活動のリスク管理を含む。)が含まれる。資金調達業務には、短期・長期の、シニア無担保債務(ユーロ・ミディアム・ターム・ノート、ユーロ・コマーシャル・ペーパー、連結会社間の無担保シニア借入、無担保株式借入及びコンティンジェント劣後シニア証券)、劣後債務証券(その他Tier 1資本証券、連結会社間の劣後借入)を含む資本性金融商品の発行及び買入契約等担保付資金調達取引が含まれる。マクロ経済の情勢、当社の財政状態又は信用格付のいずれかが悪化した場合、当社が十分な流動性資金を維持する能力が損なわれる可能性がある。その原因は流動性資金の追加的な調達能力の低下又は資金調達コストが高額となったためのいずれかである可能性がある。流動性リスクは当社の資金調達能力を損なう可能性があるため、当社の財政状態が悪化するおそれがある。

#### (7) 訴訟リスク

当社は有価証券の引受け及び金融商品の販売を行なっているため、当社の顧客がかかる有価証券又は金融商品に関して損失を被った場合、訴訟を提起される可能性がある。当社の責任が認められ、当該損失の

補償義務を負った場合、又は当社が原告に対して和解金を支払う選択をした場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

#### (8) 評判の低下に関するリスク

当社や役職員の責任に起因する法令違反や訴訟等が発生した場合、当社が損害賠償責任を負担し、行政上の処分を受ける可能性があるおそれ及び／又は、当社の社会的信用が低下するおそれがあり、その結果、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (9) 会計基準や税制等の変更に関するリスク

当社が採用する会計基準や税制等の将来における変更又は当社に適用されるかかる変更は、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

会計基準：

##### I F R S第16号「リース」

I F R S第16号は、オペレーティング・リースを貸借対照表に資産(リース対象を使用する権利)および金融負債(将来のリース料の割引後価額)として計上することを借手に要求している。当社が利用する予定である短期リースおよび少額リースには選択可能な免除が設けられている。これらの変更は損益計算書に影響を与え、オペレーティング・リース費用は、使用権資産の減価償却費および将来のリース料に対する割引の振戻しを表す利息の増加に置き換えられる。オペレーティング・リースのリース料の支払は、現行の会計基準の下では現在営業活動によるキャッシュ・フローに含まれているが、I F R S第16号の下では、オペレーティング・リースに対する現金の支払は、当社のキャッシュ・フロー計算書において財務活動によるキャッシュ・フローとして反映され、リース負債に係る利息は営業活動によるキャッシュ・フローとして計上される。

2019年1月1日以降に始まる会計期間に同基準を適用することが要求される。

当社は主要な事務所および特定のデータセンターに関する解約不能なオペレーティング・リースを認識しているが、これらは新基準に基づき貸借対照表に計上することが要求される。2019年1月1日時点における当該適用による影響は、35.8百万英ポンドの資産の増加、39.8百万英ポンドの負債の増加および4.0百万英ポンドの繰越利益剰余金の減少が見積もられている。当社は修正遡及アプローチによる適用を予定しており、2018年12月期に関する比較数値の調整は行わない。

適用後、対応するキャッシュ・アウトフロー約5.4百万英ポンドが、営業活動によるキャッシュ・フローではなく財務活動によるキャッシュ・フローとして報告されることになる。

子会社の貸借対照表も、オランダ及びフランスの両国にある建物に関する解約不能なリースにより影響を受けることが予想される。持分法に基づくかかる事業体の表示により、また、これらのリース開始が比較的最近であるため、当社への影響は重大なものではないと予想される。

##### I F R S第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」

当該修正により、契約上のキャッシュ・フローが元本又は利息の支払のみを表示するかどうかの判定に関連したI F R S第9号の範囲内の指針を明確にしている。とりわけ、契約に期限前償還要素が含まれ、オプションを使用する当事者がかかる期限前償還に対する合理的な補償を支払うか又は受け取ることが可能な場合、負の補償は契約がかかる判定を受けることを自動的には妨げない。

当該修正は2019年1月1日以降に開始する会計年度に適用され、早期適用も認められている。当社は当該修正の適用が財務書類に影響を及ぼすとは予期していない。

##### I A S第28号の修正「関連会社又は共同支配企業に対する長期持分」

当該修正は、減損に関する要求事項を含むIFRS第9号が長期持分に適用されることを明確化している。さらに、IFRS第9号を長期持分に適用する際、事業体はIAS第28号により要求されるそれらの帳簿価額の調整(IAS第28号に基づく投資先の損失の取り込み又は減損の評価により生じる長期持分の帳簿価額の調整)は考慮しない。

当該修正は2019年1月1日以降に開始する会計年度に遡及適用される。早期適用も認められている。

当社は、当該修正の適用が財務書類に影響を及ぼさないと予想した。

IFRS基準の年次改善(2015年 - 2017年サイクル)における、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第23号「借入コスト」の修正年次改善には4つの基準の修正が含まれる。

- IAS第12号「法人所得税」
- 当該修正は、事業体が分配可能な利益を創出した取引を最初に計上した箇所に応じて、法人所得税が損益、その他の包括利益又は資本のいずれかの分配の結果として認識されることを明確化している。これは、分配済み利益及び未分配利益に異なる税率が適用されるかどうかに関係ない。
- かかる変更は、追加資本証券に対する利息支払に関して一定の税効果を計上した財務科目に影響を及ぼす可能性がある。
- IAS第23号「借入コスト」、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第11号「共同支配の取決め」
- これらの修正は当社の財務書類に影響しないと予想される。

全ての修正は2019年1月1日以降に開始する会計年度に有効となるが、一般に将来に向かっての適用が要求される。早期適用も認められている。

#### 税制:

当社は、繰延税金資産が利用され得る将来的な課税対象利益の十分な証拠がある場合に一時差異として繰延税金資産を認識する。繰延税金資産は、潜在的な一時差異が解消されると見込まれる期間に基づき適用される法人税率で評価される。

現行の英国法人税率は19%であるが、2020年4月には17%に引き下げられる予定である。2016年1月1日から、銀行及び仲介業者は、2016年以前の税金負債に関する軽減措置なく、主要な法人税率に加えて課税対象利益に追加的に8%の税率が課せられている。かかる税率は、当社の繰延税金資産の評価の際に考慮された。

英国の税法規では、同一取引の将来的な利益に対して税金負債を無期限で繰り越すことができる。2015年4月1日から、2015年4月以前に英国の銀行及び仲介業者により繰り越された税金負債の相殺は、課税対象利益の50%に制限された。2015年4月以前の税金負債に関して銀行及び仲介業者が利用できる軽減措置は、2016年4月1日から課税対象利益の25%にさらに制限された。繰越税金負債の利用を制限することにより、より長期にわたりかかる繰越税金負債が利用されることになるが、当社によるかかる負債の最終的な回収に影響が及ぶことはなく、それ故に繰延税金資産は根拠となる課税対象利益の予測に基づき認識された。

#### (10) 年金リスク

確定給付年金制度の不足額を補填するために損失が生じる可能性がある。当社は、新規雇用の従業員及び今後雇用される従業員には適用されない確定給付制度を有している。年金制度により保有される資産はその負債とは完全に一致しているわけではない。同制度の資産はその負債の返済に利用されるが、資産価値が負債の価額を下回った場合又は負債の価額の増加を資産価値の増分と相殺しない場合に当社は不足額を補填しなければならない可能性がある。

(11) 英国の E U離脱に関するリスク

英国での国民投票の結果を受けて、明らかに政治情勢及び市場の見通しは不確実になる。当社の経営陣はブレグジットが事業に及ぼす影響を積極的に検討しており、かかる影響にかかるべく対応する予定である。事業計画が見直され、より広範に費用負担が生じるという大きな影響を伴うが業務を英国と欧州の所在地に分割することが含められた。対象となるカウンターパーティに対する契約の再交渉は進行中であり、重大なリスクになるとは考えていない。当社の経営陣は、総じて英国内の金融サービス部門は直面していないものの当社が直面している特定の問題は認識しておらず、この点において市場の同業者と連絡を取り続けている。英国および該当する E Uの監督機関と連絡を取っており、暫定的な分析および計画を提示した。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

資産

	2018年12月末	2017年12月末
	金額(千英ポンド)	金額(千英ポンド)
現金及び中央銀行預金	412,491	976,430
トレーディング・ポートフォリオ		
金融資産	10,062,348	8,458,660
デリバティブ金融商品	14,901,546	13,445,575
売戻条件付買入契約	26,304,004	22,459,995
有価証券(売却済未引渡分)	478,902	985,285
エクイティ・ファイナンス資産	410,655	488,261
借入有価証券に係る現金担保	4,147,087	6,468,603
デリバティブの取引相手への差入現金担保	2,887,619	2,528,987
銀行に対する貸付金	0	130,494
売却可能金融商品	0	818,739
FVTOCIで測定する有価証券	688,422	0
繰延税金資産	13,053	18,396
無形資産	73,188	65,793
有形固定資産	15,385	17,353
子会社に対する投資	15,516	0
その他資産	349,053	255,804
資産合計	60,759,269	57,118,375

発行会社の2018年12月末時点の総資産は、2017年12月末時点に比べ、3,640,894千英ポンド増加し、60,759,269千英ポンドとなった。

子会社に対する投資は、持分法によるM U F G セキュリティーズ(ヨーロッパ)エヌヴィに対する投資の期末残高を表している。

負債

	2018年12月末	2017年12月末
	金額(千英ポンド)	金額(千英ポンド)
銀行からの預り金	226,525	88,311
トレーディング・ポートフォリオ		
金融負債	9,187,529	5,767,847
デリバティブ金融商品	13,215,854	11,763,396
買戻条件付売却契約	19,711,331	21,990,927
有価証券(購入済未受領分)	404,862	916,459
貸付有価証券に係る現金担保	659,568	1,772,714
デリバティブの取引相手からの受入現金担保	7,979,572	7,606,270
公正価値で測定するものとして指定された金融負債	5,996,562	4,665,013
その他負債	882,767	725,408
無担保シニア借入	594,892	0
劣後債務	313,965	290,038
負債合計	59,173,427	55,586,383

発行会社の2018年12月末時点の総負債は、2017年12月末時点に比べ、3,587,044千英ポンド増加して59,173,427千英ポンドとなった。

#### 株主資本

	2018年12月末	2017年12月末
	金額(千英ポンド)	金額(千英ポンド)
払込済株式資本	1,335,380	1,317,590
その他の剰余金	603	2,049
利益剰余金	249,859	212,353

規制自己資本

(単位：千英ポンド)

	2018年12月末	2017年12月末
自己資本額	1,734,934	1,654,625
必要自己資本額	635,677	729,483
規制自己資本比率	272.93%	226.82%

(2) 経営成績

営業収益

2018年12月期の営業収益は、2017年12月期の324,954千英ポンドから273,301千英ポンドへと51,653千英ポンド(約16%)減少した。

営業費用

2018年12月期の営業費用は、2017年12月期から4,813千英ポンド(約2%)減少の212,042千英ポンドとなった。

税引後経常損益

発行会社の税引後経常損益は、2017年12月期の79,823千英ポンドの利益に比し、2018年12月期は42,775千英ポンドの利益となった。

(3) キャッシュ・フローの状況

	2018年12月末	2017年12月末
	金額(千英ポンド)	金額(千英ポンド)
税引前利益 / 損失	58,702	108,099
非資金項目の調整	26,809	30,568
営業資産及び営業負債の変動	2,831,672	1,132,719
営業活動による現金純額	2,746,161	994,052
投資活動による現金純額	82,256	900,487
財務活動による現金純額	1,961,752	78,619
現金及び現金同等物の純(減少) / 増加額	702,153	14,945

4 【経営上の重要な契約等】

- (1) ( )発行会社の発行枠80億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づく社債、( )発行会社のワラント・プログラムに基づくワラント及び( )金融機関に対するカウンターパーティとしての支払債務それぞれに関する発行会社、三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)及びザ・ローディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー間の2006年8月3日付キープウェル契約

- (2) 発行会社が行ったスワップ取引に係る2007年2月20日付の発行会社と株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)間の保証書(その後、修正及び補完されている。)

## 5 【研究開発活動】

該当事項なし

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

発行会社は、営業店舗として、リース契約に基づきロンドン市 ロープメーカー・ストリート25 ロープ  
メーカー・プレイス EC2Y 9AJ 所在の建物の複数階を使用している。

### 2 【主要な設備の状況】

(単位 : 千英ポンド)

資産	2018年12月31日現在の取得原価	2018年12月31日現在の帳簿価額
建物改良費	14,031	8,155
事務用器具及び備品	1,561	78
事務用設備	25,344	5,710
キャピタル・リース	4,796	1,854
ソフトウェア	181,038	72,776
計	226,770	88,513

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

2019年12月期においては、当社の通常の業務において行われるものを受け、大規模な有形固定資産の取  
得、償却は予定されていない。

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

(2018年12月31日現在)

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
普通株式 2,000,000,000株	1,028,400,830株	971,599,170株

(注) 1. その他Tier 1資本商品はトリガー事象が生じた場合に普通株式に転換されるため、306,978,647株の未発行普通株式が留保されている。

2. 発行会社は2019年2月8日及び2019年3月27日に三菱U F J証券ホールディングスに対して額面1英ポンド普通株式をそれぞれ87,565,800株及び69,218,664株発行したため、2019年6月28日現在の発行済株式総数は、1,185,185,294株である。

##### 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面1英ポンド)	普通株式	1,028,400,830株	該当なし	当社の標準となる株式

#### (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

#### (3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(英ポンド)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2014年12月31日現在	250,000,000	1,010,611,000	250,000,000	1,010,611,000	(注) 1
2015年12月31日現在	-	1,010,611,000	-	1,010,611,000	
2016年12月31日現在	-	1,010,611,000	-	1,010,611,000	(注) 2
2017年12月31日現在	-	1,010,611,000	-	1,010,611,000	
2018年12月31日現在	17,789,830	1,028,400,830	17,789,830	1,028,400,830	(注) 3

(注) 1. 2014年12月30日に発行会社は授権株数を250,000株増加し、同日付で唯一の株主である三菱U F J証券ホールディングスに対して全額払込済み額面1英ポンド普通株式250,000株を発行した。

2. 2016年10月21日に発行会社は授権株数を750,000,000株増加した。

3. 2018年9月28日、当社は三菱U F J証券ホールディングスに対して額面1英ポンド普通株式17,789,830株を発行した。

#### (4)【所有者別状況】

(2018年12月31日現在)

株主名	株主数	所有株式数	所有割合(%)

三菱UFJ証券 ホールディングス株式会社	1	普通株式 1,028,400,830株	100 (注)
-------------------------	---	---------------------	---------

(注) 2006年会社法の株主数に関する要件に従い、発行済株式数のうち普通株式1株は、2018年12月31日現在は元発行会社チーフ・エグゼクティヴ・オフィサー(以下「CEO」という。)兼常勤取締役であるデヴィッド・キング名義で登録され、2019年6月28日現在は発行会社CEO(PRAによる承認待ち)兼常勤取締役であるジョン・ウィンター名義で登録されているが、この株式は三菱UFJ証券ホールディングスに代わり信託されており、本書では三菱UFJ証券ホールディングスの発行会社に対する実質的な所有株式と所有割合を記載している。

#### (5) 【大株主の状況】

上記「(4) 所有者別状況」を参照されたい。

#### 2 【配当政策】

配当については取締役会により決定される。

2018年12月31日現在において、取締役は2018年12月期に関して支払われる普通配当はない旨を提言した。

#### 3 【株価の推移】

該当事項なし

#### 4 【役員の状況】

男性 8 名 女性 3 名 (役員のうち女性の比率27%)

(2019年 6月28日現在)

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
チーフ・ フィナンシャル・ オフィサー	クリス・カイル 1965年4月14日生	<p>1989年 - 1996年 ドレスナー・クライントン・ベンソン 各種役職</p> <p>1996年 - 1998年 同社チーフ・オペレーティング・オフィサー(以下「C O O」という。) - グローバル・マーケット</p> <p>1998年 - 1999年 同社シニア・ビジネス・マネージャー</p> <p>1999年 - 2000年 バークレイズ・キャピタルC O O - 投資銀行部門(グローバル)</p> <p>2000年 - 2001年 ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー チーフ・フィナンシャル・オフィサー(以下「C F O」という。) / ナットウエスト統合マネージャー</p> <p>2001年 - 2003年 同行フィナンシャル・マーケット・ストラテジー ヘッド</p> <p>2003年 - 2006年 同行英国フィナンシャル・コントロール・マーケット ヘッド</p> <p>2006年 - 2008年 同行グローバル・バンキング・アンド・マーケット ファイナンス・ダイレクター</p> <p>2008年 - 2012年 同行グローバル・バンキング・アンド・マーケット C F O</p> <p>2012年 - 2013年 同行マーケット・アンド・インターナショナル・バンキング C F O</p> <p>2013年 - 2014年 同行ロジスティクス・ファイナンス・チェンジ・マーケット ヘッド</p> <p>2015年 - 現在 発行会社C F O兼常勤取締役</p>	0 株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
非常勤社外取締役	ダイアン・ムーア 1962年4月20日生	<p>1985年 - 1997年 イングランド銀行 銀行監督・欧州政策部 アソシエイト、マネージャー、シニア・マネージャー</p> <p>1997年 - 2001年 オーストリア国立銀行顧問</p> <p>2001年 - 2004年 金融サービス機構 国際政策・EU業務 マネージャー</p> <p>2004年7月 同機構ブルデンシャル・スタンダード 次席ヘッド(その後ヘッド)</p> <p>2008年10月 同機構ホールセール&amp;ブルデンシャル・ポリシー・ディヴィジョン シニア・アドバイザー</p> <p>2009年11月 同機構リスク・スペシャリスト・ディヴィジョン シニア・ポリシー&amp;リスク・アドバイザー</p> <p>2012年10月 同機構バンク／P R A トランジッシュン・プログラム シニア・アドバイザー</p> <p>各年月 - 現在 - 三菱UFJ銀行ロンドン支店オーディット・コミッティー委員長          　　- デカルテム・リミテッド常勤取締役          　　- キャンター・フィツツジェラルド ヨーロッパ及びアイルランド 非常勤社外取締役          　　- アクシス・バンクUKリミテッド 非常勤社外取締役          　　- ステッドペイ・リミテッド 非常勤社外取締役</p> <p>2013年4月 - 現在 発行会社非常勤上級社外取締役</p>	0株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
非常勤社外取締役	ウィリアム・フォール 1957年4月17日生	<p>1981年 - 1988年 クラインウォート・ベンソン・リミテッド マネージング・ダイレクター (ロンドン、ニューヨーク及びロサンゼルス)</p> <p>1988年 - 1993年 ウエストパック・バンキング・コーポレーション マネージング・ダイレクター(ニューヨーク)</p> <p>1993年 - 1993年 パーソンズ・スクール・オブ・アート・アンド・デザイン(ニューヨーク)</p> <p>1993年 - 1994年 ヴァージニア大学建築学部(米国 ヴァージニア州シャーロットビル)</p> <p>1995年 - 2006年 バンク・オブ・アメリカ インターナショナル C E O (シカゴ及びロンドン)</p> <p>2006年 - 2007年 休職</p> <p>2007年 - 2009年 ストラウミュル・ブルダラス C E O (ロンドン及びレイキャビク)</p> <p>2009年 - 2010年 休職</p> <p>2010年 - 2013年 ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド マネージング・ダイレクター(ロンドン)</p> <p>2010年 - 現在 アレクサンダー・スクエア・ガーデン・リミテッド ダイレクター</p> <p>2014年 - 現在 - ヒストリック・ロイヤル・パレス キャンペーン・ボード - 発行会社非常勤社外取締役兼取締役 会会長</p> <p>2017年 - 現在 - アンパック・アシュアランス(非常 勤取締役) - サーロー・オーナーズ・アンド・ リースホールダーズ・アソシエー ション(会長)</p>	0 株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
非常勤社外取締役	スティーブン・ジャック 1958年3月21日生	<p>1981年 - 1984年 プライスウォーターハウス</p> <p>1984年 - 1986年 ミッドランド・バンク・インターナショナル</p> <p>1986年 - 1999年 ドレスナー・クラインウォート/クラインウォート・ベンソン 各種ファイナンス関連の職務(ファイナンス・ダイレクターを含む。)</p> <p>1999年 - 2001年 I N G ベアリング C F O</p> <p>2001年 - 2003年 タレット・アンド・東京・リバティー・ピーエルシー C F O</p> <p>2003年 - 2006年 コリングス・スチュワート・タレット・ピーエルシー グループ・ファイナンス・ダイレクター</p> <p>2007年 - 2009年 ストラウミュル・インベストメント・バンク C F O</p> <p>2009年 - 2012年 コンパニー・フィナンシェール・トラディション グループ C F O</p> <p>2013年 - 2014年 R P マーティン 非常勤取締役兼リスク委員会委員長</p> <p>2003年 - 2015年 インディペンデント・リビング・ファンド(政策遂行型政府外公共機関) 非常勤役員兼理事長</p> <p>2012年 - 現在 アンカー・ハノーバー・グループ 副会長(理事)</p> <p>2014年 - 現在 ケンブリッジ・ビルディング・ソサイエティー(副会長)</p> <p>2014年 - 現在 ロイヤル・メンキャップ・ソサイエティ 理事</p> <p>2016年 - 現在 ゴールデン・レーン・ハウジング 理事)</p> <p>2017年 - 現在 発行会社年金制度理事</p> <p>2015年 - 現在 発行会社非常勤社外取締役</p>	0 株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
非常勤社外取締役	ゴードン・サングスター 1952年12月2日生	<p>1981年 - 1985年 バンク・オブ・アメリカ フィナンシャル・プラニング ヨーロッパ・中東・アフリカ担当ヘッド(ロンドン駐在)</p> <p>1985年 - 1988年 同行インターナショナル・フィナンシャル・コントローラー(サンフランシスコ駐在)</p> <p>1989年 - 1994年 同行カントリー・トレジャラー(フランス)(パリ駐在)</p> <p>1994年 - 1999年 同行ヨーロッパ・中東・アフリカ担当 トレジャラー兼C O O(ロンドン駐在)</p> <p>1999年 - 2001年 同行アジア担当キャピタル・マーケッツ ヘッド(香港駐在)</p> <p>2001年 - 2005年 同行英国・オーストラレーシア・北米 担当トレジャラー(ニューヨーク・ロンドン駐在)</p> <p>2005年 - 2008年 同行アジア担当グローバル・マーケッツ・グループ ヘッド(香港駐在)</p> <p>2009年 - 2012年 同行インターナショナル・トレジャラー(ロンドン駐在) メリルリンチ・インターナショナル・リミテッド、バンク・オブ・アメリカ・セキュリティーズ・リミテッド及びメリルリンチ・インターナショナル・バンク・リミテッド取締役 インターナショナル・ガバナンス・アンド・コントロール・コミッティー委員</p> <p>2012年 - 2015年 同行アジア太平洋担当マネージング・ダイレクター兼トレジャラー リージョナル・エグゼクティヴ・コミッティー及びリージョナル・コントロール・コミッティー委員兼インターナショナル・バランスシート・アンド・リキディティー・マネジメント・コミッティー会長</p> <p>2017年 - 2018年 ワイルダーネス・クラブ・リミテッド 常勤取締役</p> <p>2019年 - 現在 M U F G セキュリティーズ(ヨーロッパ)エヌヴィイ会長兼非常勤社外取締役 発行会社非常勤社外取締役</p>	0 株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
非常勤社外取締役	アイリーン・テイラー 1958年8月26日生	<p>1980年 - 1988年 ケミカル・バンク クレジット・トレーニング・プログラム及び各種クレジット関連役職</p> <p>1988年 - 1999年 バンカース・トラスト クレジット・オフィサー及びドイチェ・バンク・インテグレーション・チーム等各種役職</p> <p>1999年 - 2018年 ドイチェ・バンク グローバル・フォーリン・エクスチェンジ担当C O O、同行インスティチューションナル・クライアント・グループ担当C O O、同行グローバル・マーケット・ヨーロッパ担当C O O、同行ダイバーシティ担当グローバル・ヘッド、ドイチェ・バンク U K バンク・リミテッドC O O、ドイチェ・バンク レギュレーター・マネジメント担当グローバル・ヘッド)</p> <p>2018年 - 現在 N H S イースト・ロンドン・ファンデーション・トラスト(非常勤取締役)</p> <p>2018年 - 現在 発行会社非常勤社外取締役</p>	0 株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
チーフ・エグゼクティヴ・オフィサー (PRAの承認待ち)	ジョン・ウィンター 1963年8月9日生	<p>1985年 - 1987年 メリルリンチ デット・キャピタル・マーケット アナリスト</p> <p>1987年 - 1992年 同社インベスター・ストラテジーズ・グループ ダイレクター</p> <p>1992年 - 1996年 同社ドイツ デット・キャピタル・マーケット ヘッド</p> <p>1996年 - 2001年 ドイチエ・バンク デット・キャピタル・マーケット担当マネージング・ダイレクター兼ヨーロッパ・ヘッド</p> <p>2001年 - 2010年 バークレイズ ヨーロッパ・中東・アフリカ担当ヨーロピアン・インベストメント・バンкиングUK ヘッド</p> <p>2010年 - 2016年 同社コーポレート・バンкиング CEO</p> <p>2019年 - 現在 リチャード・ハウス・チルドレン・ホスピス</p> <p>2019年 - 現在 発行会社及び三菱UFJ銀行ロンדון支店CEO(PRAの承認待ち)兼常勤取締役</p>	1株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
チーフ・リスク・オフィサー	キャサリン・ブレット 1965年7月28日生	<p>1988年 - 1992年 バークレイズ グラジュエイト・トレーニー</p> <p>1993年 - 1994年 同社マネージャー - マーケット部門ストラテジック・ディベロップメント担当</p> <p>1994年 - 1996年 同社アソシエイト・ダイレクター - トレジャリー・プロダクト担当市場リスク管理</p> <p>1996年 - 2000年 バークレイズ・キャピタル ダイレクター - グローバル金融機関担当リレーションシップ・マネージャー</p> <p>2000年 - 2002年 同社ダイレクター - グローバル金融機関グループ担当プランニング ヘッド</p> <p>2002年 - 2004年 シティグループ ダイレクター - 英国の銀行及び証券会社担当</p> <p>2004年 - 2008年 H S B C マネージング・ダイレクター - 銀行及び非銀行系金融機関(ヨーロッパ)ヘッド</p> <p>2008年 - 2010年 同社マネージング・ダイレクター - グローバル・パートナーズ・プログラム ヘッド</p> <p>2010年 - 2014年 同社C O O - ヨーロッパ・リスク・コンプライアンス担当</p> <p>2012年 - 2014年 同社チーフ・データ・オフィサー - グローバル・リスク・コンプライアンス担当(兼C O O)</p> <p>2014年 - 2016年 同社チーフ・リスク・オフィサー(以下「C R O」という。) - 國際・ヨーロッパ・中東・アフリカ(EMEA)担当</p> <p>2016年 - 2017年 サンタンデールU K ピーエルシー C R O - コーポレート・バンク担当</p> <p>2018年 - 現在 当社及び三菱U F J 銀行ロンドン支店 C R O 兼常勤取締役</p>	0株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
非常勤取締役	安田 正道 1960年8月22日生	<p>1983年 株式会社東京銀行八重洲通り支店入行</p> <p>1985年 同行為替資金部</p> <p>1986年 同行人事部</p> <p>1986年 同行ロンドン支店為替課</p> <p>1988年 同行新宿支社</p> <p>1990年 同行為替資金部 部店長代理</p> <p>1993年 同行ロンドン支店為替課 部店長代理</p> <p>1999年 同行為替資金部 主任調査役</p> <p>2004年 株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という。) 総合企画室 財務Gr 次長</p> <p>2006年 三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部 財務企画Gr次長(東京)</p> <p>2008年 三菱東京UFJ銀行 米州金融市場部長兼三菱東京UFJ信託会社 出向</p> <p>2009年 執行役員 ユニオン・バンク派遣</p> <p>2011年 同行及び三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 國際企画部長(東京)</p> <p>2014年 同行常務執行役員 市場部門副部門長兼三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員・市場事業担当</p> <p>2014年 - 現在 グローバル・フィナンシャル・マーケット・アソシエーション取締役</p> <p>2015年 - 現在 三菱UFJフィナンシャル・グループ常務取締役</p> <p>2015年 - 現在 三菱UFJ証券ホールディングス取締役</p> <p>2015年 - 2019年 三菱UFJ銀行常務取締役</p> <p>2019年 - 現在 三菱UFJモルガン・スタンレー証券取締役会役員</p> <p>2019年 - 現在 バンクダナモンコミナリス顧問</p> <p>2014年11月 - 現在 発行会社非常勤取締役</p>	0株

役職名	氏名及び生年月日	略歴	所有株式数
非常勤取締役	末廣 安隆 1962年12月10日生	<p>1988年4月 株式会社東京銀行入行</p> <p>1996年 - 2003年 東京三菱インターナショナル・ピーエルシー</p> <p>2004年 - 2006年 株式会社東京三菱銀行 投資銀行・資産管理企画室シニア・マネージャー</p> <p>2006年 - 2007年 三菱ＵＦＪセキュリティーズインターナショナル・ピーエルシー(現発行会社)ヘッド・オブ・プランニング</p> <p>2007年 - 2012年 発行会社ヘッド・オブ・アドミニストレーション・ユニット兼チーフ・アドミニストレーション・オフィサー</p> <p>2012年 - 2013年 三菱ＵＦＪセキュリティーズ(ＵＳＡ)インク Deputy CEO</p> <p>2013年 - 2016年 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス執行役員兼三菱ＵＦＪセキュリティーズ(ＵＳＡ)インク Deputy CEO</p> <p>2016年 - 2018年 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス 執行役員兼M U F Gセキュリティーズ・アジア・リミテッド取締役</p> <p>2018年 - 2018年 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス 執行役員兼M U F Gセキュリティーズ・アジア・リミテッド会長</p> <p>2018年 - 2018年 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス 執行役員兼海外副総括兼国際事業統括部の副統括</p> <p>2018年 - 現在 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス 常務執行役員兼国際事業統括部の副統括兼 Deputy COO I兼海外コーポレート・アフェアーズ担当エグゼクティブ</p> <p>2018年 - 現在 同社取締役</p> <p>2018年 - 現在 M U F Gセキュリティーズ・アメリカス・インク及びM U F Gセキュリティーズ(カナダ)リミテッド及び発行会社取締役</p> <p>2019年 - 現在 M U F Gセキュリティーズ・アジア・リミテッド及びM U F Gセキュリティーズ・アジア(シンガポール)リミテッド取締役</p>	0 株

役職名	氏名及び生年月日	略歴		所有株式数
非常勤取締役	佐崎 孝教 1964年7月5日生	1988年 株式会社東京銀行入行 池袋支店 1996年 株式会社東京三菱銀行 2006年 三菱東京U F J銀行 2012年 同行アジア本部アジア企画部 副部長 2013年 同行国際企画部アユタヤプロジェクト 推進室長 兼 企画部アユタヤプロジェクト 推進室長 2013年 アユタヤ銀行出向 2013年 三菱東京U F J銀行 執行役員 アユタ ヤ銀行派遣 2015年 同行執行役員 国際市場リスク統括部長 兼 コンプライアンス統括部 部長(特命 担当) 2015年 三菱U F Jフィナンシャル・グループ 執行役員 国際市場リスク統括部長 兼 コンプライアンス統括部 部長(特命 担当) 2015年 同社及び三菱東京U F J銀行 執行役員 国際市場コンプライアンス部長 2016年 三菱東京U F J銀行 執行役員 国際法 人部長 兼 ソリューション本部 シンジ ケーション・プロダクト統括部 部長 (特命担当) 2016年 三菱U F Jフィナンシャル・グループ 執行役員 国際法人部長 兼 ソリュー ション企画部 部長(特命担当) 2018年 三菱U F J銀行 執行役員 欧州副担当 兼 欧州法人営業統括部副部長(特命 担当) 2018年 三菱U F Jフィナンシャル・グループ 執行役員 欧州副担当 2019年 三菱U F J銀行 常務執行役員 欧州副 担当 兼 欧州法人営業統括部副部長(特 命担当) 2019年 三菱U F Jフィナンシャル・グループ 常務執行役員 欧州副担当 2019年 三菱U F J銀行 常務執行役員 欧州担 当 兼 欧州法人営業統括部副部長(特 命担当) 2019年 三菱U F Jフィナンシャル・グループ 常務執行役員 欧州担当		0株

2018年12月期の役員の報酬については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 2018年12月31日現在および  
2018年12月31日に終了した事業年度の財務諸表 - 財務諸表に対する注記26」を参照されたい。

## 5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

以下は、2019年6月28日現在の情報である。

#### 取締役会

リスク管理の責任は、ボード・リスク・コミッティー(以下「BRC」という。)の支援を受けて、取締役会が担っている。当社の事業戦略の一環として、取締役会は、当社がさらされているリスクを検討し、当該リスクのそれぞれについて、リスク選好及び管理戦略を特定する。主要な金融リスク、オペレーションル・リスク及び風評リスクの詳細については、下記で定義し、説明している。

取締役会は、当社の全社的なリスク管理の枠組みを承認している。この枠組みは、引き受けたリスクが、適切に測定、監視、報告、統制され、当社のリスク選好の範囲に制限されていることを確実にするための、リスク選好、リスク戦略、リスク・ガバナンス、リスク報告及びリスク統制に対する当社のアプローチを記載している。取締役会は、全社的なリスク管理の枠組みの適切性をレビューする最終的な責任を負っている。取締役は、現在実施されている当該枠組みが適切であると考えている。

#### ボード・リスク・コミッティー

BRCの目的は、当社が直面する最優先の新たなリスクを取締役会の代わりに監視して、取締役会が確実に当社のリスク選好に対応できるよう、当社のリスク選好及びリスク戦略、リスク管理の枠組み(原則、方針、方法、システム、プロセス、手続及び人員を含む。)及びリスク・カルチャーについて検討し、取締役会に提言を行うことである。

2018年12月31日現在、BRCは、取締役会会長を含む非常勤社外取締役で構成されていた。BRCは、チーフ・リスク・オフィサー(以下「CRO」という。)の常時出席によりサポートされている。リスク・カルチャー及び規制の変更は引き続きBRCが焦点を当てた重点事項であった。BRCが焦点を当てたその他の項目には、地政学的不確実性から生じるリスク、三菱UFJ銀行との主要なビジネス機能の統合から生じるリスク、英国の欧州連合離脱に関する交渉に関連する政変に起因する準備及び緊張、情報セキュリティ、操業上のレジリエンス・リスク、テクノロジー・リスク及びサイバー・リスク、一般データ保護規制(以下「GDPR」という。)の実施、資本、流動性及びレバレッジ比率に関する内部の適合性評価及び予測並びに当社の全体的なリスク選好及び当社の各事業部門のリスク・プロファイルがあった。

#### リスクの構成及びその他のコミッティー

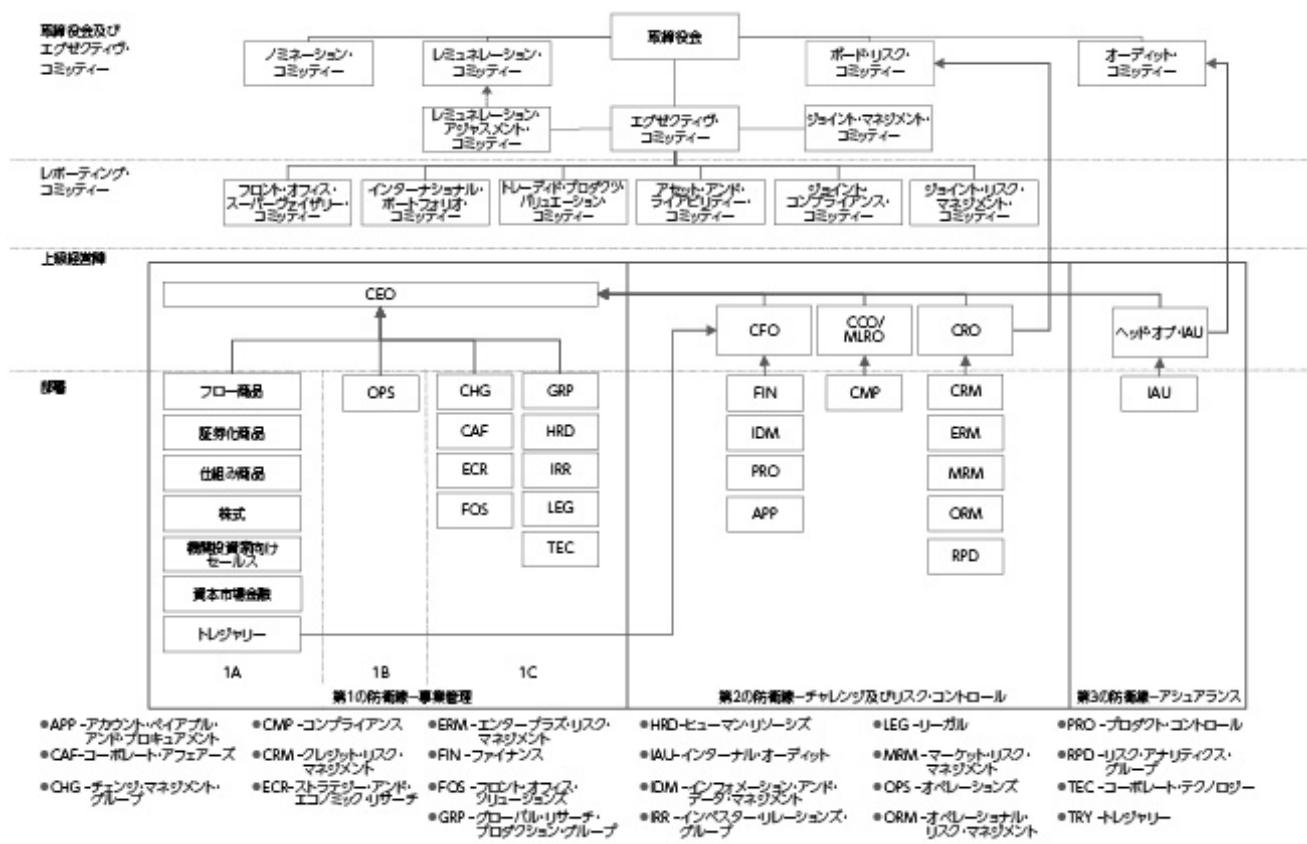
日々のリスク管理は当社の全ての従業員が責任を負う。コンプライアンス・リスク、行為リスク及び風評リスクを除く第2の防衛線であるリスク管理の責任は、CROが担っており、CROはCEO及びBRCに直接報告している。市場リスク、信用リスク、オペレーションル・リスク及びモデル・リスクは、下部組織サブ・コミッティーの支援を受けながら、ジョイント・リスク・マネジメント・コミッティー(以下「JRM C」という。)によって監視されている。

評価リスクはトレーディド・プロダクト・バリュエーション・コミッティー(以下「TPVC」という。)によって監視される。流動性リスク及びキャピタル・リスクはアセット・アンド・ライアビリティー・コミッティー(以下「ALCO」という。)によって監視され、同コミッティーの委員長はチーフ・フィナンシャル・オフィサー(以下「CFO」という。)が務める。コンプライアンス・リスク、行為リスク及び法的リスクは、ジョイント・コンプライアンス・コミッティー(以下「JCC」という。)によって監視されている。コンプライアンス・リスク及び行為リスクに関する第2の防衛線であるリスク管理は、チーフ・コ

ンプライアンス・オフィサー（以下「CCO」という。）が担っており、COOはCEOに直接報告している。風評リスク管理は、CEO及びエグゼクティブ・コミッティーが担っている。

これらのエグゼクティヴ・サブ・コミッティーは、それぞれエグゼクティヴ・コミッティーに報告を行っている。エグゼクティヴ・コミッティーは取締役会に直接報告している。また、J R M C はC R O を通じてB R C に報告している。

2018年12月31日現在の当社のリスク・コミッティー及び企業組織は以下の通りである。



## 三つの防御線

当社のリスク・ガバナンスは、「三つの防御線」アプローチに基づいている。

### 1. 事業管理 - フロント・オフィス及び機能支援部門

部門長及びフロント・オフィスの全スタッフは、以下に責任を負う。

- ・事業活動に内在するリスクの管理
- ・スタッフの監督、能力及びトレーニングの確保
- ・エグゼクティヴ・コミッティー、ジョイント・マネジメント・コミッティー、J R M C 及びA L C O に対してリスク課題を上申する。

### 2. チャレンジ及びリスク・コントロール - リスク部及びその他のコントロール支援部門

- ・フロント・オフィスから独立しており、C R O、C F O 及びC C O の主導による。
- ・当社のチェックとバランスのシステムを維持することを可能にする。
- ・J R M C、T P V C、A L C O 及び必要に応じてエグゼクティヴ・コミッティーに対してリスク課題を上申する。
- ・C F O、リスクに関する職務及びJ R M C は、C E O から独立しているB R C へのレポートイング・ラインを有している。

### 3. アシュアランス - 内部監査

- ・アシュアランス業務は、内部監査によって実行される。
- ・上級経営陣及び取締役会のオーディット・コミッティーへの独立した意見
- ・上級経営陣によってデザインされ導入された内部統制システムの妥当性及び有効性の客観的評価及びそれらの改善
- ・統制システムが、当社の統制目的を達成しているか、又は達成する可能性が高いかどうかについての上級経営陣への報告
- ・取締役会のオーディット・コミッティー委員長への独立したレポートイング・ライン

## 類型別リスク管理

### 市場リスク

市場リスクとは、トレーディング・ポートフォリオにおける市場価格の変動による損失のリスクである。当社は、市場リスクから生じる潜在的損失を取締役会が設定したリスク選好の範囲内に確実に留めるという全般的な目的のために、かかるリスクを定量化し統制するために以下に記載する様々なリスク測定値を使用している。

- ・バリュー・アット・リスク(以下「V a R」という。)、ストレス・バリュー・アット・リスク(以下「S V a R」という。)及び自己資本賦課(以下「I R C」という。)測定値は、一定の信頼水準及び保有期間に基づく、潜在的損失の総合的な指標を提供する。
- ・リスク要因の感応度は、各リスク要因の変動の影響を測定し、リスクの集中を特定し統制することを可能にする。

- ・ ストレス・テストは、市場価格の著しい変動に対するポートフォリオのエクスポートを監視し統制するために使用される。関係する市場要因及び各種市況におけるシナリオに対するエクスポートを対象とする一連のストレス・テストを実施する。
- ・ ストップロス限度額及び損失限度額は実際の損失を当社、事業単位、部及びトレーダーのレベルで監視する。

## 信用リスク

信用リスクとは、顧客、発行者又は取引相手の債務不履行によって生じる損失のリスクであり、決済リスクを含むあらゆる形式の信用エクスポートを対象として生じる。

当社は、当社内で作成・承認され、親会社が承認した方針に準拠して信用リスクを管理している。取引相手に対するエクスポートは、信用リスクの評価、限度額の設定、エクスポートの監視及び例外報告により管理されている。

当社は、個々の取引相手の債務不履行の確率を、外部機関の格付け、信用リスクの市場価格及び内部の基礎的分析を組み合わせた格付け方法を使用して算定している。

信用リスク管理に関する日々の管理責任は、組織上フロント・オフィス部門から独立しているクレジット・リスク・マネジメント部及び新たな信用リスク管理モデルの策定に責任を負うリスク・アナリティック・グループが担っている。日次の信用リスク報告書が、当社内部及び外部業者のシステムを用いて上級経営陣及びトレーディング部門向けに作成される。この報告書の目的は以下の通りである。

- ・ 信用リスク・エクスポートの特定、定量化、監視及び統制
- ・ 全ての商品クラスについて取引相手ごと、及び承認されている与信限度ごとの信用リスク・エクスポートに関する十分な、適時かつ適切なデータの提供
- ・ 全ての取引相手に関する静的データの維持
- ・ 必要に応じた、適時な信用リスク報告書の作成
- ・ 当社の担保に関する方針に準拠した担保の受領による信用リスクの軽減
- ・ 信用ポートフォリオの監視及び分析の実施

クレジット・リスク・マネジメントは、月次で当社の信用リスク・エクスポート合計額をクレジット・リスク・マネジメント・コミッティー（以下「J R M C」という。）に報告する。J R M C はJ R M C のサブ・コミッティーである。月次報告には、多額のエクスポート、低格付けの発行者及び取引相手に対するエクスポート並びにリスクの高い業界及び国に対するエクスポートの見直しが含まれる。J R M C は重要事項をJ R M C に上申する。J R M C は、与信に関する方針が精査され、最終承認されるフォーラムである。

当社の信用リスク・エクスポートの要約は、J R M C に加えて、B R C にも月次で報告される。

信用エクスポートは、通常、純額ベースで測定される。すなわち、受け入れた担保を考慮し、クローズアウト・ネットティングを認める法的強制力のあるマスター・ネットティング契約が締結されていることを前提として、正及び負の価値を有する取引を集計することにより測定される。デリバティブの取引相手の信用リスクを軽減するために、当社はほとんどの取引相手とクレジット・サポート・アネックスを締結し、Mitsubishi UFJ フィナンシャル・グループのグループ企業と保証契約を締結しており、リスクはこれらの保証を差し引いて管理されている。

## 信用集中リスク

信用集中リスクとは、単一の銘柄、セクター又は地理的集中によるエクスポートの不均等な分配から生じるリスクである。当社は、信用エクスポートに関する日次報告を通じて、信用の集中を分析している。当社のエクスポートは、国債、金融セクター並びに日本の市場及び取引相手に対するエクスポートに集中している。

### 流動性リスク

流動性リスクは、当社が、期限が到来したときに金融債務を履行するための十分な財源が不足するリスクである。このリスクは金融機関固有の事象と市場規模の事象の両方から生じる可能性がある。

### 監督

流動性リスク管理の最終的な責任は、当社の流動性リスク選好(戦略上の目的を追求する上で当社が選択するリスクの水準)を設定する取締役会にある。取締役会は、流動性リスクに関して、エグゼクティブ・コミッティーに対し、流動性ストレス・テストの明確化並びに事業部門ごとの無担保の資金調達限度額、移転価格設定及び方針、資金調達に関するコンティンジェンシー・プラン等の承認を義務付けている。

エグゼクティブ・コミッティーは、ALCOに委譲する権限及び裁量権を決定している。ALCOは、月1回又は必要に応じて臨時でミーティングを開催している。

- ・ 資金調達及び流動性リスク方針の見直し及び定義
- ・ 当社の流動性リスク・プロファイルの監視、及び当該プロファイルが取締役会が承認した流動性リスク選好に準拠しているかどうかの検討
- ・ ストレス・テストの監視及び検討
- ・ 当社に対する流動性リスク・エクスポートの測定、監視及び軽減
- ・ 当社の資金移転価格設定(以下「FTP」という。)プロセス及び無担保資金調達限度額配分プロセスを通じて流動性のコスト及び入手可能性を反映する、適切なビジネス・インセンティブの維持の確保
- ・ 重要な流動性リスク要因の検討及び生じた問題に対する優先順位の決定
- ・ 事業予測及び目的の観点からの当社の資金調達計画及び調達方法多様化戦略の決定

当社は、当社の流動性資金が十分であるかを監視するため及び流動性リスク管理のための統合的アプローチを確保するために多くの定量的及び定性的測定を用いている。この枠組みには以下に記載される一連のツールが組み入れられている。

### 内部ストレス・テスト

当社の主要な流動性ストレス・テストのツールは最大累積アウトフロー(Maximum Cumulative Outflow)であり、流動性リスクの全ての重要な要因(オン・バランスシート及びオフ・バランスシートの両方)を取り込み、ストレス事象を乗り切るために必要となる流動性資源の規模を決定するために、以後の流動性の流出を評価するように設計されている。このモデルは、市場の慣行、規制上の要件及びストレス下の市況における過去の経験に基づいたシナリオを使用して開発された。このモデルは、ベースライン(通常の事業の状況を反映)、システム(市場規模の流動性事象を参照)及び組み合わせ(市場と当社固有のストレス事象の組み合わせに類似)として分類されたシナリオの合成に基づいている。ストレス・テストは、総合的な通貨基準及び個別の重要な通貨の両方で行われる。

### 資金移転価格設定

当社は、無担保資金調達の使用量及び基礎となる流動性の必要量に基づいて、流動性に対する需要を調整し、流動性コストを配分することによって、流動性リスク選好を事業の戦略上の目的と一致させようとしている。ALCOは、FTPの方針の枠組みに責任を負っている。また、トレジャリーはFTPの枠組みの日々の適用に責任を負っている。資金調達コストは、現在の在庫ポジション及び継続中の営業活動を賄うための資金調達の必要量に基づいて各事業に配分される。偶発的な流動性の流失をカバーするために留保された流動性のコストも事業に配分される。これには、規制上の流動性の要件をカバーするために留保された流動性も含まれる。

#### 資金調達計画

貸借対照表予測プロセスは、貸借対照表、資金調達の要件及び無担保資金調達のための当社の能力の予測に関するトレジャリーによる評価と、無担保資金調達の事業部門による全ての要請との均衡を保っている。ALCOは、事業部門に対する調達限度額の割当を含む資金調達計画を検討し承認する。これは、事業活動が通常の事業の状況において適切な流動性を調達する当社の能力に未知の制限を課さないことを確実にし、事業部門の資金の使用量の予測において、トレジャリーが流動性の適切な水準を計画し維持することを可能にする。資金調達に関する流動性リスクの監視の一部として、トレジャリーは、取締役会のガイドラインに従って、短期及び長期的な通貨のミスマッチの範囲を検討する。

#### 流動性資産バッファー

流動性の必要量は、内部のストレス・テストの枠組みと規制上の要件の両方によって定量化される。当社は、優良な国債及び多国間開発銀行、地方自治体及び政府機関が発行した債券並びに中央銀行預金(該当する場合)の流動性ポートフォリオを保有している。流動性ポートフォリオは、再担保差入に対する制限がなく、当社が法的所有権を完全に有していて、抵当に入っていない状態で保有されている。流動性ポートフォリオの投資基準は、マーケット・リスク・マネジメントによって課され監視されるリスク限度額と共にALCOにより承認される。

#### 資金調達に関するコンティンジェンシー・プラン

資金調達に関するコンティンジェンシー・プラン(以下「CFP」という。)は、上級経営陣がストレス事象の兆候を示す内部及び外部のトリガーを特定し、明確な事業計画、明確に定義された意思決定責任並びに内部及び外部の利害関係者との効果的なコミュニケーションを通じて、流動性リスク・エクスポージャーの安定化及び軽減に対して最も効果的な対応を開始することを可能にしている。CFPはまた、流動性に対する懸念が高まった期間に追加的な資金調達を行う方法について明確にしている。

当社はまた、重度のストレスからの回復又は秩序立った解決を促進するための措置を検討する詳細な回復計画を維持している。

#### 流動性の段階的評価

資金調達に関する流動性リスク管理の方針における主要な評価の枠組みは、流動性の段階的評価である。これは、当社及び三菱UFJ証券ホールディングス・グループの他の企業に影響を及ぼす外部環境の正式な評価である。

流動性の段階は、資金調達の利用可能性の評価によって決定され、早期警告指標、当社の内部ストレス・テスト及び規制上の流動性要件への準拠の組み合わせにより監視されている。流動性の段階の引き上げは、特に広範囲にわたる、講じるべき軽減措置を規定しているCFPの発動と連結している。それらの措置は、関連市場、経済又は顧客への影響を考慮した上で講じられる。流動性の段階が引き上げられた場合、ALC

Oからの正式な承認が必要となる。ALCOはその決定に従って段階の引き上げを行い、必要に応じて、制裁措置を講じる。流動性の段階の監視は、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスレベルで継続して行われる。三菱UFJ証券ホールディングスレベルでの流動性の段階の引き上げは、当社にも影響を及ぼす可能性のある状況の悪化とみなされる。資金調達に関する流動性リスク方針は、各段階において部門が講じるべき一般的な偶発的措置を特定している。

### 資産の抵当権

資産の抵当権は、担保付資金調達及びその他の担保付債務に対して差し入れた担保から発生する。当社は、その事業の性質により、買戻条件付売却契約及びその他の類似する担保付借入によって債務証券の一部の調達を行っている。さらに、債務証券及び現金は、中央清算機関からの当初証拠金及び変動証拠金の要求や、デリバティブ及び買戻条件付売却契約の証拠金の要求を満たすためにも提供される。

当社は、担保付及び無担保の資金調達源の構成を監視して、担保付で資金を調達し、他の担保付債務を履行するために担保の効率的な利用に努めている。

### 規制

当社は、PRAに提出する内部流動性十分性評価プロセスの一部として、流動性の十分性を評価している。流動性カバレッジ比率を含む現行の規制上の流動性要件への当社の遵守は、内部ストレス・テストの枠組みにより補完される。当社は、流動性を慎重に管理し、規制上の要件を十分に超過する流動性資産バッファーを保有している。

### キャピタル・リスク

キャピタル・リスクは、当社による事業計画の実施により生じる必要資本を満たすために必要な資本の源泉が不足するリスクである。

当社は、以下の目的のための方針及び手続によりキャピタル・リスクに対するエクスポートジャーナーの管理及び統制を目指している。

- ・ 当社が携わるリスクを支援するための十分な資本の源泉を確保すること。
- ・ かかる目的が3カ年事業計画において維持されるよう適切な資本計画を特定すること。
- ・ 当社が効果的な方法でこれらの目的を達成するように、資本の源泉の構成要素の相対的割合を管理すること。

ALCOは当社の資本管理を監視する第一義的な責任を負う。JRCMは、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク及びその他のリスクが資本の必要量及び資本の源泉に直接影響を及ぼすため、補助的な責任を負う。当社は、主要な資本の感応度及びALCO及びJRCMに定期的に報告される自己資本比率の変動要因の分析を測定する。

当社は、内部の目標に対する事業レベルでの資本の必要量の評価を受けて、規制上の最低必要量及び当社レベルの内部目標に対するキャピタル・リスクを評価する。キャピタル・リスクの評価は定期的にALCO及びJRCMに報告される。キャピタル・リスクの報告は日次で上級経営陣に回覧され、取締役会及びコミッティーレベルで議論される。

当社は、突然に資金調達又は事業の縮小をしなければならないリスクを軽減するために資本計画のバッファーを決定し維持している。当社の目的は、事業を著しく変更することなく、厳しいものの妥当なストレスに耐えるように資本を管理することである。かかる資本計画のバッファーは当社の事業に対する妥当なストレスに基づき決定される。

## モデル・リスク

モデル・リスクは、不適当又は不正利用されたモデルのアウトプット及び報告に基づく決定から生じる損失の可能性である。

当社は、モデルの構築とモデルの検証の責務を分別することによりモデル・リスクを管理している。当社が使用したモデルを監視する統治サブ・コミッティー及びワーキング・グループがある。リスク・モデルについては、ジョイント・モデル監視コミッティー(以下「J M O C」という。)がJ R M Cに報告を行い、継続的な検証のアウトプットの検討及びモデルの実施に責任を負う。ヴァリュエーションズ・ワーキング・グループ(以下「V W G」という。)は価格決定モデルの使用を監視する。リスク・モデルの単独の検証は、当社の内部監査部の一部であり、J M O C及びV W Gのメンバーでもある独立したリスク検証部門により行われる。

## オペレーションル・リスク

オペレーションル・リスクは、不適切な、又は機能不全の内部プロセス、人員及びシステム又は外部事象から生じる損失のリスクと定義され、法的リスクも含む。

当社は、方針及び手続を通じてオペレーションル・リスクに対するエクスポージャーを管理・統制し、以下を確実に実施することを目的としている。

- ・ 不正行為に対するエクスポージャーのリスクを軽減する。
- ・ 取引を正確かつ適時に処理する。
- ・ 情報処理設備、インフラストラクチャー及びデータの完全性及び入手可能性を保護する。
- ・ 顧客情報の機密性を保持する。
- ・ 適切な人数の経験豊富なスタッフを雇用し、関連する雇用法及び規制に準拠する。
- ・ 従業員及び訪問者の双方にとって安全な職場環境を確立する。
- ・ 偶発的な事件の発生の可能性及び事件の発生による影響を削減する。

当社は、ピラー オペレーションル・リスク自己資本規制の計算に標準的手法(以下「T S A」という。)を採用している。当社は、オペレーションル・リスクの管理及び測定に主要な業界慣行を採用することに取り組んでおり、オペレーションル・リスクに対する追加的な資本を保有すべきかどうかを決定するためのシナリオに基づく一次的な資本モデルも策定している。

当社は、専門のオペレーションル・リスク管理部門を有している。重要な問題は上位のO C Cに委ねられる。O C Cは月次で会議を行い、上級経営陣及び統制部門長が出席する。

オペレーションル・リスクの管理を円滑に行うために、当社はリスクをバーゼル の7つのカテゴリーに細分化している。

1. 実行、引き渡し及びプロセス管理リスク
2. 顧客、商品及び事業慣行リスク
3. 内部不正行為リスク
4. 外部不正行為リスク
5. 雇用慣行及び職場の安全性に関するリスク
6. 事業の混乱及びシステム障害リスク
7. 物的資産への損害リスク

## オペレーションル・リスク管理の枠組み

オペレーションアル・リスク管理の枠組みは、当社の方針及び詳細な基準の範囲内で定義され、以下の重要な要素により構成される。

- ・ 統治：オペレーションアル・リスク統治体制は、主要なリスク並びに統治上の懸念事項及び事故が上申され、リスク管理の行為が促進され、リスク管理の決定がなされるコミッティー及び会議について概要をまとめている。
- ・ リスク選好：当社は、オペレーションアル・リスクから生じる可能性のある財務上及び非財務上の影響の両方を反映して、オペレーションアル・リスク選好を量的及び質的に定義している。
- ・ 自己評価：当社の経営陣は、主要なオペレーションアル・リスクの軽減に対するコントロールの有効性を、当社の選好と比較して自己評価する。
- ・ 主要なコントロールの認証：経営陣は、主要なコントロールが正しく機能していたことを定期的に確認する。
- ・ シナリオ分析：当社は、極端であるが起こり得る事象のリスクを評価するためにシナリオ分析を行う。
- ・ 主要なリスク及びコントロールの指標：オペレーションアル・リスク・プロファイルを監視し、リスク水準が許容範囲を超えたときに経営陣に警告するために、当社はこれらの測定基準を使用する。
- ・ 事故及び損失：当社は、特定の基準値を上回るオペレーションアル・リスクによる損失(又は利益)の内容、及びその事故により損失(又は利益)が発生しない場合でも、当該事故内容、並びに該当する場合には根本的原因の分析を体系的に収集する。
- ・ 是正措置：是正措置の進捗状況は追跡され、報告される。
- ・ 報告：オペレーションアル・リスクを理解、監視、管理およびコントロールするために、オペレーションアル・リスク部門及び経営陣によって報告が行われる。
- ・ 保険：リスク管理手法の一部として、当社は一部のオペレーションアル・リスクの影響を軽減するため保険を利用する。
- ・ 研修：従業員は、年1回、オンラインでオペレーションアル・リスク認知度研修を受けることを義務付けられている。

当社は、専門オペレーションアル・リスク管理部門を有している。重要な問題はジョイント・オペレーションアル・リスク・コントロール・コミッティー(以下「JORCC」という。)に上申され、JORCCはJRCMに報告し、月次で会議を行う。

#### テクノロジー・リスク及びサイバー・リスク

オペレーションアル・リスク管理部門は第2の防衛線である、テクノロジー・リスク及びサイバー・リスクを含むオペレーションアル・リスクの監視及び課題に対して責任を負う。テクノロジー・リスク及びサイバー・リスクの管理情報(以下「テクノロジー・リスク及びサイバー・リスクの管理情報」という。)はJORCCに提出され、重要事項はJRCMに上申される。

当社は、専門のテクノロジー部門を有しており、同部門は第1の防衛線であるテクノロジー・リスク及びサイバー・リスク(ネットワーク・セキュリティ、マルウェア及びファイヤーウォールの警告の監視、アクセス管理、データのバックアップ、パッチ、ユーザー向け認知研修の実施、基盤のプラットフォーム及び業務アプリケーションにおける潜在的なセキュリティの脆弱性を特定するための事故の監視及び報告並びに侵入テストを含む。)のコントロールに対して責任を負う。また、当社は、情報テクノロジーのコントロールの責任を負う専門のITリスク・コントロール部門を有しており、サイバー・リスクの管理を確保し

ている。当社には、テクノロジー・リスク及びサイバー・リスクの管理統制を改善するために継続的に投資を行う進行中の作業プログラムがある。

### 年金リスク

年金リスクは、確定給付年金制度の資産の価値が負債に対して不足しているリスクである。主なリスクは、年金制度が保有する資産の価値が大幅に低下し、負債にこれを相殺する変動がないこと又は相殺する資産の増加がない状態で負債が増加することである。

当社の確定給付年金制度は、1999年7月2日に新規雇用の従業員に対する適用を停止した。保有する資産は負債と正確には一致していない。基金の数理評価は、年金受託者のために3年ごとに実施することが義務付けられている。制度の調達原則の記述書は、次の10年以内に積立不足を解消する回復計画を要求している。当該制度は2011年1月31日に将来の給付発生を停止した。この措置により、当該確定給付制度の負債の見積額の将来的な増加は抑えられた。当社は、自己資本比率に関する内部評価プロセスの一環として年次で年金リスクを計算し、その年金基金の重要な積立不足が発生する可能性を軽減するための資本を保有している。

### 事業リスク

事業リスクは予想収益と予想費用との間の感応度である。これは、費用ベースをいかに容易に予想収益より低く管理することができるかについての測定値である。事業を行うリスクは、市場の環境に左右される実現収益と比較した、事業計画上の予想の変動性として区分される。プレゲジットに対応するために事業計画は拡張された。

### 戦略リスク

戦略リスクは、財源の不適切な配分を含む、成功しなかった事業計画の追求から生じる可能性のある損失のリスクである。戦略リスクは事業の遂行の必然的な結果であり、多数の種類の財務リスクを網羅している。戦略リスクは一般により長期的なリスクであり、これに対してより短期的なリスクは通常事業リスクの一部として把握される。当社の戦略リスクの管理の主要なアプローチは、その戦略の主要な従属関係を明らかにする事業計画プロセスを通じたものである。これは、戦略が立案され合意された時点での戦略リスクの評価を可能にする。定性的リバース・ストレス・テストの当社のプログラムは、主要な戦略リスクに焦点を当てる意図し、当該リスクの実現につながる可能性のあるシナリオ及び実現した戦略リスクの発生に對処し、その影響を低減するために講じうる偶発的措置を特定する。

また、当社の戦略リスクには、当社の利害関係者との関係及び三菱UFJフィナンシャル・グループとの関係から生じる潜在的な影響も含まれる。これらのリスクは、継続的なグループ支援、主要な監督機関との良好な関係の維持、重要な顧客の要求に応じるための持続的な能力及び能力の高い従業員を引き付け維持することを含むがこれらに限られない。

### コンプライアンス・リスク

金融犯罪を含むコンプライアンス・リスクは、規制、規則、指針、職業倫理及び統治基準、行動規範並びにその他類似の基準の遵守を怠ったことにより当社が受ける金融、評判又はその他の損害のリスクである。

当社は、コンプライアンス・リスクに関して十分な権限、地位、独立性、手段及び取締役会へのアクセスを有するコンプライアンス部門を含む、重大なリスク及び関連するリスク軽減戦略の適切な管理、監視及び確約を確保する統治構造を維持している。遵守に対する責任は、各々のコンプライアンス・リスクを有する当社全体にわたり部署ごとに分けられる。コンプライアンス部門は、規制の変更及び遵守事項の監視、検査

及び勧告並びに発生した問題の上申を含む遵守の統制の監視全般に責任を負う。内部監査部門は独立した保証の提供に責任を負う。当社の遵守及び内部統制基盤は、その増加を含むリスク・プロファイルに対する変更及び外部規制の展望に対する変化に伴い発展している。

### 行為リスク

行為リスクは、会社の行為が顧客、市場における競争又は市場の一体性及び評判に負の影響を及ぼすリスクである。かかるリスクは、遵守不履行、利益相反、不適切な文化及び個人の行動を含む多くの理由から具体化する可能性がある。かかるリスクは事業の損失につながる会社の評判に負の影響を及ぼすか又は規制上の制裁の対象となる可能性がある。

行為リスクの有効な識別及び管理は当社の将来の成功の重要な側面である。当社は、以下を含む、堅固な枠組みにおいて行為リスクを特定し、管理する行為リスク管理の枠組みを導入した。

- ・ 遵守の方針、フロント・オフィスのデスクの手続並びに行為リスクの運用枠組み及び戦略
- ・ 取締役会が当社の戦略目的及び事業計画を達成する際に進んで受け入れる行為リスクの金額及び種類に関するリスク選好の測定
- ・ 行為リスクの識別及び評価の継続的なプロセスを支える運用上の枠組み
- ・ 潜在的な行為リスクのエクスポージャーを軽減する主要な統制の有効性を検討する、正式な遵守状況監視プログラム
- ・ 行為リスク管理に係る情報の作成及び分析
- ・ 行為リスクに関する全社的な研修及び認知度プログラム

### 法的リスク

法的リスクは、企業の事業活動に適用される全ての法令又は契約上の義務への遵守を怠ったことにより、又は法的請求若しくは法的措置に対して適切な手段を講じなかったことにより、企業に及ぼす損失又は損害のリスクである。

当社は全ての関係する法令への遵守により、また、全ての従業員に誠実かつ正直であることを奨励することにより法的リスクを管理している。当社は、法令上のリスクの厳格な統制により、当社の広範な目標を支える慎重な事業成長及び収益性の促進を追及する。当社には、事業活動から独立し、以下を含む役割を履行するための十分な手段を有する確立した常置の法務部門がある。

- ・ 事業に影響を及ぼす主要な法令上のリスクを特定し、それらの管理方法を提言し、必要に応じて、関連するフロント・オフィス部門、リスク管理部門又は取締役会及びサブ・コミッティーに対する残余リスクを上申すること。
- ・ 法令の改正及び事業に及ぼす影響を特定し、助言を行うこと及びリスク軽減のシステム、統制及び基盤の調査及び実施を支援すること。
- ・ デュー・ディリジェンス、契約及び議事録の精査、取引における書類作成上の交渉及び全ての法令上の措置の管理により、法令上のリスクを管理すること。

### 風評リスク

風評リスクは、事業活動が顧客、株主、投資家、社会及びその他広範な利害関係者の期待及び信用から著しく逸脱した際に受ける評判の損害から生じる損失のリスク並びに類似のリスクである。これは通常、別の種類のリスクから生じた損失を悪化させる二次的なリスクである。当社の事業は評判に左右され、評判が損なわれた場合には業績も影響を受ける。当社は、評判に係る事象の影響を軽減し、発生可能性を低減するための風評リスクの枠組み、方針及び統制を有している。

このような事象は、市場リスクからオペレーショナル・リスクにわたる全ての種類のリスク、又は当社が直接コントロールできない外部のリスクから生じる場合がある。風評リスク管理方針は、風評に係る事象のリスクの管理方法を定めている。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	2018年12月31日 に終了した 事業年度	2017年12月31日 に終了した 事業年度
	千英ポンド	千英ポンド
<b>当グループへのサービスに関する当グループの監査人 に対する支払報酬</b>		
法定監査報酬	523	465
監査関連のアシュアランス・サービス	63	61
その他の税務アドバイザリー・サービス	0	0
その他のサービス	0	0
その他のアシュアランス・サービス	124	121
コーポレート・ファイナンス関連サービス	34	34
	744	681
<b>当グループの確定給付年金制度へのサービスに関する 当グループの監査人に対する支払報酬</b>		
法定監査報酬	18	18
<b>監査人に対する報酬合計</b>	<b>762</b>	<b>699</b>

取締役会の決議に従い、2014年5月21日付でデロイト・エルエルピーが発行会社の会計監査人に就任した。有限責任監査法人トーマツが三菱UFJフィナンシャル・グループの会計監査人を務めている。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

デロイト エルエルピーは、発行会社に対して非監査業務として税務関連、情報技術関連、コーポレート・ファイナンス関連、コーポレート・ガバナンス関連、リスク管理関連及び規制関連サービスを提供した。

【監査報酬の決定方針】

該当事項なし

## 第6 【経理の状況】

本書記載の和文の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第1項の規定の適用により、E Uによって承認されているI F R Sおよび2006年会社法に従って作成された財務諸表を和文に翻訳したものである。

「1 財務書類」には、2018年12月31日に終了した事業年度の当社の財務諸表が掲載されている。2018年12月31日に終了した事業年度の当社の財務諸表は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)であるデロイト・エルエルピー(英国における独立監査人)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けており、別紙の通り監査報告書を受領している。

当社の財務書類は、英ポンドで表示されている。主要な計数についての円換算は、2019年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1英ポンド=137.82円により行ったものである。

上記の主要な計数の円換算額および「2 主な資産・負債および収支の内容」から「4 E U承認のI F R Sと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」までの事項は当社の財務書類に含まれておらず、当該事項における財務諸表への参照事項を除き、デロイト・エルエルピーの監査報告書の対象に含まれていない。

1 【財務書類】

2018年12月31日現在及び2018年12月31日に終了した事業年度の財務諸表

損益計算書

注記	2018年12月31日終了年度		2017年12月31日終了年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
受取利息	3 19,670	2,711	20,926	2,884
支払利息	4 (13,826)	(1,905)	(4,433)	(611)
<b>正味受取利息</b>	<b>5,844</b>	<b>805</b>	<b>16,493</b>	<b>2,273</b>
受取手数料	92,116	12,695	74,021	10,202
支払手数料	(22,936)	(3,161)	(18,506)	(2,550)
<b>正味受取手数料</b>	<b>69,180</b>	<b>9,534</b>	<b>55,515</b>	<b>7,651</b>
<b>トレーディング収益</b>	<b>207,167</b>	<b>28,552</b>	<b>250,896</b>	<b>34,578</b>
<b>正味投資(費用)/収益</b>	<b>(8,890)</b>	<b>(1,225)</b>	<b>2,050</b>	<b>283</b>
<b>営業収益合計</b>	<b>273,301</b>	<b>37,666</b>	<b>324,954</b>	<b>44,785</b>
管理費	5 (190,296)	(26,227)	(198,874)	(27,409)
無形資産の償却費	14 (18,388)	(2,534)	(14,914)	(2,055)
有形固定資産の減価償却費	15 (3,358)	(463)	(3,067)	(423)
<b>営業費用合計</b>	<b>(212,042)</b>	<b>(29,224)</b>	<b>(216,855)</b>	<b>(29,887)</b>
子会社の損失に対する持分	16 (2,557)	(352)	-	-
<b>税引前経常利益</b>	<b>58,702</b>	<b>8,090</b>	<b>108,099</b>	<b>14,898</b>
税金	9 (15,927)	(2,195)	(28,276)	(3,897)
<b>当社の所有者に帰属する</b>				
<b>当期純利益</b>	<b>42,775</b>	<b>5,895</b>	<b>79,823</b>	<b>11,001</b>

上記の損益は継続事業から生じている。

包括利益計算書

	2018年12月31日終了年度		2017年12月31日終了年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
税引後当期純利益	42,775	5,895	79,823	11,001
<b>継続事業からのその他の包括利益</b>				
/(損失) :				
<b>  その他の包括利益を通じて公正価値</b>				
(以下「F V T O C I」という。)で				
<b>  測定する有価証券の再評価</b>				
公正価値の変動による正味(損失)				
/利得	(5,889)	(812)	2,562	353
純利益に振り替えられた正味損失				
/(利得)	4,539	626	(2,544)	(351)
税金	412	57	17	2
<b>  キャッシュ・フロー・ヘッジに係る</b>				
<b>  剩余金</b>				
公正価値の変動による正味(損失)				
/利得	(113)	(16)	765	105
純利益に振り替えられた正味(利得)				
(579)	(80)	(416)	(57)	
税金	184	25	(87)	(12)
<b>  純投資ヘッジに係る剩余金</b>				
直物レートの変動によるヘッジ対象				
の価値の変動	254	35	-	-
直物レートの変動によるヘッジ手段				
の価値の変動	(254)	(35)	-	-
税金	-	-	-	-
<b>  純損益に振り替えられることのない</b>				
<b>  包括利益合計</b>	<b>41,329</b>	<b>5,696</b>	<b>80,120</b>	<b>11,042</b>
<b>  純損益に振り替えられることのない</b>				
<b>  その他の包括利益/(損失)</b>				
退職給付制度の数理計算上の差益	1,688	233	16,047	2,212
税金	(447)	(62)	(4,253)	(586)
<b>  その他の包括利益合計</b>	<b>1,241</b>	<b>171</b>	<b>11,794</b>	<b>1,625</b>
<b>  当社の所有者に帰属する</b>				
<b>  当期包括利益合計</b>	<b>42,570</b>	<b>5,867</b>	<b>91,914</b>	<b>12,668</b>

貸借対照表

注記	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
<b>資産</b>				
現金及び中央銀行預金	412,491	56,850	976,430	134,572
トレーディング・ポートフォリオ金融資産	11 10,062,348	1,386,793	8,458,660	1,165,773
デリバティブ金融商品	12 14,901,546	2,053,731	13,445,575	1,853,069
売戻条件付買入契約	26,304,004	3,625,218	22,459,995	3,095,437
有価証券(売却済未引渡分)	478,902	66,002	985,285	135,792
エクイティ・ファイナンス資産	410,655	56,596	488,261	67,292
借入有価証券に係る現金担保	4,147,087	571,552	6,468,603	891,503
デリバティブの取引相手への差入現金担保	2,887,619	397,972	2,528,987	348,545
銀行に対する貸付金	2 -	-	130,494	17,985
売却可能金融商品	2, 13 -	-	818,739	112,839
F V T O C I で測定する有価証券	2, 13 688,422	94,878	-	-
繰延税金資産	9 13,053	1,799	18,396	2,535
無形資産	14 73,188	10,087	65,793	9,068
有形固定資産	15 15,385	2,120	17,353	2,392
子会社に対する投資	16 15,516	2,138	-	-
その他資産	17 349,053	48,106	255,804	35,255
<b>資産合計</b>	<b>60,759,269</b>	<b>8,373,842</b>	<b>57,118,375</b>	<b>7,872,054</b>
<b>負債</b>				
銀行からの預り金	226,525	31,220	88,311	12,171
トレーディング・ポートフォリオ金融負債	18 9,187,529	1,266,225	5,767,847	794,925
デリバティブ金融商品	12 13,215,854	1,821,409	11,763,396	1,621,231
買戻条件付売却契約	19 19,711,331	2,716,616	21,990,927	3,030,790
有価証券(購入済未受領分)	404,862	55,798	916,459	126,306
貸付有価証券に係る現金担保	659,568	90,902	1,772,714	244,315
デリバティブの取引相手からの受入現金担保	7,979,572	1,099,745	7,606,270	1,048,296
公正価値で測定するものとして指定された金融負債	19 5,996,562	826,446	4,665,013	642,932
その他負債	20 882,767	121,663	725,408	99,976
無担保シニア・ローン	21 594,892	81,988	-	-
劣後債務	22 313,965	43,271	290,038	39,973
<b>負債合計</b>	<b>59,173,427</b>	<b>8,155,282</b>	<b>55,586,383</b>	<b>7,660,915</b>
<b>資本</b>				
資本性金融商品	23 1,335,380	184,042	1,317,590	181,590

その他の剰余金	603	83	2,049	282
利益剰余金	249,859	34,436	212,353	29,266
<b>資本合計</b>	<b>1,585,842</b>	<b>218,561</b>	<b>1,531,992</b>	<b>211,139</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>60,759,269</b>	<b>8,373,842</b>	<b>57,118,375</b>	<b>7,872,054</b>

英國会社番号：1698498

19ページから60ページ(訳注：原文のページ数である。)の財務諸表並びに6ページから16ページ(訳注：原文のページ数である。)の事業及びリスク管理方針は、2019年2月28日の取締役会において発行を承認され、以下の者が代表して署名している。

デヴィッド・キング  
チーフ・エグゼクティヴ・オフィサー

2019年2月28日

持分変動計算書

資本性 金融商品	F V T O C I で測 定する保 有有価証 券	売却可能 有価証券に 係る剩余金	キャッ シュ・フ ロー・ ヘッジに 係る剩余 金	換算調整 累計額	利益 剩余金	資本合計
千英ポンド						
<b>2017年</b>						
2017年1月1日 現在	1,317,590	-	1,450	302	-	124,479
税引後当期 純利益	-	-	-	-	79,823	79,823
その他Tier 1 資本に係る クーポン	-	-	-	-	(3,743)	(3,743)
売却可能投資	-	-	35	-	-	35
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	-	-	-	262	-	262
数理計算上の 差損	-	-	-	-	11,794	11,794
2017年12月31日 現在	<u>1,317,590</u>	<u>-</u>	<u>1,485</u>	<u>564</u>	<u>-</u>	<u>212,353</u>
<b>2018年</b>						
2017年12月31日現 在	1,317,590	-	1,485	564	-	212,353
IFRS第9号の 適用による 修正	-	1,485	(1,485)	-	(104)	(104)
2018年1月1日 現在	<u>1,317,590</u>	<u>1,485</u>	<u>-</u>	<u>564</u>	<u>-</u>	<u>212,249</u>
税引後当期 純利益	-	-	-	-	42,775	42,775
資本性金融商品の 発行	17,790	-	-	-	-	17,790
その他Tier 1 資本に係る クーポン	-	-	-	-	(6,406)	(6,406)
F V T O C I で測 定する保有有価 証券	-	(938)	-	-	-	(938)
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	-	-	-	(508)	-	(508)
持分法投資の 再評価	-	-	-	-	254	254
純損益から振り替 えた純投資ヘッ ジ	-	-	-	-	(254)	(254)
数理計算上の 差益	-	-	-	-	1,241	1,241
2018年12月31日 現在	<u>1,335,380</u>	<u>547</u>	<u>-</u>	<u>56</u>	<u>-</u>	<u>249,859</u>
<b>1,585,842</b>						

資本性 金融商品	F V T O C I で測 定する保 有有価証 券	売却可 能有価証 券に 係る剩 余金	キャッ シュー・フ ロー・ ヘッジに 係る剩 余金	換算調整 累計額	利益 剩 余 金	資本合 計
百万円						
<b>2017年</b>						
2017年1月1日 現在	181,590	-	200	42	-	17,156
税引後当期純利益	-	-	-	-	-	11,001
その他Tier 1資本 に係るクーポン	-	-	-	-	-	(516)
売却可能投資	-	-	5	-	-	5
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	-	-	-	36	-	36
数理計算上の差損	-	-	-	-	-	1,625
<b>2017年12月31日 現在</b>	<b>181,590</b>	<b>-</b>	<b>205</b>	<b>78</b>	<b>-</b>	<b>29,266</b>
						<b>211,139</b>
<b>2018年</b>						
2017年12月31日 現在	181,590	-	205	78	-	29,266
I F R S 第9号の 適用による修正	-	205	(205)	-	-	(14)
<b>2018年1月1日 現在</b>	<b>181,590</b>	<b>205</b>	<b>-</b>	<b>78</b>	<b>-</b>	<b>29,252</b>
税引後当期純利益	-	-	-	-	-	5,895
資本性金融商品の 発行	2,452	-	-	-	-	2,452
その他Tier 1資本 に係るクーポン	-	-	-	-	-	(883)
F V T O C I で測 定する保有有価 証券	-	(129)	-	-	-	(129)
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	-	-	-	(70)	-	(70)
持分法投資の 再評価	-	-	-	-	35	-
純損益から振り替 えた純投資ヘッ ジ	-	-	-	-	(35)	-
数理計算上の差益	-	-	-	-	-	171
<b>2018年12月31日 現在</b>	<b>184,042</b>	<b>75</b>	<b>-</b>	<b>8</b>	<b>-</b>	<b>34,436</b>
						<b>218,561</b>

キャッシュ・フロー計算書

注記	2018年12月31日終了年度		2017年12月31日終了年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
<b>税引前利益から営業活動による キャッシュ・フロー純額への調整</b>				
税引前利益	58,702	8,090	108,099	14,898
<b>非資金項目の調整：</b>				
有形固定資産の減価償却費及び減損	3,358	463	3,067	423
無形資産の償却費及び減損	18,388	2,534	15,527	2,140
有形固定資産及び無形資産の処分による				
正味損失	1,443	199	180	25
子会社に対する投資に係る損失	2,483	342	-	-
I F R S 第9号の適用が貸借対照表の				
期首残高に与えた影響	(104)	(14)	-	-
年金の数理計算上の差益	1,241	171	11,794	1,625
<b>営業資産及び営業負債の変動：</b>				
トレーディング・ポートフォリオ金融				
資産・負債の純減少/(増加)額	1,815,994	250,280	(2,878,506)	(396,716)
デリバティブ金融商品の純(増加)額	(3,513)	(484)	(782,374)	(107,827)
有価証券(購入済未受領分・売却済				
未引渡分)の純(増加)額	(5,214)	(719)	(262,373)	(36,160)
売戻条件付買入契約の純(増加)/減少額	(3,844,009)	(529,781)	19,924,376	2,745,978
買戻条件付売却契約の純(減少)額	(2,279,596)	(314,174)	(19,945,103)	(2,748,834)
銀行に対する貸付金の純減少額	-	-	69,572	9,588
償却原価で測定する資産の純減少額	130,494	17,985	-	-
有価証券及びデリバティブに係る				
現金担保の純減少額	1,223,040	168,559	2,382,939	328,417
その他資産の純(増加)/減少額	(10,300)	(1,420)	128,378	17,693
その他負債の純増加額	147,626	20,346	251,881	34,714
法人所得税支払額	(6,194)	(854)	(21,509)	(2,964)
<b>営業活動に使用された現金純額</b>	<b>(2,746,161)</b>	<b>(378,476)</b>	<b>(994,052)</b>	<b>(137,000)</b>
有形固定資産の(購入)	(1,390)	(192)	(7,159)	(987)
無形資産の(購入)	(27,226)	(3,752)	(31,293)	(4,313)
売却可能投資の(購入)	-	-	(1,349,107)	(185,934)
F V T O C I で測定する有価証券の(購入)	(1,196,746)	(164,936)	-	-
子会社に対する投資	(17,999)	(2,481)	-	-
売却可能投資の売却又は償還による収入	-	-	2,287,749	315,298
F V T O C I で測定する有価証券の 売却又は償還による収入	1,327,063	182,896	-	-
投資活動に関連するその他の キャッシュ・(アウトフロー)/インフロー	(1,446)	(199)	297	41
<b>投資活動による現金純額</b>	<b>82,256</b>	<b>11,337</b>	<b>900,487</b>	<b>124,105</b>
普通株式資本の発行による収入	17,790	2,452	-	-

無担保シニア・ローンの発行による収入	594,892	81,988	-	-
公正価値で測定するものとして指定された金融負債による収入	10,838,582	1,493,773	8,712,851	1,200,805
公正価値で測定するものとして指定された金融負債の返済額	(9,507,033)	(1,310,259)	(8,611,375)	(1,186,820)
劣後債務の発行額及び(償還額)	23,927	3,298	(19,113)	(2,634)
その他Tier 1資本の所有者に支払われた分配金(税引後)	(6,406)	(883)	(3,744)	(516)
<b>財務活動による現金純額</b>	<b>10</b>	<b>1,961,752</b>	<b>270,369</b>	<b>78,619</b>
<b>現金及び現金同等物の純(減少)/増加額</b>		<b>(702,153)</b>	<b>(96,771)</b>	<b>(14,946)</b>
現金及び現金同等物の期首残高	888,119	122,401	903,065	124,460
現金の純(減少)/増加額	(650,016)	(89,585)	39,977	5,510
外国為替	(52,137)	(7,186)	(54,923)	(7,569)
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>10</b>	<b>185,966</b>	<b>25,630</b>	<b>888,119</b>
現金及び中央銀行預金	412,491	56,850	976,430	134,572
銀行からの預り金	(226,525)	(31,220)	(88,311)	(12,171)
<b>現金及び現金同等物合計</b>	<b>10</b>	<b>185,966</b>	<b>25,630</b>	<b>888,119</b>
				<b>122,401</b>

[次へ](#)

## 財務諸表に対する注記

### 1 会計方針

#### 財務諸表の作成の基礎

当財務情報は、2018年12月31日に終了した事業年度の当社の財務諸表を含んでいる。当財務情報は取得原価主義(特定のポジションを公正価値に再評価する点で修正されている。)に基づき、欧州連合が採用した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)及び2006年会社法に準拠して作成されている。

将来的な収益性の見込み及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(以下「MUSHD」という。)にとっての当社の継続的な戦略上の重要性を考慮して、当財務諸表は継続企業の前提に基づき作成されている。当社の事業活動については、将来の動向、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性の高い要因と共に、1ページから2ページ(訳注:原文のページ数である。)の「戦略報告書」に記載されている。当社の財政状態、流動性ポジション及び借入枠については、19ページ(訳注:原文のページ数である。)から開始する財務諸表に記載されている。また、6ページから16ページ(訳注:原文のページ数である。)の「事業及びリスク管理方針」には、当社の資本管理目的、方針及びプロセス、財務リスク管理の目的、並びに様々な形態のリスクが含まれている。

当社は、比較期間中に調達した追加資本からも明らかのように、MUSHDにとって継続的な戦略上の重要性があるとともに、多額の金融資源を有し、様々な地域における幅広い顧客及び金融機関とも契約を締結している。そのため、取締役は、現在の世界経済の不透明な見通しにもかかわらず、当社は適切に事業リスクを管理できる状態にあると考えている。取締役は、当社が予測可能な将来において、営業活動を継続するために十分な資源を有していると合理的に予想している。したがって、取締役は、この年次財務諸表を作成するにあたり、引き続き継続企業の前提を適用している。

#### 会社組織の変更

当期中に、当社はオランダに新子会社を設立し、20,045,000ユーロを出資して普通株式資本の100%を取得した。この新子会社は、英国の欧州連合離脱に対応する当社の戦略の不可欠な部分を構成する。当該新子会社は、2018年12月までの期間に必要な免許を取得したが、同期間に開業費を超過するいかなる重要な活動も行っていない。詳細については、2ページ(訳者注:原文のページ数である。)の「事業及び財務に関するレビュー」を参照のこと。

当社は、連結財務諸表作成の要求事項を免除する、IFRS第10号による親会社の免除を使用することを選択した。当社の親会社であるMUSHDは、このアプローチについて意見を求められた際、反対しなかった。MUSHDの連結財務諸表には当社及びその子会社の業績が含まれている。したがって、当該子会社に対する投資は、IAS第28号で定義する持分法を用いて個別財務諸表に含まれている。

#### 見積り及び判断の使用

財務情報の作成にあたり、将来の状況に関する見積り及び判断の使用が求められる。入手可能な情報の使用及び仮定の適用は見積りの作成に特有のものであり、将来における実際の結果は、財務情報が作成された時点の見積りとは異なる可能性がある。

経営者の見積りが適用される重要な会計方針は、以下の通りである。

- ・ 金融商品の評価(注記26を参照のこと。)
- ・ 純損益を通じて公正価値で計上されない資産の減損判定を導く資産の将来キャッシュ・フロー

- ・ 業績評価サイクル並びに関連する権利確定日及び支払日の変更に伴う変動報酬の未払計上（注記 5 を参照のこと。）

経営者の判断が適用される重要な会計方針は、以下の通りである。

- ・ 純損益を通じて公正価値で計上されない資産の減損判定を導く経済的有用性
- ・ 確定給付年金制度の年金数理上の評価を裏付ける測定値(注記 8 を参照のこと。)
- ・ 繰延報酬の取決めに関連する権利確定条件の充足
- ・ 繰延税金資産の認識(注記 9 を参照のこと。)

繰延税金資産の認識は、将来の課税所得の可能性及び十分性、既存の将来加算一時差異の将来における解消並びに継続的なタックス・プランニング戦略の評価に依拠している。最も重要な判断は、将来において見込まれる収益性に関連したものである。金融資産及び金融負債の公正価値測定に関する詳細は、以下の通りである。

## 金融商品

当社は、2018年1月1日付でIFRS第9号「金融商品」を適用した。適用の影響の評価については、以下の注記2を参照のこと。金融資産及び金融負債は、当社が当該商品の契約条項の当事者となったときに認識し（取引日会計）、当初公正価値で測定する。

## 金融資産

金融資産の分類は、当該資産を保有する事業モデルの分析、及び必要な場合には当該金融資産の契約条件の分析という2つのステップからなる過程により決定する。

### 償却原価で測定する保有資産

金融資産は、以下の場合に償却原価（以下「AC」という。）で測定する。

- ・ 元本及び利息の支払を回収するために当社が資産を保有する意図を有する事業モデルの中で保有され、かつ、
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

償却原価で測定する保有資産の帳簿価額は、実効金利法を用いて算定し、減損を控除する。

この区分は、流動性バッファーのための有価証券の調達に用いるため、契約期間にわたり保有する意図のある、当社のトレジャリー業務内の特定の売戻条件付買入取引に使用されている。

### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保有資産

金融資産は、以下の場合にその他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVTOCI」という。）で測定する。

- ・ 約上のキャッシュ・フローを回収するために、当社が金融資産を売却又は保有することができる事業モデルの中で保有され、かつ、
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

受取利息は実効金利法を用いて損益計算書に計上されている。F V T O C Iで測定する保有資産に係る為替差損益は正味トレーディング収益として計上されている。その他の公正価値の変動は、当該投資が売却されるか減損するまで資本のF V T O C Iで測定する保有有価証券に直接計上され、売却されるか又は減損した時点で資本の残高が損益計算書に計上される。

この区分は、規制上の流動性要件を満たすために当社が購入したため、業務上の資金需要を満たすために短期間での売却が可能な、特定の高信用度の債務証券に使用されている。

### 純損益を通じて公正価値で測定する保有資産

他の分類の下で計上する要件を満たさない金融資産は、純損益を通じて公正価値（以下「F V T P L」）という。）で測定する。当該資産は、主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得又は発生したもので、トレーディング勘定に含まれるか、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部であるか、又はデリバティブである。

このような金融資産は、当初は公正価値で認識され、その取引コストは損益計算書に計上される。その後、当該資産は公正価値で再測定される。これら資産の公正価値の変動からその後に生じるすべての利得及び損失は、関連する受取利息、支払利息及び配当金と共に発生時点で損益計算書のトレーディング収益に計上される。

当社の金融資産の大半は、この区分内で保有されている。

### 金融資産をF V T P Lで測定するものとして指定するオプション

当社は、当初認識時に、金融資産をF V T P Lで測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に金融資産又は金融負債の計上を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定又は認識の不整合を、その指定が除去又は大幅に低減する場合である。

### 特定の持分投資をF V T O C Iで計上するオプション

当社は、指定をしないとすればF V T P Lで測定することとなる資本性金融商品に対する特定の投資について、公正価値の変動をその他の包括利益を通じて表示するという取消不能の指定を行うことができる。当社がこれを選択する場合、当該有価証券に係る配当金は当社が契約上受け取る権利を得た時点で純損益を通じて計上される。当該有価証券に係るその他の利得又は損失は、為替換算に関連するものを含めてその他の包括利益に計上され、その後に純損益に振り替えることはできないが、株主持分の項目間で振り替えることができる。

### 減損の識別及び測定

当社は、F V T P Lで計上しない金融資産（F V T O C Iで計上する持分証券を除く。）について、予想信用損失を純損益に認識する。予想信用損失は、債務不履行確率、債務不履行時損失及び当社の債務不履行時エクスポージャーの関数として見積られ、契約に基づいて受け取る予定のすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を当該金融商品の当初の実効金利で割り引いた額である。

当社は、資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該資産に対し12ヶ月の予想信用損失を、資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している、又は資産が信用減損として認識されている場合には、当該資産に対し全期間の予想信用損失を計上する。信用リスクの著しい増大は、公表された信用格付け及び適切な他の要素の分析により評価する。当社は、報告日において資産の信用リスクが低いと判断した場合に信用リスクは著しく増大していないとみなす。投資適格の範囲内の外部格付けを付されている場合に、資産の信用リスクは低い。

A C 及び F V T O C I の区分内の金融商品の信用度が高いため、当社は保有する資産の大半に対し12ヶ月の予想信用損失を算定している。12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失のうち、報告日後12ヶ月以内に生じ得る資産の債務不履行事象から生じるものと表す。

## 金融負債

金融負債は、F V T P L で計上するための下記の条件を満たすものを除き、償却原価で測定される。負債が償却原価で測定するものとして保有される場合、帳簿価額は実効金利法を用いて算定される。

## トレーディング負債

デリバティブ、債券(社債、パススルー債及び資産担保証券)及び持分証券のショートポジション、又は、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部であるものは、トレーディング目的保有として分類される。このような金融負債は、当初は公正価値で認識され、その取引コストは損益計算書に計上される。その後、当該負債は公正価値で再測定される。これら負債の公正価値の変動からその後に生じるすべての利得及び損失は、関連する受取利息、支払利息及び配当金と共に発生時点での損益計算書のトレーディング収益に計上される。

## F V T P L で測定するものとして指定された金融負債

トレーディング目的保有以外の金融負債は、以下の条件を一つ以上満たす場合にこの区分に分類され、当初認識時に経営陣によりそのように指定される。当社は、指定により次のいずれかの理由で情報の目的適合性が高まる場合、金融負債を公正価値で測定するものとして指定することができる。

- ・ その指定により、当該指定を行わない場合に金融資産若しくは金融負債の測定又はそれらに係る利得若しくは損失の認識を異なった基礎で行うことから生じる評価又は認識の不整合が、除去又は大幅に低減される場合。この基準に基づいて当社が指定を行う主な金融商品の主な種類は、ミディアム・ターム・ノートの発行並びにマネー・マーケット・ローン及び預金である。これらの商品の一部に対するリターンは、デリバティブとマッチしている。債務証券及びマネー・マーケット取引が償却原価で計上される場合、関連するデリバティブは公正価値で評価され、その変動は損益計算書に計上されるため、会計上のミスマッチが生じる。これらの資産及び負債を公正価値で測定するものとして指定することにより、当該商品の公正価値の変動もまた損益計算書に計上される。
- ・ 文書化されたリスク管理又は投資戦略に従って、金融資産・負債又はその組み合わせによるグループの管理及びその運用成績の評価が公正価値基準で行われてあり、また、これら金融商品グループに関する情報が公正価値基準で経営陣に報告されている場合。
- ・ 一部の金融商品に、それらの金融商品から生じるキャッシュ・フローを大幅に修正する組込デリバティブが一つ以上含まれている場合。

金融負債がF V T P L で測定するものとして指定されている場合、当社の自己の信用リスクの変動による価額の変動は、その他の包括利益を通じて計上しなければならない。当社は外部投資家向けに重要性のある債券発行を行っていないため、自己の信用の変動による発行債券の価額の変動を、投資家が直接会

社のトレジャリー部門から新発債を購入した際の当該投資家による信用スプレッドの変動を評価することにより測定する。当社は、このトレジャリー部門を通じて資金を調達し、直接親会社と同じ信用格付けを受けている。直接親会社による調達コストが安定していたため、当期において当該価額の変動は重要でなかった。

これら負債の公正価値の変動からその後に生じるその他のすべての利得及び損失は、関連する支払利息と共に損益計算書に計上される。

#### **発行債券 - 金融負債と資本の分類**

発行した金融商品又はその構成要素は、当該商品の保有者に対し現金、その他の金融資産を移転する、又は当社自身の資本性金融商品を可変数で発行する契約上の義務が存在しない場合には資本として分類される。当該発行による収入は資本に直接計上され、取得原価で保有される。資本性金融商品の発行に直接帰属する増分コストは、収入の減額（税引後）として資本に表示される。資本の保有者に対する配当その他のリターンは、当社によって支払われた又は宣言された時に分配可能剰余金の減額として資本に認識される。

発行した金融商品又はその構成要素は、基礎となる契約により、当該商品の保有者に対し、現金、その他の金融資産又は当社自身の株式を可変数で引き渡す当社の現在の義務が生じる場合には、負債として分類される。金融負債は償却原価で測定される。ただし、トレーディング負債及び公正価値で測定するものとして指定された負債は純損益を通じて公正価値で計上される。

発行した金融商品が負債及び資本の両方の構成要素を含む場合、これらは区別して会計処理される。負債の公正価値が最初に見積られ、収入の残りの部分が資本に含められる。

#### **組込デリバティブ**

デリバティブは他の契約に組み込まれることがある。組込デリバティブは、その経済的特徴及びリスクを主契約のものと明確かつ密接に関連付けることができず、組込デリバティブが独立した契約に含まれていたとしたらその条件が単独のデリバティブの定義を満たしていて、当該デリバティブを組み込んだ契約がトレーディング目的で保有されない金融負債であるか、公正価値で測定するものとして指定されていない金融負債である場合に単独のデリバティブとして処理される。これらの組込デリバティブは公正価値で評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

当社は、発行済ストラクチャード・ノートのポートフォリオに組込デリバティブを有しており、これらのノートを公正価値オプションに基づいて F V T P L で計上している。

#### **買戻条件付売却契約及び売戻条件付買入契約**

買戻条件付の売却有価証券は貸借対照表に引き続き計上され、関連する将来キャッシュ・アウトフローの正味現在価値が負債に計上される。売戻条件付取引により購入した有価証券は貸借対照表に計上されず、関連する将来の現金受取額の正味現在価値が資産として計上される。

トレジャリー業務によって管理される一部の取引は貸付金及び債権(売戻条件付買入契約)として計上される。そのため、資産に計上されている残高はその後、利息の発生または予想信用損失を反映する目的でのみ再測定される。

その他すべての買戻条件付売却契約及び売戻条件付買入契約は、トレーディング金融商品として取り扱われる。そのため、資産及び負債に計上されている残高はその後、公正価値で再測定される。関連するキャッシュ・フローの公正価値の変動から生じる利得及び損失は、発生時点で損益計算書に計上される。認識金額を相殺する法的に強制可能な権利があり、純額で決済する意図がある場合は、資産と負債は相殺され、相殺後の純額が貸借対照表に計上される。

## デリバティブ

契約が I F R S 第 9 号のデリバティブの定義を満たす場合、当該契約は、当初は公正価値で計上され、その後に公正価値で再測定される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジに関連した一部の利得及び損失を除く、すべての公正価値の変動は、発生した時点でトレーディング収益として損益計算書に計上される。公正価値には活発な市場における市場相場価格が使用されるが、活発な市場が存在しない場合には、公正価値は評価技法を使用して入手されている。評価技法には、割引キャッシュ・フロー・モデル、直近の市場取引及びオプション価格モデルが適宜含まれる。すべてのデリバティブは、公正価値が正の場合は資産に、公正価値が負の場合は負債に分類される。デリバティブは取引日基準で会計処理されている。

証券の通常の方法による売買について、当社は同基準が認めているデリバティブとしての会計処理からの除外を使用しており、これらの証券は取引日基準で会計処理されている(上記を参照のこと。)。

企業が現在、法的に強制可能な相殺の権利を有しており、かつ、純額で決済する意図又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額が貸借対照表に計上される。多くの場合、マスター・ネットティング契約を締結していても、これらの要件が満たされていなければ、関連する資産及び負債は貸借対照表上総額で表示される。

デリバティブ契約の価額には、取引相手の信用リスクの影響を含めるための調整(以下「 C V A 」という。)並びに将来の資金調達のコスト及び便益を含めるための調整(以下「 F V A 」という。)が行われている。当社自身の信用リスクの変動の影響を含めるための調整(以下「 D V A 」という。)は、実質的に F V A の適用に含まれる。当社は、コーポレート・デリバティブのポートフォリオの債務不履行に対するプロテクションを当社に提供する、株式会社三菱 U F J 銀行(以下「 三菱 U F J 銀行 」という。)からの連結会社間保証の受益者である。当該保証は、 I F R S 第 9 号の金融保証の定義を満たしていないため、クレジット・デリバティブとして会計処理されている。

## 担保

当社がデリバティブ及びその他負債に関して差し入れた現金担保は、償却原価で金融資産として資産に分類される。取引相手が差し入れた現金担保は、償却原価で金融負債として計上される。これらの残高は当初は公正価値で測定され、その後は償却原価で測定される。

当社の負債に対する担保として取引相手に差し入れた有価証券は当社の貸借対照表に引き続き計上され、計上された負債に影響を与えない。有価証券の形式で受け取った担保は、貸借対照表に計上されない。

## 金融資産及び金融負債の認識中止

資産からキャッシュ・フローを受け取る権利が失効した時点で金融資産の認識は中止される。また、当社が金融資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利並びに所有に伴うほとんどすべてのリスク

及び経済価値を移転した場合に、又は支配権を留保しない場合に金融資産の認識は中止される。金融負債は、それらが消滅した場合、すなわち、債務の免責、取消、又は失効の場合に認識が中止される。

## ヘッジ会計

当社は、IAS第39号のヘッジ会計に関する要求事項を維持する選択をしており、当期においてIFRS第9号に基づく修正ヘッジ会計ガイダンスを適用していない。当社はヘッジの開始時点で、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びにヘッジ引受けに対するリスク管理目的及び戦略を文書化している。また当社は、ヘッジ開始時点及びその後にわたって継続的に(将来的有効性及び遡及的有効性の両方について)ヘッジ手段が、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を極めて有効に相殺するか否かについての評価も文書化している。ヘッジは当社によって、認識した資産・負債の公正価値の変動のヘッジ(以下「公正価値ヘッジ」という。)、認識した資産・負債若しくは予定取引に起因するキャッシュ・フローの変動に対するヘッジ(以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。)又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジのいずれかに指定される。

### 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ手段として指定された適格なデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産及び負債又は資産及び負債のグループの公正価値の変動と共に損益計算書に計上される。ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、ヘッジ対象の帳簿価額の累積調整額が再計算された実効金利に基づいて満期までの残存期間にわたり償却され、損益計算書に計上される。ただし、ヘッジ対象の認識が中止された場合は、直ちに損益計算書に計上される。

### キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分は、株主資本のキャッシュ・フロー・ヘッジに係る剰余金に計上される。非有効部分に関する公正価値の利得又は損失は直ちに損益計算書に計上される。資本に計上された累計額は、ヘッジ対象が純損益に影響を及ぼす期間に損益計算書に振り替えられる。ヘッジ手段が失効した、若しくは売却された場合、又はヘッジがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、その時点で資本に計上されている累積利得又は損失は、ヘッジ対象の取引が損益計算書に認識されるまで資本に引き続き計上される。ヘッジ対象の予定取引が発生する見込がなくなった場合、資本に計上された累積利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

### 純投資ヘッジ

純投資ヘッジとして指定された適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分は、株主持分のその他の包括利益に認識される。非有効部分に関連する公正価値の利得又は損失は、直ちに損益計算書に認識される。資本に累積した金額は、子会社の認識が中止された場合にのみ損益計算書に振り替えられる。ヘッジ手段が失効する若しくは売却される場合、又はヘッジがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、その時点で資本に計上されている累積利得又は損失は、子会社の認識が中止されるまで引き続き資本に計上される。

### 金融資産及び金融負債の公正価値測定

公正価値とは、測定日における、独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の間で資産が売却され得る、又は負債が移転され得る金額である。

当社は、入手可能な場合には、金融商品の活発な市場における相場価格を用いて当該商品の公正価値を測定する。相場価格が容易にかつ定期的に入手可能であり、その価格が独立第三者間取引条件に基づいて実際にかつ定期的に発生する市場取引を表す場合に、市場が活発であるとみなされる。

金融商品の市場が活発でない場合、当社は評価技法を用いて公正価値を決定する。評価技法には、可能な場合には取引の知識がある自発的な当事者の間で行われた直近の独立第三者間取引の利用、実質的に同一の他の金融商品の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析及びオプション価格モデルが含まれる。選択した評価技法は市場インプットを最大限に利用し、当社特有の見積りにはできる限り依拠せず、市場参加者が価格を決定する際に考慮する要素をすべて織り込んでおり、それは金融商品の価格決定に関する一般に認められた実用的な方法論とも一致している。評価技法へのインプットは、当該金融商品に固有のリスクとリターンの要素の市場予測及び測定値を合理的に表している。当社は、同一の金融商品の観察可能な現在の市場取引による価格を用いて、又はその他の入手できる観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、その有効性を検証している。

観察可能でない市場データが金融商品の評価に重要な影響を及ぼし、モデル評価が当該取引に係る当初の利益又は損失を示している場合、当初利得又は損失全体は直ちに損益計算書に計上されない。当初利得又は損失は、評価モデル価格によって示される公正価値と取引価格の差額として測定される。これらの利得又は損失は、繰り延べられ体系的な方法で取引期間にわたり計上されるか、インプットが観察可能となった時点、取引が期限を迎えるか終了した時点、又は当社が観察可能でないインプットの観察可能性を示す市場データポイントを提供する適格な相殺取引若しくは経済的ヘッジ取引を締結した時点で計上される。金融商品の公正価値に関する詳細については、注記26を参照のこと。

### **当社が代理人として行動する取引**

当社が他の企業の代わりに仲介業者として行動し、かつ、行った活動に関連する重要なリスクと経済価値へのエクスポージャーを有しない場合、これを代理人としての役割での行動と判断する。関係を検討する際に、当社は、顧客へのサービスの提供に対して主たる責任を有する企業、在庫リスクを有する企業、価格の設定に裁量を有する企業、又は当該取引の信用リスクを負担する企業を見直す。反対する証拠又は分析がない場合には、当社は、取引の法的形式に従い、取決めを本人による関係として報告する。

当社が他の企業の代わりに代理人として行動する場合、本人として行動する企業の代わりに顧客から回収した金額と本人として行動する企業に対して支払われた金額の、いずれも収益として計上しない。代わりに、当社は、本人から受け取った手数料を収益として計上し、当該収益をサービスが提供されるにつれて未収計上する。同様に、代理人としての売買に関連した未決済の金額は、貸借対照表に表示されない。

### **管理報酬及び手数料**

管理報酬及び手数料は、管理サービスの提供期間に認識されている。

### **顧客資金の分別**

当社は、金融行為規制機構の顧客資金規則に従い、一部の顧客のために資金を保有している。当該資金及びこれに対応する顧客からの預り金は、顧客が実質的所有権を保持しているため、貸借対照表上には計上されていない。

### **正味受取利息**

損益計算書に表示されている利息残高は、規制上のバッファー資産及び長期投資ポジションの保有から生じる収益及び費用を表している。これらのポジションは、トレジャリー部門が保有・管理している。受取利息は、F V T O C Iで測定する保有有価証券の購入並びに償却原価で測定する特定の売戻条件付買入契約により生じるクーポン収入及びプレミアム又はディスカウントの償却を表している。支払利息は、これらのポジションの調達コストを表しており、これには負債として償却原価で計上している買戻条件付売却契約の原価、劣後債務の支払利息、償却原価で計上している無担保シニア債務の支払利息及びこれらの投資の裏付けとなるその他の資金調達源に関する利息費用が含まれている。

当社のトレーディング活動の一部の項目に対する受取又は支払クーポンは、直接トレーディング収益に計上されている。

## 外国通貨

当財務諸表は、当社の表示通貨であり、また機能通貨でもある英ポンドで表示されている。

外貨建ての貨幣性資産・負債及び為替予約は、貸借対照表日の為替レートを用いて換算されている。換算による利得又は損失は、損益計算書に計上されている。

外貨で認識された当社の資産及び負債は、報告日の為替レートで当社の機能通貨に換算されている。当社の収益及び費用は、取引日の為替レートで当社の機能通貨に換算されている。

## 有形固定資産及び無形資産

有形固定資産及び無形資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した後の金額で測定される。

購入ソフトウェアを使用可能な状態にするためにかかる支出及び内部で開発したソフトウェアは、当社が、そのソフトウェアが将来的に経済的便益をもたらす方法で使用され、開発コストを信頼性をもって測定することができると考える場合、無形資産として計上される。

すべての固定資産は、年次で減損のレビューが行われる。その資産の将来の経済的便益が帳簿価額よりも低いとみなされる場合、資産は減損している。こうした減損損失は、損益計算書に直接計上される。

有形固定資産及び無形のソフトウェア資産の見積残存価額控除後の取得原価を、以下の見積耐用年数にわたり定額で償却するために減価償却が行われる。

賃借建物付属設備	10-25年又はリースの残存期間
事務用器具及び備品	5年
事務用機器及び設備	3-5年
無形のソフトウェア	4-7年
ファイナンス・リース資産	リース期間

## リース

リースは、当社が契約を締結した日にファイナンス・リース又はオペレーティング・リースとして分類される。所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを当社に移転するリースはファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースは、リース物件の公正価値又は最低リース料総額の現在価値のいずれか低い方で資産計上される。損益計算書は、資産計上された資産の減価償却費及び最低リース料総額に係る利息の両方の影響を受ける。

オペレーティング・リースは、ファイナンス・リース以外のリースである。オペレーティング・リースに基づくリース料はリース期間にわたり定額法によって費用として認識される。

## 子会社に対する投資

当社は、連結財務諸表作成の要求事項を免除する、IFRS第10号による親会社の免除を使用することを選択した。当社の親会社であるMUSHは、このアプローチについて意見を求められた際、反対しなかった。MUSHの連結財務諸表には当社及びその子会社の業績が含まれている。したがって、当該子会社に対する投資は、IAS第28号で定義する持分法を用いて個別財務諸表に含まれている。

持分法による会計処理に基づき、子会社に対する当初の投資は、当社の機能通貨による取得原価で計上されている。当該投資の価額は、以下を除き当初計上日後に再測定されない。

- 各報告日における子会社の純利益／損失に対する当社の持分。純損益に利得／(損失)として純収益／(純費用)を計上し、持分投資の価額を増額／(減額)する。
- 子会社から受け取った配当金又は分配金は、貸借対照表の投資の価額から減額する。
- 期間にわたる為替レートの変動による持分法適用投資の価額の変動は、その他の包括利益に計上する。

## 税金

税金は当期税金及び繰延税金で構成されている。当期税金及び繰延税金は、資本に直接計上される項目に関連する場合を除き、損益計算書に計上される。

当期税金は、当期の課税所得又は欠損金に係る税金の予想支払額又は還付額(報告日において有効な、又は実質的に有効な税率を用いて決定される。)及び過年度に関して支払われる税金の調整額である。

貸借対照表日までに発生しているが解消していない一時差異及び税務上の欠損金のすべてについて繰延税金が認識されている。一時差異は、収益及び費用を課税評価において計上する期間と財務諸表に計上する期間が異なることにより発生する、当社の税務上の損益と財務諸表に表示される損益との差異である。一時差異及び税務上の欠損金は、貸借対照表日より前に発生し、かつ、将来の1期又は複数の期間において解消が見込まれる場合に考慮される。

繰延税金は、報告日までに施行されている、又は実質的に施行されている法律に基づいて、一時差異又は税務上の欠損金が解消される際に適用が見込まれる税率で算定される。当期税金負債を当期税金資産と相殺する法的に強制可能な権利があり、かつ当期税金資産と当期税金負債が同一の納税主体に対して同一の税務当局により課税される場合、又は異なる納税主体であっても当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済する意図がある場合に、繰延税金資産と繰延税金負債は相殺される。

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金及びその他の将来減算一時差異について、利用対象の将来の課税所得が得られる可能性が高い場合に認識される。繰延税金資産は各報告日に見直され、関連する税務上の便益を実現する可能性が高くなくなった場合に減額される。

繰延税金残高は割り引かれない。

## 従業員給付

従業員は給与及び年間の業績に基づく変動報奨の双方を通じて報酬を付与される。業績に基づく報奨は毎年計算され、当該年度における個人及び当社両方の業績を反映している。業績に基づく報奨の部分は、当社によって後払い支払われる。2011年より、英国健全性監督機構(以下「P R A」という。)の報酬規程の対象となる特定の従業員に対するこれらの繰延報奨の一部は、株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ(以下「M U F G」という。)の株価のパフォーマンスに連動している。これらの報奨は、名目株式ユニット(以下「N S U」という。)と呼ばれる。

支払が繰延方式で行われ、現金価額が報奨日に確定する場合、当社は、現金が将来の期間まで支払われない場合でも、報奨が付与された期間にこれらの繰延報奨の費用を計上する。当社は、この会計処理が最も現実的に当該期間における従業員報酬費用を示すと考えている。

支払が繰延方式で行われ、現金価額がM U F Gの株価に連動している場合、当社は、報奨の見積費用を繰延期間全体にわたって償却し、当期中に発生したとみなされる部分のみを費用として計上する。当社は、M U F Gの株価の変動による報奨合計の価額の付与日後の変動を費用として直接計上する。

## 年金

当社は、確定拠出年金制度と確定給付年金制度(確定給付制度は、新規雇用の従業員には適用されず、将来の給付発生は停止されている。)の両方を維持している。

確定拠出制度においては、会計期間に係る制度への拠出額が、年金費用として損益計算書に計上されている。

確定給付制度では、年金制度資産は市場価値により測定されている。年金制度負債は予測単位方式を用いて測定され、当該負債と同様の期間及び通貨による優良社債の現行の利回りで割り引かれる。当期の従業員の役務提供から生じると見込まれる当社の確定給付年金制度負債の現在価値の増加額は、税引前経常利益の借方に計上される。制度資産の期待収益及び時間の経過にともなって生じる制度負債の現在価値の当期中の増加額は、管理費に含まれる。数理計算上の差異は包括利益計算書に計上される。制度の積立不足は当社の貸借対照表に計上される。積立超過は、将来の掛金の減額又は制度からの返還によって回収可能な場合にのみ認識される。

当社は、将来の給付金を減額する確定給付年金制度の規約の重要な変更による影響を縮小として認識しており、利得及び損失は縮小が発生した時点で損益計算書に計上される。

当社は、当該制度の保険数理士と相談の上、毎年6月30日及び12月31日に確定給付制度を再評価している。計算の基礎となる仮定は、翌期に計上される予想損益額を決定するために用いられる。

[次へ](#)

## 将来の会計上の進展

以下は、公表されたものの適用は要求されていないが、企業の財務報告に影響を与える可能性が高い基準である(注：当社の財務報告に影響を与えると見込まれる基準又は修正については、ここでは要約していない。)。

### I F R S第16号「リース」

I F R S第16号は、オペレーティング・リースを貸借対照表に資産(リース対象を使用する権利)及び金融負債(将来のリース料の割引後価額)として計上することを借手に要求している。短期リース及び少額リースには選択可能な免除が設けられており、当社はこれを利用する意向である。これらの変更は損益計算書に影響を与え、オペレーティング・リース費用は、使用権資産の減価償却費及び将来のリース料負債に対する割引の振戻しを表す利息の増加に置き換えられる。オペレーティング・リースのリース料の支払は、現行の会計基準の下では現在営業活動によるキャッシュ・フローに含まれているが、I F R S第16号の下では、オペレーティング・リースに対する現金の支払は、当社のキャッシュ・フロー計算書において財務活動によるキャッシュ・フローとして反映され、リース負債に係る利息は営業活動によるキャッシュ・フローとして計上される。

同基準は、2019年1月1日以後に開始する年次期間に適用することが要求されている。

当社は、主たる事務所及び特定のデータセンターに関連して、解約不能オペレーティング・リースを識別しており、これらは当該新基準の下で貸借対照表に計上することが要求される。2019年1月1日現在の適用による見積影響額は、資産の増加35.8百万英ポンド、負債の増加39.8百万英ポンド及び繰越利益剰余金の減少4.0百万英ポンドである。当社は適用に修正遡及法を使用する予定であり、2018年度の比較数値を修正しない。

適用後、1年間に応するキャッシュ・アウトフロー約5.4百万英ポンドが、営業活動によるキャッシュ・フローではなく財務活動によるキャッシュ・フローとして報告されることになる。

さらに、オランダ及びフランスの両国において、施設に関する解約不能リースにより、子会社の貸借対照表が影響を受ける見込みである。持分法による会計処理に基づく当該企業の表示及び当該リースが比較的最近に開始することにより、当社に対する影響は重要でないと見込まれている。

### I F R S第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」

当該修正は、契約によるキャッシュ・フローが元本又は利息の支払のみであるかどうかの評価に関連するI F R S第9号のガイダンスを明確化している。具体的には、契約が期限前償還要素を含み、オプション行使する当事者が期限前償還に対して合理的な補償を支払う、又は受け取ることができる場合に、負の補償は自動的に上記評価で元本又は利息の支払のみであるという結論になることを妨げるものではない。

当該修正は、2019年1月1日以後開始する年次期間に適用され、早期適用も認められる。当社は、当該修正の適用は財務諸表に影響を与えないと予想している。

### I A S第28号の修正「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」

当該修正は、I F R S第9号(減損に関する要求事項を含む。)の長期持分への適用を明確化している。さらに、長期持分に対するI F R S第9号の適用において、企業は、I A S第28号が要求する帳簿価

額の修正(すなわち、IAS第28号に基づく、投資先の損失の配分又は減損の評価から生じる長期持分の帳簿価額の修正)を考慮しない。

当該修正は、2019年1月1日以後開始する年次報告期間に遡及適用され、早期適用も認められる。

当社は、当該修正の適用は財務諸表に影響を与えない予想している。

#### 「IFRS基準の年次改善 2015-2017年サイクル：IFRS第3号『企業結合』、IFRS第11号『共同支配の取決め』、IAS第12号『法人所得税』及びIAS第23号『借入コスト』の修正」

当該年次改善には4基準の修正が含まれている。

- IAS第12号「法人所得税」
- 当該修正は、配当金の法人所得税への影響を、分配可能利益を生み出した取引を企業が当初認識した場所に応じて、純損益、その他の包括利益又は資本に認識しなければならないことを明確化している。これは、分配利益及び未分配利益に異なる税率が適用されたかどうかにかかわらない。
- この変更は、その他資本商品に係る利払い関連する特定の税務上の影響を計上する科目に影響を与える可能性がある。
- IAS第23号「借入コスト」、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」
- これらの修正は当社の財務諸表に影響を与えるとは見込まれていない。

当該修正はすべて、2019年1月1日以後開始する年次期間から適用され、通常将来に向かっての適用が要求される。早期適用も認められる。

## 2 会計基準の適用開始

当期において、当財務諸表の報告額を作成する際に以下の新規及び修正後の基準及び解釈指針が適用されている。当社に関連する基準のみを以下に要約している。

- IFRS第9号「金融商品」

当社は、IFRS第9号を2018年1月1日から遡及適用し、適用開始の累積的影響を期首の利益剰余金に反映した。比較データは修正再表示されていない。

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるIFRS第9号は、2018年1月1日以後開始する期間から発効している。当該基準は以下の3つの構成部分に分けられ、それぞれの影響は以下の通りである。

### 分類及び測定

IFRS第9号は、金融資産を、当該資産を管理する事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて区分するという新たな要求事項を導入している。金融資産は以下のいずれかで測定される。

- ・償却原価（「AC」）：事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を組成又は購入及び保有することを目的とし、そのキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみを表している場合。

- ・純損益を通じた公正価値（「F V T P L」）：事業モデルが短期的に利益を獲得するものである（トレーディング勘定）、又は公正価値オプションが選択されている場合。
- ・その他の包括利益を通じた公正価値（「F V T O C I」）：資産が、売却又は契約上のキャッシュ・フロー回収のいずれかによって目的が達成される事業モデルの中で保有されていて、かつ契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである場合。

当社は、資産を公正価値で計上する選択をすることもできるが、これが認められるのは、この選択が測定又は認識の不整合（すなわち、異なる基準で行う資産及び負債の測定が会計上のミスマッチを生み出す場合）を大幅に低減する場合である。

I A S 第39号に基づく従前の処理と同様、当社の資産の大部分が、当社の事業モデルを反映して、I F R S 第9号の下で、トレーディング勘定において純損益を通じて公正価値で認識される。ポジションは通常、顧客の要求にサービス提供するために維持され、直接売買されるか、又は当該ポジションのリスク・エクスポージャーが利益を保護するための軽減取引を通じて売買される。特定の業務では、顧客に資金を提供するためにより長期に資産を保有し、これらのエクスポージャーは通常エキゾチック・リスク（例えば、エクイティ又はストラクチャード・クレジット）を含み、同基準の元本又は利息の支払のみという要件を満たさない。したがって、これらも純損益を通じて公正価値で計上する資産である。

当社のトレジャリー業務の特定のポジションは、これらの要件を満たさない。当社の流動性バッファー資産のポートフォリオは、規制上の要件を満たすために保有する、高信用度で流動性のある債務証券から構成され、業務の資金需要を支えるために当該ポートフォリオからの資産の売却が要求されることがある。この流動性バッファーは、利回りを高めるために大部分が現金でなく有価証券の形式で保有される。したがって、このポートフォリオは、その他の包括利益を通じて公正価値で計上される。トレジャリー業務はまた、通常期日まで保有し、元本及び利息のみである契約上のキャッシュ・フローから成る有価証券借入取引を通じても流動性資産を調達する。これらの取引は償却原価で計上される。

I F R S 第9号による金融負債の会計処理に概ね変更はなく、当社はポジションの従前の分類を継続する見込みである。I F R S 第9号は、公正価値オプションを選択している負債の公正価値の、企業の信用リスクの変動に起因する変動をその他の包括利益を通じて計上することを企業に要求している。当社は、公正価値オプションの下で発行済ストラクチャード・ノート及び連結会社間ローンのポートフォリオを維持している。これらの負債は、市場において活発に取引されておらず、ノートは通常、関係会社を通じて日本の投資家に私募で発行される。これらのポジションの評価には現在、自己の信用リスクの影響を含む当社の資金コストの検討が含まれている。当社は、自己の信用の変動に起因するこれらの有価証券の価値の変動を、公表されている信用評価及び過大なコストや労力を掛けずに入手可能な場合に代替的な資金コストのカーブを参照して評価している。自己の信用に関する代替的なスプレッドの安定性が観察されたことを踏まえ、当社は当該変更が価値的に重要でないと評価している。

## 金融商品の減損

I F R S 第9号の下では、純損益を通じて公正価値で計上されないすべての資産について予想信用損失の認識が要求される。資産の当初認識時に12ヶ月の予想信用損失を損益計算書に直接認識しなければならず、当初認識後に資産の信用の著しい悪化が生じた場合、これは全期間の予想信用損失に増大する。

30ページ（訳注：原文のページ数である。）に記載した通り、当社は、純損益を通じて公正価値で計上しない2つのポートフォリオ、すなわち、トレジャリー・デスクの高信用度で流動性のある資産及び一定の有価証券借入取引を有している。当該ポートフォリオで保有する有価証券の信用度が高いこと及び有価証券借入取引に関して担保としての差入が可能であることから、移行時及び期末の予想信用損失の規模は重要でない。

## ヘッジ会計

ヘッジ会計に関して、リスク管理慣行とより密接に整合し、定量的な有効性テストの必要性を軽減して、文書化されたリスク管理活動外での自主的な指定及び指定解除に関する規則を削除する、新たな規則が定められている。IFRS第9号には、ヘッジ会計のガイダンスの適用を延期し、IAS第39号のヘッジ会計のガイダンスを保持する、報告企業の選択肢が含まれる。当社は、この会計方針の選択を行い、IAS第39号のモデルの使用を継続する。会計方針の選択は、将来の期間に見直しを行い、新たなIFRS第9号のモデルに移行する便益を判断する。この方針の選択は、マクロ・ヘッジ会計を規定する基準の公表時に削除されることが見込まれている。

## IFRS第9号の影響

IFRS第9号は、比較情報を修正再表示せずに適用されている。したがって、新たな減損のルールから生じる分類変更及び修正は2017年12月31日現在の修正再表示後の貸借対照表には反映されていないが、2018年1月1日現在の期首の貸借対照表に認識された。

以下の表は、変更の影響を受けた貸借対照表の科目ごとに認識した修正を示している（20ページ（訳者注：原文のページ数である。）を参照のこと）。注：公正価値で測定することを指定した金融負債の評価に対する自己の信用リスクの影響は重要でない。

貸借対照表の抜粋	IFRS第9号の適用			
	2017年 12月31日現在	資産の 分類変更	修正再表示後	2018年 1月1日 現在
			ECL 適用	
千英ポンド				
<strong>資産</strong>				
銀行に対する貸付金	130,494	-	(14)	130,480
売却可能金融資産	818,739	(818,739)	-	-
FVTOCIで測定する有価証券	-	818,739	-	818,739
繰延税金資産	18,396		35	18,431
<strong>負債</strong>				
公正価値で測定するものとして指定された				
金融負債	4,665,013	-	-	4,665,013
<strong>資本</strong>				
利益剰余金	212,353	-	(104)	212,249

### ・ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

当社はIFRS第15号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を利益剰余金に計上した。

IFRS第15号は、2018年1月1日以後に開始する期間から発効している。これはIAS第18号「収益」及びIAS第11号「工事契約」を置き換えるものであり、リース、金融商品及び保険契約を除く顧客

との契約のすべてに適用される。これは、契約の識別、これらの契約の個別の履行義務への分割、対価の各義務への配分及び各義務が充足された時にのみ収益を認識することを要求する、収益認識の段階的なモデルを設定している。当社の業務の、金融機関に的を絞った顧客サービスとしての性質により、当社の収益の大部分は金融商品の取引から生じ、同基準の対象ではない。

したがって、適用においては、特に資本市場業務及びストラクチャリング業務において顧客又は関係会社にサービスを提供する業務分野に焦点を当てた。当社の契約の多くが短期であること、及び当該契約内で特定されるサービスの性質により、見直しを行った契約にわたり、収益認識の時期にいかなる変更も識別していない。したがって、適用時の期首の利益剰余金の修正は行わなかった。2018年12月31日終了年度に顧客との契約から認識した収益の金額は92,116千英ポンドであった。

・ I F R I C 第22号「外貨建取引と前払・前受対価」

当該解釈指針は、企業が事前に外貨で対価を支払うか又は受け取る場合には、取引を計上する際に使用すべき為替レートを決定する目的での取引日は、前払・前受対価の支払又は受取の日である。適用時の当社への影響はなかった。

・ I F R S 第2号の修正「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」

当該修正には主な3つの明確化、すなわち、権利確定条件及び権利確定以外の条件が現金決済型の株式に基づく報酬に与える影響の会計処理は、持分決済型の株式に基づく報酬と同じアプローチに従うべきこと、現金決済型取引から持分決済型取引に変更する株式に基づく報酬の条件変更の会計処理方法、及び源泉徴収義務に関して純額決済の特徴を有する株式に基づく報酬取引の分類方法が含まれている。適用時の当社への影響はなかった。

[次へ](#)

### 3 受取利息及び類似の収益

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
トレーディング目的以外の資産に係る利息	19,564	18,325
銀行に対する貸付金及び債権に係る利息	106	2,601
	<b>19,670</b>	<b>20,926</b>

「銀行に対する貸付金及び債権に係る利息」には、償却原価で報告される売戻条件付買入契約が含まれている。これは、2017年及び2018年におけるユーロ及び日本円のマイナス金利の影響を受けた。

### 4 支払利息

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
トレーディング目的以外の負債に係る利息	2,302	1,460
銀行に対する借入金及び債務に係る利息	-	595
無担保シニア・ローンに係る利息	8,926	-
劣後債務に係る利息	2,598	2,378
	<b>13,826</b>	<b>4,433</b>

「無担保シニア・ローンに係る利息」は、当社の直接親会社であるM U S H D に対して2018年7月に発行した連結会社間の非劣後債務(注記21を参照のこと。)を示している。

「劣後債務に係る利息」は、当社の直接親会社であるM U S H D に対して発行した連結会社間の劣後債務(注記22を参照のこと。)を示している。

### 5 管理費

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
賃金及び給与	109,348	121,019
退職給付	5,467	5,645
社会保障費	15,800	17,014
<b>人件費</b>	<b>130,615</b>	<b>143,678</b>
監査人への報酬(注記6)	762	699
オペレーティング・リース賃借料：不動産	3,749	3,521
その他の管理費	55,170	50,976
<b>一般管理費</b>	<b>59,681</b>	<b>55,196</b>

管理費合計	190,296	198,874
-------	---------	---------

当社の平均従業員数は646名(2017年：629名)であり、フロント・オフィスとサポート部門のスタッフ(それぞれ181名及び465名(2017年：164名及び465名))に分れていた。

当期中、当社は業績の評価サイクルを、親会社と一致させるために変更した。今後、変動報酬は4月1日から3月31日までの期間について付与されることとなり、これに伴い権利確定日及び支払日が変更された。これらの変更は過年度の報奨に影響を与えない。

## 6 監査人に対する報酬

監査人に対する報酬の分析は以下の通りである。

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
<b>監査及びその他のサービスに関する当社の監査人に対する支払報酬</b>		
法定監査報酬	523	465
監査関連のアシュアランス・サービス	63	61
その他のアシュアランス・サービス	124	121
コーポレート・ファイナンス関連サービス	34	34
	744	681
関連年金制度に関する当社の監査人に対する支払報酬	18	18
<b>監査人に対する報酬合計</b>	<b>762</b>	<b>699</b>

## 7 株式に基づく報酬制度

### 名目株式ユニット

当期中、当社は多数の従業員にNSUを付与した。NSUは、報奨日及び個々の役職に応じて3年間、5年間又は7年間にわたって繰り延べられ、M U F Gの株式のパフォーマンスに連動している(会計方針を参照のこと。)。

	2018年		2017年	
	ユニット数 (千ユニット)	価値	ユニット数 (千ユニット)	価値
<b>1月1日現在残存するNSU数</b>	<b>4,470</b>		<b>4,740</b>	
<b>当期付与：</b>				
付与されたNSU数	388		1,995	
付与日における価値(千英ポンド)		1,837		10,276

**控除：**

期中に権利確定したN S U数	(2,436)	(2,265)	
失効した/取り消されたN S U数 (権利未確定)	-	-	
12月31日現在N S U数	2,422	4,470	
12月31日現在残存するN S Uの 公正価値(千英ポンド)	8,973	22,810	
権利確定時/支払時における平均株価 (日本円)	675	691	

## 8 退職給付

当社は、当社の従業員を対象とした確定拠出年金制度であるグループ個人年金制度(以下「G P P P」という。)を有している。当該制度の資産は、当社の資産とは別に、個別に管理されている基金に保有されている。損益計算書に認識された当期の費用は5.5百万英ポンド(2017年:5.6百万英ポンド)であった。

当社はまた、最終給与に基づく積立型確定給付年金制度(新規雇用の従業員には適用されず、2011年に将来の給付発生は停止された。)を有している。当該制度の資産は、当社の資産とは別に、受託者が管理する分離基金に保有されている。当該制度は、2004年財政法のスケジュール36の条項に基づく登録年金制度とみなされており、その制度積立目標は同法によって定められている。年金評価については、国際会計基準(I A S第19号)に従った計算により、技術的数理基準(Technical Actuarial Standard)の定める報告ガイドラインに基づいて、独立した資格のある保険数理士が行う。

前回の年金数理上の評価は2018年12月31日に更新され、貸借対照表日現在の主な数理計算上の仮定は以下の通りである。

	2018年	2017年
割引率	2.90%	2.60%
R P I 予想インフレ率	3.40%	3.45%
C P I 予想インフレ率	2.40%	2.45%
L P I 年金増加率	3.25%	3.45%

割引率の仮定は、公表された社債のインデックスに基づいている。インフレ率の仮定は、イングランド銀行が公表したイールド・カーブのデータを参照している。

基礎となる死亡率の仮定は、S2PXA\_Lとして知られる標準死亡率表に、CMI\_2017の将来の改善要因を加味したものに基づいており、長期改善率年1.25%が適用されている(2017年:S2PXA\_Lに、CMI\_2016の将来の改善要因を加味したものに基づいており、長期改善率年1.25%が適用されている。)。これにより、平均余命は以下の通りとなる。

- ・現在65歳の男性の平均余命は23年(従前は23年)である。
- ・現在65歳の女性の平均余命は24年(従前は24年)である。

期末現在の貸借対照表上の認識額は以下の通りである。

2018年	2017年
-------	-------

千英ポンド 千英ポンド

積立債務の現在価値	(159,135)	(185,795)
制度資産の公正価値	183,822	201,644
<b>制度の積立超過/(不足)の認識額</b>	<b>24,687</b>	<b>15,849</b>
関連する繰延税金資産/(負債)	(6,539)	(4,200)
<b>正味年金資産/(負債)</b>	<b>18,148</b>	<b>11,649</b>

管理費として損益計算書に認識された合計金額は540千英ポンドの貸方計上(2017年:114千英ポンドの借方計上)である。2019暦年に管理費として貸方計上されることが予想される収益は716千英ポンドである。

すべての制度費用は当社が直接支払うため、これらの開示からは除外されている。

期中の制度負債の現在価値における変動は以下の通りである。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
期首の未積立債務の現在価値	185,795	189,491
利息費用	4,813	5,478
過去勤務費用	92	-
数理計算上の再測定	(17,236)	3,592
支払給付金	(14,213)	(12,766)
縮小/清算	(116)	-
<b>期末の債務の現在価値</b>	<b>159,135</b>	<b>185,795</b>

期中の制度資産の公正価値における変動は以下の通りである。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
期首の制度資産の公正価値	201,644	181,780
制度資産の期待収益	5,329	5,364
数理計算上の再測定	(15,548)	19,639
基金による支払給付金	(14,213)	(12,766)
当社拠出額	6,610	7,627
<b>期末の制度資産の公正価値</b>	<b>183,822</b>	<b>201,644</b>

次年度(2019年12月31日に終了する事業年度)における当社の拠出予定額はゼロである。

期末現在の制度資産合計額の市場価値は以下の通りである。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
英國株式	46,000	46,165
外国株式	99,150	121,351
絶対収益型投資	32,367	29,926
不動産ファンド	2,054	1,990
英國社債	357	-
現金	3,894	2,212
<b>合計</b>	<b>183,822</b>	<b>201,644</b>

すべての制度資産には、活発な市場における相場価格が存在する。制度資産は、当社の資産とは別に、当該制度の受託者が管理する基金に保有されている。

当期にその他の包括利益に認識された金額は以下の通りである。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
制度資産の期待収益を超過する実際収益の額	(15,548)	19,639
制度負債から生じる経験利得及び損失	(37)	3,395
制度負債の現在価値の基礎となる仮定の変更	17,273	(6,987)
<b>O C I に認識された数理計算上の差益</b>	<b>1,688</b>	<b>16,047</b>

当期中の積立超過/(不足)認識額の変動は以下の通りである。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
期首の積立超過/(不足)額	15,849	(7,711)
損益計算書に計上された収益/(費用)	540	(114)
当社拠出額	6,610	7,627
数理計算上の差益認識額	1,688	16,047
<b>期末の積立超過額</b>	<b>24,687</b>	<b>15,849</b>

制度負債の現在価値の分析は以下の通りである。

	2018年 %	2017年 %

現在の年金受給者	26	23
合計	100	100

下表は、前述の数理計算上の仮定の変更(35ページ(訳注：原文のページ数である。)を参照のこと。)による制度負債の現在価値に対する影響を示している。これらの感応度は、異なる仮定を用いて現在価値をすべて再計算することにより算定されているため、完全に正確である(2017年：同様のアプローチ)。

	2018年	2017年
	%	%
割引率 +/-0.5%	-10/+11	-11/+13
R P I 及び C P I +/-0.5%	+3/-3	+4/-3
寿命 +/- 1年	+4/-4	+4/-4
年金増加率(支払額及び繰延額) +/-0.5%	+3/-3	+4/-3

制度負債の加重平均期間は、約22年(2017年：25年)である。

## 9 適用税金

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
<b>英国法人所得税</b>		
当期	(7,822)	(20,767)
過年度に関する調整	(1,277)	2,352
	(9,099)	(18,415)
<b>外国税</b>		
当期	(1,301)	(1,348)
過年度に関する調整	-	-
<b>当期税金合計</b>	<b>(10,400)</b>	<b>(19,763)</b>
<b>繰延税金</b>		
期間差異の発生及び解消	(6,503)	(6,910)
繰延税金資産の認識に使用される税率の引き下げの影響	-	(339)
過年度に関する調整	976	(1,264)
<b>繰延税金合計</b>	<b>(5,527)</b>	<b>(8,513)</b>
<b>税金費用合計</b>	<b>(15,927)</b>	<b>(28,276)</b>

法人所得税は、当期の課税所得見積額の27%(2017年：27.25%)で計算されている。税率の低下は、2017年4月1日より適用された、法人所得税の標準税率の20%から19%への引き下げを反映したものである。当社は引き続き、銀行及びブローカーに適用される8%の法人所得税サーチャージの対象となっている。

当期の変動額は、以下の通り、損益計算書上の利益に調整することができる。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
<b>税引前経常利益</b>	58,702	108,099
英国法人所得税の税率27% (2017年 : 27.25%)で計算した税額	(15,850)	(29,457)
課税所得の算定において控除されない費用による税効果	(52)	(402)
外国税	(949)	(982)
繰延税金の前年度調整額	976	(1,264)
繰延税金資産の認識に使用される税率の引き下げの影響	-	(339)
当期の法定税率を下回る税率で従前に評価された繰延税金資産の実現	163	216
当期税金の前年度調整額	(1,277)	2,352
当グループの銀行業サーチャージ引当金の負担分	1,752	1,600
子会社の損失の税務上の影響	(690)	-
<b>当期税金費用</b>	<b>(15,927)</b>	<b>(28,276)</b>

損益計算書に借方計上された金額に加え、税金に関する以下の金額が、資本に認識されている。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
<b>当期税金</b>		
その他Tier 1資本に係るクーポン	2,369	1,402
<b>繰延税金</b>		
その後に純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付負債純額の再測定	(447)	(4,253)
その後に純損益に振り替えられる可能性のある項目		
当期のF V T O C Iで測定する保有有価証券に係る損失/(利得)	412	17
当期のキャッシュ・フロー・ヘッジに係る損失/(利得)	184	(87)
<b>その他の包括利益に認識された法人所得税合計</b>	<b>2,518</b>	<b>(2,921)</b>

#### 繰延税金資産

当社が認識した繰延税金資産及び負債、並びに当期の変動額は、以下の通りである。

2018年 1月1日 現在残高	2018年 期首剰余金 の修正	純損益への 借方計上	2018年 O C Iへの 借方計上	2018年 12月31日 現在残高
		84/178		

	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
税務上の加速減価償却費	4,724	-	(717)	-	4,007
繰延報酬	9,523	-	(733)	-	8,790
IFRS第9号に関する移行時の調整	-	35	(4)	-	31
IFRS第13号に関する移行時の調整	1,944	-	(277)	-	1,667
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る 剰余金	(203)	-	-	184	(19)
FVTOCIで測定する有価証券	(914)	-	131	412	(371)
退職給付債務	(4,200)	-	(1,892)	(447)	(6,539)
税務上の欠損金	7,522	-	(2,035)	-	5,487
<b>残高合計</b>	<b>18,396</b>	<b>35</b>	<b>(5,527)</b>	<b>149</b>	<b>13,053</b>

繰延税金資産は、基礎となる一時差異の解消が予想される期間に基づき、適用される法人所得税率で評価される。上記の繰延税金資産は、当該資産を使用することができる十分な将来の課税所得を示す利益予想の裏付けに基づいて認識されている。英国税法に基づき、税務上の欠損金は無期限に繰り越すことができる。英国の銀行及びブローカーが繰り越した2015年4月より前の欠損金の相殺は、課税所得の25%に制限されている。繰越欠損金の利用に対する制限により、長期にわたって当該欠損金が利用されることとなるが、当該欠損金の最終的な回収可能性に影響を及ぼすものではないため、繰延税金資産は認識されている。

## 10 キャッシュ・フロー計算書に対する注記

現金及び現金同等物は、現金及び当初満期が3ヶ月以内の短期銀行預金から、当座借越残高を控除したもので構成されている。これらの資産の帳簿価額は額面価額とほぼ等しい。キャッシュ・フロー計算書に表示されている現金及び現金同等物は、以下の通り、貸借対照表の関連項目に調整することができる。

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
銀行及び中央銀行預金	412,491	976,430
銀行からの預り金(要求払い)	(226,525)	(88,311)
<b>現金及び現金同等物合計</b>	<b>185,966</b>	<b>888,119</b>

以下の表は、当社の財務活動から生じた負債の変動(キャッシュ・フローの変動と非資金変動の両方を含む。)の詳細である。

	財務活動によるキャッシュ・フロー及び利息フロー		公正価値の変動	外貨為替レートの変動の影響	2018年
	2018年 1月1日 現在残高	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	12月31日 現在残高
自社発行ノート	1,657,863	74,841	(185,122)	140,176	1,687,758
コマーシャル・ペーパー	1,300,603	(316,822)	(606)	3,765	986,940
その他の金融負債	992,076	639,186	(1,999)	88,712	1,717,975

M U S H D の融資枠	714,471	778,585	(199)	111,032	1,603,889
無担保シニア・ローン	-	574,508	-	20,384	594,892
劣後債務	290,038	12	-	23,915	313,965
<b>財務活動から生じた負債合計</b>	<b>4,955,051</b>	<b>1,750,310</b>	<b>(187,926)</b>	<b>387,984</b>	<b>6,905,419</b>

## 11 トレーディング・ポートフォリオ金融資産

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
国債	2,527,064	3,092,975
社債	1,054,613	954,644
その他の公共部門証券	344,974	104,057
<b>債券合計</b>	<b>3,926,651</b>	<b>4,151,676</b>
資本性金融商品	6,135,697	4,306,984
<b>トレーディング・ポートフォリオ金融資産合計</b>	<b>10,062,348</b>	<b>8,458,660</b>

### 内、上場：

債券	3,680,227	3,682,197
資本性金融商品	3,796,715	2,363,457

### 内、非上場：

債券	246,424	469,479
資本性金融商品	2,338,982	1,943,527
	<b>10,062,348</b>	<b>8,458,660</b>

## 12 デリバティブ金融商品

	2018年		
	想定元本	公正価値資産	公正価値負債
	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
<b>トレーディング目的で保有するデリバティブ</b>			
為替契約	258,221,821	5,217,177	4,711,321
金利契約	2,989,603,633	8,479,452	7,829,708
クレジット・デリバティブ契約	32,855,773	600,513	231,351
エクイティ契約	15,363,479	433,536	269,812
コモディティ契約	855,979	170,759	171,291
<b>売買契約合計</b>	<b>3,296,900,685</b>	<b>14,901,437</b>	<b>13,213,483</b>
<b>公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ</b>			
金利スワップ	396,024	109	127

**キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された  
デリバティブ**

通貨スワップ	1,832	-	398
為替予約	191,962	-	1,794
<b>純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ</b>			
通貨スワップ	15,946	-	52
<b>ヘッジ契約合計</b>	<b>605,764</b>	<b>109</b>	<b>2,371</b>
<b>デリバティブ金融商品合計</b>	<b>3,297,506,449</b>	<b>14,901,546</b>	<b>13,215,854</b>

2017年

	想定元本 千英ポンド	公正価値資産 千英ポンド	公正価値負債 千英ポンド
<b>トレーディング目的で保有するデリバティブ</b>			
為替契約	236,951,624	4,406,534	3,675,016
金利契約	2,383,234,225	8,148,835	7,407,319
クレジット・デリバティブ契約	24,312,496	538,001	279,104
エクイティ契約	18,594,994	159,280	205,052
コモディティ契約	808,260	189,350	189,822
<b>売買契約合計</b>	<b>2,663,901,599</b>	<b>13,442,000</b>	<b>11,756,313</b>
<b>公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ</b>			
金利スワップ	488,573	-	68
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された デリバティブ</b>			
為替予約	401,532	3,575	7,015
<b>ヘッジ契約合計</b>	<b>890,105</b>	<b>3,575</b>	<b>7,083</b>
<b>デリバティブ金融商品合計</b>	<b>2,664,791,704</b>	<b>13,445,575</b>	<b>11,763,396</b>

OTC クレジット・デリバティブには、取引相手の企業のポートフォリオ内の無担保デリバティブのエクスポージャーに対して、グループ会社である三菱UFJ銀行が提供した金融保証に関連するクレジット・デリバティブ資産が含まれる。期末現在の当該デリバティブの現在価値は合計329百万英ポンド(2017年: 249百万英ポンド)であり、この金額は、対象となる取引相手の企業に対するエクスポージャーに関するCVA調整により相殺されている。これは、主に金利契約及び為替契約に関連したものである。

CVAは、取引相手別にポートフォリオ・ベースで測定され、その後に財務報告のために取引レベルに配分される。配分はデリバティブの想定元本価額(絶対値)に基づく。

2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
----------------	----------------

以下に関して公正価値ヘッジから生じた利得及び損失 :

ヘッジ手段	15,664	11,642
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象	(15,540)	(10,473)
<b>正味利得</b>	<b>124</b>	<b>1,169</b>
<b>以下に関して純投資ヘッジから生じた利得及び損失 :</b>		
ヘッジ手段	(256)	-
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象	254	-
<b>正味損失</b>	<b>(2)</b>	<b>-</b>

公正価値ヘッジの非有効部分に係る利得及び損失は、直ちにトレーディング収益に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジに係る剰余金の正味変動額は、有効なヘッジに指定されたデリバティブの価値変動による残高の増加及び当該剰余金からトレーディング収益への残高の振替で構成されている。期末の剰余金残高は、税引後の金額で表示される。剰余金残高は、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期間に損益計算書に振り替えられる。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジ関係に指定されたデリバティブの非有効部分に係る利得及び損失は、直ちに損益計算書のトレーディング収益に認識される。当期において、損益計算書に計上された非有効部分は重要ではなかった(2017年:重要ではなかった)。

公正価値ヘッジは主に、市場金利の変動による債券の公正価値の変動から保護するために使用する金利スワップで構成されている。キャッシュ・フロー・ヘッジは、外貨建の認識された金融資産から生じる為替リスクをヘッジするための為替契約で構成されている。純投資ヘッジは、子会社に対する投資の再評価から生じる為替リスクをヘッジするための為替契約で構成されている。

純投資ヘッジは、持分法投資の換算から生じる外貨に対するエクスポージャーをヘッジするための為替契約で構成されている。

### 13 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券

以下の表は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券(2018年)及び売却可能有価証券(2017年)の帳簿価額(公正価値)を主な分類別に示している。

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
国債	192,236	459,902
その他の公共部門証券	485,289	358,706
社債	10,764	-
<b>債券合計</b>	<b>688,289</b>	<b>818,608</b>
資本性金融商品	133	131
<b>F V T O C I で測定する有価証券合計</b>	<b>688,422</b>	<b>818,739</b>

この区分の有価証券については予想信用損失が計算され、純損益とO C Iの両方の修正として計上されている。2018年12月31日現在の予想信用損失は4千英ポンドであった。

2017年において、12ヶ月を超える未実現損失を有する投資については、減損に関する評価が行われた。取引相手の信用リスク特性に基づいて、報告日現在で減損は生じていないと判断した。

14 無形資産

	キャピタル・		
	ソフトウェア 千英ポンド	リース資産 千英ポンド	合計 千英ポンド
<b>取得原価</b>			
2017年1月1日現在	125,349	499	125,848
取得	30,700	593	31,293
減損	(613)	-	(613)
処分	(181)	-	(181)
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>155,255</b>	<b>1,092</b>	<b>156,347</b>
取得	27,226	-	27,226
減損	(1,443)	-	(1,443)
処分	-	-	-
<b>2018年12月31日現在</b>	<b>181,038</b>	<b>1,092</b>	<b>182,130</b>
<b>償却累計額</b>			
2017年1月1日現在	75,534	142	75,676
当期償却費	14,645	269	14,914
処分	(36)	-	(36)
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>90,143</b>	<b>411</b>	<b>90,554</b>
当期償却費	18,119	269	18,388
処分	-	-	-
<b>2018年12月31日現在</b>	<b>108,262</b>	<b>680</b>	<b>108,942</b>
帳簿価額：			
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>65,112</b>	<b>681</b>	<b>65,793</b>
<b>2018年12月31日現在</b>	<b>72,776</b>	<b>412</b>	<b>73,188</b>

15 有形固定資産

	賃借建物 附属設備 千英ポンド	事務用器具 及び備品 千英ポンド	事務用機器 及び設備 千英ポンド	キャピタル・ リース資産 千英ポンド	合計 千英ポンド
<b>取得原価</b>					
2017年1月1日現在	13,320	1,483	20,050	1,290	36,143
取得	722	78	3,945	2,414	7,159
処分	(43)	-	(9)	-	(52)
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>13,999</b>	<b>1,561</b>	<b>23,986</b>	<b>3,704</b>	<b>43,250</b>
取得	32	-	1,358	-	1,390
処分	-	-	-	-	-
<b>2018年12月31日現在</b>	<b>14,031</b>	<b>1,561</b>	<b>25,344</b>	<b>3,704</b>	<b>44,640</b>
<b>減価償却累計額</b>					
2017年1月1日現在	4,080	1,435	16,965	366	22,846
当期減価償却費	884	18	1,217	948	3,067
処分	(10)	-	(6)	-	(16)
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>4,954</b>	<b>1,453</b>	<b>18,176</b>	<b>1,314</b>	<b>25,897</b>
当期減価償却費	922	30	1,458	948	3,358
処分	-	-	-	-	-
<b>2018年12月31日現在</b>	<b>5,876</b>	<b>1,483</b>	<b>19,634</b>	<b>2,262</b>	<b>29,255</b>
<b>帳簿価額：</b>					
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>9,045</b>	<b>108</b>	<b>5,810</b>	<b>2,390</b>	<b>17,353</b>
<b>2018年12月31日現在</b>	<b>8,155</b>	<b>78</b>	<b>5,710</b>	<b>1,442</b>	<b>15,385</b>

16 子会社に対する投資

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
1月1日現在	-	-
当初投資	39	-
資本の購入	17,960	-
純損失に対する持分	(2,557)	-
外貨再評価の影響	74	-
<b>12月31日現在</b>	<b>15,516</b>	<b>-</b>

2018年3月22日、当社はオランダに完全所有子会社を設立した。当該子会社(M U F G セキュリティーズ(ヨーロッパ)エヌヴイ(以下「M U S ( E U )」という。))及び同社のパリ支店は、英国の欧州連合離脱(ブレグジット)後も欧州の顧客への継続的なサービス提供を支援するという当社の戦略の中核を担っている。2018年12月、M U S ( E U )は、オランダで第2次金融市場指令( M i F I D )に基づく投資会社の免許を認可された。本報告書の署名日現在、同社は取引をまだ開始していなかった。

## 17 その他資産

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
前払費用及び未収収益	11,356	11,025
当期税金	1,148	3,435
年金資産(注記8)	24,687	15,849
その他の受取債権	311,862	225,495
	<b>349,053</b>	<b>255,804</b>

「その他の受取債権」は、ブローカー及び中央清算機関への委託証拠金213百万英ポンド(2017年:168百万英ポンド)によるものであり、残額は、連結会社間の債権および破綻基金への預託金によるものである。

## 18 トレーディング・ポートフォリオ金融負債

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
国債	5,414,043	3,883,649
社債	493,725	93,815
その他の公共部門証券	42,912	15,153
<b>債券合計</b>	<b>5,950,680</b>	<b>3,992,617</b>
資本性金融商品	3,236,849	1,775,230
<b>トレーディング・ポートフォリオ金融負債合計</b>	<b>9,187,529</b>	<b>5,767,847</b>

### 内、上場：

債券	5,588,799	3,977,467
資本性金融商品	3,236,849	1,707,292

### 内、非上場：

債券	361,881	15,150
資本性金融商品	-	67,938
	<b>9,187,529</b>	<b>5,767,847</b>

## 19 公正価値で測定するものとして指定された金融負債

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
自社発行ノート	1,687,758	1,657,863
コマーシャル・ペーパー	986,940	1,300,603
その他の金融負債	1,717,975	992,076
M U S H D の融資枠	1,603,889	714,471
	<b>5,996,562</b>	<b>4,665,013</b>

自社発行ノートには、仕組取引の支払の特徴を有するものが含まれる。当社は、長期的資金を調達し、投資家の需要を満たすためにこれらのノートを発行しており、当該ノートを純損益を通じて公正価値で計上している。仕組取引のリターンの特徴として、株式のパフォーマンス、為替変動又はその他の要素に関する特定の条件が満たされた場合にのみクーポンが支払われる有価証券が含まれる。

コマーシャル・ペーパーは短期発行(調達期間が通常3ヶ月)である。

その他の金融負債は、ファンデッド・スワップ取引である。

M U S H D の融資枠は、未確約の融資枠に基づく連結会社間の無担保シニア借入であり、これにより当社はM U S H Dより資金を借り入れることが可能となる。

当社は、自己の信用の変動に起因するこれらの負債の価値の変動を、公表されている信用評価及び代替的な資金コストのカーブを参照して評価している。自己の信用に関する代替的なスプレッドの安定性が観察されたことを踏まえ、当社は当該変更が価値的に重要でないと評価している。

## 20 その他負債

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
組成された企業に対する債務	477,728	406,342
未払税金及び社会保障費	10,490	12,645
その他の支払債務	394,549	306,421
	<b>882,767</b>	<b>725,408</b>

「他の支払債務」は、証拠金及び担保関連の残高263百万英ポンド(2017年:161百万英ポンド)によるものであり、残額は報酬関連の未払費用、連結会社間の債務及び仲介手数料によるものである。

## 21 無担保シニア・ローン

2018年7月26日、当社は、条件付劣後シニア証券750百万米ドルをM U S H Dに対して発行した。当該証券には、当社が英国の破綻処理当局から通知を受けることにより、自己資本及び適格債務の最低基準(以下「M R E L」という。)に適格な金融商品に転換する発行者の組込オプションが含まれている。この組込M R E L修正オプションは、当社に要求するM R E Lの条件と金額の両方について英国の破綻処理当局から通知を受けてから90日以内に、当社による行使が可能となる。

当該証券に係る利息は、3ヶ月米ドル - L I B O R プラス99bpの固定金利で四半期ごとに支払われる。  
M R E L に適格な債務への転換は支払利率に影響を与えないが、当該債務は英国の破綻処理当局が要求する場合に償却される可能性がある。

2018年12月31日現在、当該証券は、公正価値595.0百万英ポンドと近似する償却原価594.9百万英ポンドで計上された(注記26を参照のこと。)。

## 22 劣後債務

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
240億円変動利付ローン(2026年12月満期、6ヶ月日本円- L I B O R プラス80bp)	171,253	158,203
200億円の変動利付ローン(2026年12月満期、6ヶ月日本円- L I B O R プラス80bp)	142,712	131,835
	313,965	290,038

当社と直接親会社であるM U S H D は劣後ローンについて合意した。

## 23 資本性金融商品

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
<b>額面 1 英ポンドの普通株式:</b>		
1月1日現在の株式資本	1,010,611	1,010,611
期中に発行した株式資本	17,790	-
<b>12月31日現在の割当済、払込請求済、全額払込済株式</b>	1,028,401	1,010,611
<b>その他Tier 1資本</b>	306,979	306,979
<b>資本性金融商品合計</b>	1,335,380	1,317,590

2018年12月31日現在、当社は、固定収益に対する権利のない額面 1 英ポンドの発行済普通株式1,028百万英ポンド(2017年:1,011百万英ポンド)を有している。当社は、額面 1 株当たり 1 英ポンドの授権株式資本2,000百万英ポンド(2017年:2,000百万英ポンド)を有している。

当期中、当社はM U S H D に対して普通株式資本18百万英ポンドを追加発行した(M U S ( E U )が当社に対して同等のユーロで発行した株式資本に対応している。)。当該発行は、M U S ( E U )への資本注入戦略に合致している。

その他Tier 1資本商品がM U S H Dに対して発行されている。当該商品には条件付転換条項が含まれている。この条項により、トリガー事象(普通株式Tier 1資本比率が最低基準を下回る)が生じた場合にはいつでも、当該商品が当社の普通株式資本に転換される。当該商品は無期限であり、当社の優先債権及び劣後ローンの債権に対して劣後している。当該商品は変動金利である。すべての利払いは、分配テストを満たさない特定の状況においては取消可能であり、累積されない。

## 24 資本性金融商品に対する分配

2018年、取締役はその他Tier 1資本商品に係るクーポン合計8.8百万英ポンド(2017年:5.1百万英ポンド)の支払を承認した。発行の条件については、注記23を参照のこと。

2019年1月15日、取締役はその他Tier 1資本商品に係るクーポン4.9百万英ポンドの支払を承認した。当該金額は、2018年12月31日現在では要求されないため、同日に終了した年度の財務諸表において未払計上しなかった。

当期中に承認された又は支払われた普通配当はなかった(2017年:ゼロ)。

## 25 取締役に対する報酬及び持分に関する報告

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
短期雇用給付	2,597	2,715
退職後給付	18	31
その他の長期給付	660	1,158
名目上の株式に基づく報酬	396	695
<b>経営幹部に対する報酬</b>	<b>3,671</b>	<b>4,599</b>
M T Mの実現/ N S U及びその他の長期給付に係る利息	265	130
<b>経営幹部に対する報酬合計</b>	<b>3,936</b>	<b>4,729</b>

当期において当グループの確定拠出個人年金制度の加入者であった取締役の数は2名に減少した(2017年:3名)。

N S Uは、最終持株会社であるM U F Gの株価に連動した現金決済型の報奨である。繰延N S U報酬費用は、繰延期間全体にわたって比例配分される。繰延現金報酬費用は、報奨が付与された期間に認識される。

他のグループ会社からの非執行取締役は、当社に対する役務について一切報酬もその他の給与も受領していない。経営幹部は、当社の取締役と同じ人員である。

最も高額な報酬が支払われた取締役の報酬は、以下の通りである。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
短期雇用給付	913	1,012
退職後給付	9	9
その他の長期給付	371	620
名目上の株式に基づく報酬	223	372
<b>報奨の付与</b>	<b>1,516</b>	<b>2,013</b>
M T Mの実現/ N S U及びその他の長期給付に係る利息	157	87
<b>報酬合計</b>	<b>1,673</b>	<b>2,100</b>

## 26 金融商品の公正価値

当社の資産及び負債の大半は貸借対照表において公正価値で計上されており、この場合、公正価値は帳簿価額に等しい。以下の表は、貸借対照表において公正価値で計上されていない項目について、当社の金融資産及び負債の帳簿価額及び公正価値を項目別に比較したものである。

	2018年		2017年	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
<b>資産</b>				
売戻条件付買入契約	-	-	130,494	130,415
デリバティブ取引相手への差入現金担保	2,887,619	2,887,619	2,528,987	2,528,987
その他資産	349,053	349,053	255,804	255,804
<b>負債</b>				
デリバティブ取引相手からの受入現金担保	7,979,572	7,979,572	7,606,270	7,606,270
その他負債	882,767	882,767	725,408	725,408
無担保シニア・ローン	594,892	594,965	-	-
劣後債務	313,965	315,925	290,038	292,882

デリバティブ取引相手からの受入現金担保を再評価した結果、為替差損476百万英ポンド(2017年：為替差益337百万英ポンド)が、公正価値で計上されない金融資産及び金融負債に関して認識された。為替エクスポートジャーヤーは、公正価値で保有される金融商品で経済的にヘッジされており、為替差損益及び関連する公正価値の利得及び損失が、トレーディング収益として損益計算書に純額で認識される。

### 金融資産及び負債の評価

評価技法には、金利イールド・カーブ、為替レート、ボラティリティ、期限前償還率及び債務不履行率を含む、他の市場参加者が評価に使用する要素に関する仮定が組み込まれている。当社は、測定を行う際に使用するインプットの重要性を反映した以下の公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値を測定している。

- ・レベル1：活発な市場における同一商品の市場相場価格(無調整)
- ・レベル2：直接的(すなわち価格として)又は間接的(すなわち価格から得られるもの)に観察可能なインプットに基づく評価技法。この区分には、活発な市場における類似商品の市場相場価格、活発でないとみなされる市場における同一又は類似商品の相場価格、又はすべての重要なインプットが市場データから直接的又は間接的に観察可能であるその他の評価技法を用いて評価される金融商品が含まれる。
- ・レベル3：重要な観察可能でないインプットを用いた評価技法。この区分には、評価技法に観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれる金融商品及び観察可能でないインプットが金融商品の評価に重要な影響を与える金融商品がすべて含まれる。この区分には、類似商品の相場価格に基づき評価される金融商品のうち、金融商品間の差異を反映するために重要な観察可能でない調整又は仮定が必要となるものも含まれる。

発行済ストラクチャード・ノート及び特定のその他複合金融商品の負債は、公正価値で測定するものとして指定されている。これらの金融商品に適用されるスプレッドは、当社がストラクチャード・ノートを発行する際のスプレッドから導き出される。これらの金融商品の信用リスクによる公正価値の変動は重要ではない(2017年:重要ではない)。

特定の金融商品の公正価値は、観察可能な市場価格によって裏付けられていない仮定に基づいてその全部又は一部が決定される評価技法により測定されている。これらの仮定を合理的に可能な様々な代替的仮定に変更することによる影響は、当該資産及び負債に関して財務諸表で認識した公正価値を35.5百万英ポンド(2017年:32.5百万英ポンド)下回る金額から27.4百万英ポンド(2017年:22.6百万英ポンド)上回る金額の範囲となる。また、当期の範囲は、エクイティ・ファインス取引の量が増加したことによるものである。

レベル3の項目の残高の変動については51ページ(訳注:原文のページ数である。)に詳述されている。

	2018年			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千英ポンド			
<b>資産</b>				
トレーディング・ポートフォリオ				
金融資産	6,463,518	3,407,863	190,967	10,062,348
売戻条件付買入契約 - 公正価値	-	26,304,004	-	26,304,004
有価証券(売却済未引渡分)	-	478,902	-	478,902
借入有価証券に係る現金担保	-	4,147,087	-	4,147,087
F V T O C I で測定する有価証券	300,048	388,241	133	688,422
デリバティブ金融商品	5,698	14,298,870	596,978	14,901,546
エクイティ・ファイナンス資産	-	410,655	-	410,655
	<b>6,769,264</b>	<b>49,435,622</b>	<b>788,078</b>	<b>56,992,964</b>
<b>負債</b>				
トレーディング・ポートフォリオ				
金融負債	8,678,912	508,617	-	9,187,529
買戻条件付売却契約 - 公正価値	-	19,711,331	-	19,711,331
有価証券(購入済未受領分)	-	404,862	-	404,862
貸付有価証券に係る現金担保	-	659,568	-	659,568
デリバティブ金融商品	6,424	12,722,699	486,731	13,215,854
公正価値で測定するものとして指定された金融負債	-	5,424,799	571,763	5,996,562
	<b>8,685,336</b>	<b>39,431,876</b>	<b>1,058,494</b>	<b>49,175,706</b>

	2017年			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千英ポンド			
<b>資産</b>				

トレーディング・ポートフォリオ

金融資産	5,537,102	2,921,558	-	8,458,660
売戻条件付買入契約 - 公正価値	-	22,459,995	-	22,459,995
有価証券(売却済未引渡分)	-	985,285	-	985,285
借入有価証券に係る現金担保	-	6,468,603	-	6,468,603
売却可能金融商品	577,800	240,808	131	818,739
デリバティブ金融商品	132	13,032,826	412,617	13,445,575
エクイティ・ファイナンス資産	-	488,261	-	488,261
	<b>6,115,034</b>	<b>46,597,336</b>	<b>412,748</b>	<b>53,125,118</b>

負債

トレーディング・ポートフォリオ

金融負債	5,595,539	172,308	-	5,767,847
買戻条件付売却契約 - 公正価値	-	21,990,927	-	21,990,927
有価証券(購入済未受領分)	-	916,459	-	916,459
貸付有価証券に係る現金担保	-	1,772,714	-	1,772,714
デリバティブ金融商品	3,900	11,336,494	423,002	11,763,396
公正価値で測定するものとして指定 された金融負債	-	4,395,885	269,128	4,665,013
	<b>5,599,439</b>	<b>40,584,787</b>	<b>692,130</b>	<b>46,876,356</b>

当期中に、当社は、上場先物及びオプションのポートフォリオのレベルを再評価した。これらのポジションの流動性の低い性質によって、呼値スプレッドが拡大し、中値に歪みが生じた。これは、未調整の交換価格が売買価格を正確に反映していないことを意味する。この結果、負債160.5百万英ポンドがレベル2の金融商品として開示されている。

下表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3における金融商品の公正価値の期首残高から期末残高への調整を示している。これには、レベル3の資産及び負債のヘッジにも使用されているレベル1又はレベル2のデリバティブの変動は含まれていない。

トレーディング・ポートフォリオ 金融資産	F デリバティブ 資産	V CI で測 定する有 価証券	T O 売却可能 有価証券	T O デリバティ ブ負債	正価値で 測定するも のとして指 定された金 融負債
千英ポンド					

2017年

1月1日期首残高	-	300,866	-	125	(401,672)	(480,533)
純損益に計上された 利得/(損失)合計	-	146,834	-	-	7,923	(9,913)
剩余金に計上された 利得合計	-	-	-	6	-	-
購入	-	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	(38,002)
決済	-	(117,883)	-	-	19,015	42,764

レベル3への振替	-	82,800	-	-	(52,485)	(7,384)
レベル3からの振替	-	-	-	-	4,217	223,940
<b>12月31日期末残高</b>	<b>-</b>	<b>412,617</b>	<b>-</b>	<b>131</b>	<b>(423,002)</b>	<b>(269,128)</b>
純損益に計上された 未実現純利得/(損失)	-	158,463	-	-	(36,267)	(5,887)

## 2018年

2017年12月31日現在	-	412,617	-	131	(423,002)	(269,128)
I F R S 第9号の 適用による修正	-	-	131	(131)	-	-
<b>2018年1月1日</b>	<b>-</b>	<b>412,617</b>	<b>131</b>	<b>-</b>	<b>(423,002)</b>	<b>(269,128)</b>
純損益に計上された 利得/(損失)合計	11,079	293,321	-	-	(103,997)	50,358
剰余金に計上された 利得合計	-	-	2	-	-	-
購入	179,888	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	(113,635)
決済	-	(108,960)	-	-	40,268	54,578
レベル3への振替	-	-	-	-	-	(299,738)
レベル3からの振替	-	-	-	-	-	5,802
<b>12月31日期末残高</b>	<b>190,967</b>	<b>596,978</b>	<b>133</b>	<b>-</b>	<b>(486,731)</b>	<b>(571,763)</b>
純損益に計上された 未実現純利得/(損失)	11,079	294,140	-	-	(69,908)	62,241

2018年の「購入」は、当期中に購入したローン担保証券(以下「C L O」という。)ストラクチャーを示している。当該ポジションは、基礎となるローンに対する第三者の見積価格の厚みが限定的であるため、レベル3の項目とみなされている(52ページ(訳者注: 原文のページ数である。)を参照のこと。)。

2018年の「レベル3への振替」は、ヒエラルキーのレベル2から振り替えられているストラクチャード・ノートによるものである。当該ノートは、エキゾチックの組込デリバティブを含んでおり、主に当該ノートの収益及び評価を導き出す為替レートか株価のいずれかに連動している。当期中に、評価モデルに対する重要なインプットの観察可能性が低下し、これに対応して、観察可能でない評価インプットの重要性が増加した。

### 観察可能でないインプットを用いるモデルを使用して評価される金融商品

当初認識時の公正価値(取引価格)と、その後の測定に用いた評価技法を当初認識時に適用していたと仮定した場合に生じたであろう金額との差額からその後の損益計上額を差し引いた金額に関連して、当社の損益計算書にまだ計上されていない金額は、以下の通りである。

2018年

2017年

	千英ポンド	千英ポンド
1月1日現在の未償却残高	-	104
新しい取引に係る繰延額	-	-
当期において損益勘定に計上された償却額	-	(104)
<b>12月31日現在の未償却残高</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

#### 公正価値で測定するものとして指定された金融資産

2018年12月31日現在、当社は公正価値で測定するものとして指定された金融資産を有していなかった  
(2017年：ゼロ)

#### 重要な観察可能でないインプット

以下の開示には、重要な観察可能でないインプットに使用した価値の範囲と共に、レベル3に区分された資産及び負債に関する評価技法及び重要な観察可能でないインプットを記載している。総額572百万英ポンド(2017年：269百万英ポンド)の公正価値で測定するものとして指定されたレベル3の金融負債には、下表に記載した金利、外国為替及びエクイティ・デリバティブで示されるインプットを有する組込デリバティブが含まれる。

2018年			評価技法	重要な観察可能でない インプット	範囲		
	資産合計 (千英ポンド)	負債合計 (千英ポンド)			最小	最大	単位
<b>トレーディング・ポートフォリオ金融資産</b>							
トレーディング・ ポートフォリオ 金融資産	190,967	-	割引キャッシュ・ フロー・ モデル	ローン価格 モデル	90.50	100.25	%
	<b>190,967</b>	-					
<b>デリバティブ</b>							
金利デリバティブ	317,535	(129,719)	オプション・ モデル	金利-金利相関 為替-金利相関 オプション・ボラティリティ バリア・シフト	35.00 60.00 10.97 10.00	43.16 60.00 100.00 23.00	% % % bp
為替デリバティブ	55,089	(162,132)	オプション・ モデル	金利-金利相関 為替-金利相関 相関-原資産 オプション・ボラティリティ	35.00 45.00 65.00 9.69	70.00 60.00 65.00 18.22	% % % %
エクイティ・デリバティブ	51,646	(23,571)	オプション・ バスケット相関 割引キャッシュ・ フロー・ モデル	エクイティ-為替相関 相関-原資産 訴訟スワップの期間	7.00 51.70 1.00	7.00 82.00 1.00	% % 年
コモディティ	170,759	(171,291)	オプション・ モデル	コモディティ-金利相関 コモディティ-ガス・スワップ・レート	25.00 2.59	75.00 5.39	% %
信用デリバティブ	1,949	(18)	割引キャッシュ・ フロー・ モデル	ローン価格	90.50	100.25	%

---

596,978 (486,731)

2017年	資産合計 (千英ポンド)	負債合計 (千英ポンド)	評価技法	範囲			
				重要な観察可能でない インプット	最小	最大	単位
<b>デリバティブ</b>							
金利デリバティブ			オプション・ モデル	金利-金利相関 為替-金利相関 オプション・ボラティリ ティ 期限前償還率	43.16 46.40 13.44 100.00	50.12 46.40 100.00 100.00	%
	116,648	(68,769)					
為替デリバティブ			オプション・ モデル	金利-金利相関 為替-金利相関 相関-原資産 オプション・ボラティリ ティ	40.26 46.40 85.00 10.33	73.95 50.65 85.00 16.22	%
	61,605	(130,864)					
エクイティ・デリ バティブ			オプション・ モデル	エクイティ-金利相関 エクイティ-為替相関 相関-原資産	37.13 7.00 76.00	37.13 7.00 76.00	%
	45,015	(33,549)	割引キャッシ ュ・フロー	訴訟スワップの期間	2.00	2.00	年
コモディティ			オプション・ モデル	コモディティ-金利相関 コモディティ-ガス・ス ワップ・レート	25.00 2.73	75.00 4.24	%
	189,349	(189,820)					
	<b>412,617</b>	<b>(423,002)</b>					

以下は、上表及び前ページ(訳注：原文のページである。)に含まれる重要な観察可能でないインプットの概要を示している。

- ・ 相関は、2つの変数の変動の関係(すなわち、1つの変数の変動が他方の変数の変動にどの程度連動する可能性があるか)を測定したものである。相関は、複数の基礎となるリスクを有するデリバティブ契約の評価へのインプットである場合が多い。相関の単独での大幅な増加により、金融商品の特定の条件に応じて有利な又は不利な公正価値の変動が生じる可能性がある。
- ・ 期限前償還率は、借手による自発的かつ予定外の返済の可能性を示す。予定外の返済は、元本の返済時期及び稼得する利息の額を変えることで、取引の平均期間に影響を与える。期限前償還率の大幅な上昇により、金融契約の特定の条件に応じて有利な又は不利な公正価値の変動が生じる可能性がある。
- ・ オプション・ボラティリティは、任意の基礎となるデリバティブに関する価格変動性の程度を測定したものである。よって、特定の基礎となる金融商品、パラメーター又はインデックスが、時の経過と共に平均でどの程度変動するかの見積りを示している。通常シンプルなオプションの保有者については、ボラティリティの単独での大幅な上昇は公正価値を増加させる。
- ・ 訴訟スワップの期間は、訴訟によって影響を受ける資産に連動する一連のスワップに関連している。このスワップでは、スワップに基づく支払は訴訟終了直後に終了する。したがって、このスワップの期間を数量化することは困難であり、入手可能な情報及び法律意見による見積りが必要となる。一般的には、スワップの予想期間の減少は公正価値の不利な変動を生じさせる。
- ・ ローン価格とは、複数の第三者による見積価格によって裏付けられる独立した評価を示す。CLOのウェアハウス・ストラクチャーでは、入手した第三者の見積価格の厚みが、最低限必要な観察可能性を判断するために用いられる主要な指標である。評価価格を裏付ける第三者の見積価格が1つ又は2つしかないローンは、レベル3とみなされる。これらの見積価格は、ノート(トレーディング・ポートフォリオ金融資産内で保有されている。)と貸借対照表に計上されている関連デリバティブの両方の公正価値評価へのインプットである。

[次へ](#)

## 27 ファイナンス・リースに基づく債務

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
<b>最低リース料総額：</b>		
1年以内	936	936
1年～5年以内	468	1,316
5年より後	-	-
<b>ファイナンス・リースに基づく債務</b>	<b>1,404</b>	<b>2,252</b>
加算：将来の金融収益	171	472
<b>リース債務の現在価値</b>	<b>1,575</b>	<b>2,724</b>
<b>ファイナンスリースに基づく債務：</b>		
1年以内	1,084	1,240
1年～5年以内	491	1,484
5年より後	-	-
<b>リース債務の現在価値</b>	<b>1,575</b>	<b>2,724</b>

当社は、特定の器具及び備品をファイナンス・リースに基づきリースしている。平均リース期間は5年である。2018年12月31日終了年度において、平均実効借入金利は(12.0)%(2017年：(12.6)%)であった。金利は契約日に固定される。

すべてのリースは固定返済ベースであり、変動リース料に関する取決めは締結されていない。すべてのリース債務はスターリング・ポンド建てである。

当社のリース債務の公正価値は、その帳簿価額とほぼ等しい。当社のファイナンス・リースに基づく債務は、注記14及び15に開示されているリース対象資産に対する貸手の権利により保証されている。

## 28 後発事象

2019年2月8日、当社はM U S H Dに対して追加資本88百万英ポンドを発行した(M U S (E U)が当社に対して同等のユーロで発行した資本に対応している。)。

ブレグジットに係る計画及び関連する実施施策は、引き続き策定中である。署名日現在、当社の中核的な計画の修正が必要となるような、政治的交渉の可能性の高い結果については、明らかになっていない。

## 29 担保

賃料条件付売却契約、証券貸付契約、借入取引に基づく負債、仕組取引の一環としての債券保有者に対する負債及びデリバティブ取引の契約に基づく負債を担保するため、資産を担保として差し入れている。以下の表はこれらの負債に対する担保として差し入れた資産の内容及び帳簿価額を要約している。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
トレーディング有価証券	3,249,483	4,501,193
投資有価証券	193,655	386,562
担保差入資産合計	3,443,138	4,887,755

売戻条件付買入契約及び株式借入取引を含む特定の取引の下で、当社は保有する担保を転売又は再担保差入することを認められている。他者に再担保する権利を伴う受入担保の公正価値は以下の通りであった。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
	売却又は 公正価値	売却又は 公正価値
	再担保差入	再担保差入
受入担保	54,922,849	48,055,638
		50,869,392
		46,259,575

これらの残高は資産に関連して当社が受け取った担保のほぼすべてに相当する。当社は、担保付取引の満期日に担保を返還する義務を負う。資産を担保として差し入れるプロセス及び受け入れるプロセスは、上述の業務において通常かつ慣習的な条件に従って実行される。

### 譲渡資産

当社は、通常の事業の過程で、認識した金融資産を第三者又は特別目的事業体に譲渡する取引を締結するが、この譲渡は会計方針で述べた認識の中止に適格でない。有価証券の支配、当該資産からのキャッシュ・フローを受領する権利、並びに所有に伴うリスク及び経済価値のほとんどすべてを保持する場合、当社は引き続き当該譲渡資産を認識する。特別目的事業体に譲渡したが認識の中止の要件を満たさない債務証券の帳簿価額の要約は以下の通りである。

	2018年 千英ポンド	2017年 千英ポンド
特別目的事業体に譲渡した債務証券	-	41,795

### 買戻条件付売却契約の担保管理

売戻条件付の買入有価証券(以下「売戻条件付買入契約」という。)及び買戻条件付の売却有価証券(以下「買戻条件付売却契約」という。)は、主に高格付債券(主に国債及び社債からなる)により担保されている。買戻条件付売却契約は、担保付融資取引として扱い、それぞれの契約で指定されている通りその後に買戻し又は売戻しする際の契約金額で計上される。当社の方針では、通常、契約締結時に売戻条件付の買入有価証券を入手する。取引相手との当社の契約には、担保の市場価値評価に基づき、追加担保の入手又は超過担保の返却を認める条項が含まれている。当社は、買戻条件付売却契約及び売戻条件付買入契約の基礎となる担保を日次で再評価する。有価証券の市場価値が下落して、関連する売戻契約の契約金額に経過利息を加えた額を下回る場合、当社は通常追加担保を要求する。

## 当社が持分を有する非連結の組成された企業

当社は、通常の事業の過程で様々な特別目的事業体に関与している。これらは、議決権又は類似する権利が企業の支配の判定において決定的要因とならない、組成された企業として設立されている。

組成された企業は、一般に、資金を調達し、信用プロテクションを購入し、市場において他の方法では容易に得られないリターンを投資家に提供するための資産リパッケージ取引である。この組成に対する主要なリスクは、リスク及び経済価値を保持する投資家への担保となる有価証券の信用リスクである。

以下の表は、当社の非連結特別目的ピーチル(以下「SPV」という。)に対する持分に関連する資産合計、損失に対する最大エクスポートージャー、並びに資産及び負債である。最大エクスポートージャーは、オンバランスの資産(該当する場合には遡及債務控除後)の帳簿価額により算定される。

2018年12月31日現在	仕組融資 のためのSPV 千英ポンド	リパッケージ 商品 千英ポンド	その他 千英ポンド	合計 千英ポンド
<b>トレーディング・ポートフォリオ</b>				
金融資産	-	190,967	-	190,967
デリバティブ金融商品	1,619,851	110,364	154,808	1,885,023
売戻条件付買入契約	25,971	454,026	855,020	1,335,017
その他資産	-	-	-	-
<b>資産合計</b>	<b>1,645,822</b>	<b>755,357</b>	<b>1,009,828</b>	<b>3,411,007</b>
 デリバティブ金融商品				
公正価値で測定するものとして				
指定された金融負債	-	828,206	-	828,206
その他負債	-	55,681	301,157	356,838
デリバティブに係る受入現金担保	1,111	33,773	98,085	132,969
<b>負債合計</b>	<b>41,074</b>	<b>926,609</b>	<b>399,242</b>	<b>1,366,925</b>
<b>最大エクスポートージャー</b>	<b>1,644,848</b>	<b>665,904</b>	<b>610,587</b>	<b>2,921,339</b>
2017年12月31日現在	仕組融資 のためのSPV 千英ポンド	リパッケージ 商品 千英ポンド	その他 千英ポンド	合計 千英ポンド
 トレーディング・ポートフォリオ				
金融資産	-	409,170	-	409,170
デリバティブ金融商品	1,727,992	129,965	202,276	2,060,233
売戻条件付買入契約	-	455,534	671,558	1,127,092
その他資産	15,322	-	1,785	17,107

<b>資産合計</b>	<b>1,743,314</b>	<b>994,669</b>	<b>875,619</b>	<b>3,613,602</b>
デリバティブ金融商品	43,027	10,284	21,911	75,222
公正価値で測定するものとして				
指定された金融負債	-	688,002	-	688,002
その他負債	-	239,270	221,469	460,739
デリバティブに係る受入現金担保	-	26,474	33,773	60,247
<b>負債合計</b>	<b>43,027</b>	<b>964,030</b>	<b>277,153</b>	<b>1,284,210</b>
<b>最大エクスポージャー</b>	<b>1,728,755</b>	<b>821,301</b>	<b>641,479</b>	<b>3,191,535</b>

### 30 保証、コミットメント及び偶発負債

当期末に当社は、2社の投資適格金融取引相手のために有担保融資枠を提供することを確約していた。当該融資枠は、主要通貨で提供され、合計197.0百万英ポンド(2017年：186.0百万英ポンド)相当であるが、期末時点においていずれも引き出されていなかった。当該融資枠は、米国財務省証券に限定された、様々な既定の債務証券及び高格付の国債又は国際機関債によって全額担保が付される必要がある。

本報告書の署名日現在、上記の2件の契約は2020年1月31日まで延長された。

### 31 契約上の満期分析

契約条件に基づく金融負債の契約満期日ごとの内訳は、下表の通りである。下表では、契約上の割引前キャッシュ・フローを表示しているため、この表の残高は貸借対照表上の残高とは直接的に一致しない。買戻条件付売却契約の残高は、貸借対照表上で相殺されている残高を考慮する前の総額で表示されている。デリバティブ契約は公正価値で要求払いとして反映されている。劣後債務は、所定の期日が到来するまでわからない変動金利で付利される。

2018年					
	千英ポンド				
	要求払い	3ヶ月以内 に満期到来	3~12ヶ月 で満期到来	1~5年で 満期到来	5年超
銀行預金	226,525	-	-	-	-
トレーーティング・ ポートフォリオ金					
融負債	9,187,529	-	-	-	-
買戻条件付売却契約	1,189,653	29,383,878	487,747	451,334	-
貸付有価証券に係る					
現金担保	662,526	-	-	-	-
デリバティブの取引					
相手からの受入現					
金担保	7,979,572	-	-	-	-
デリバティブ	13,215,854	-	-	-	-

公正価値で測定する

ものとして指定さ

れた金融負債	-	2,292,011	2,363,306	827,575	742,155	6,225,047
その他負債	826,777	3,945	18,056	28,674	5,315	882,767
無担保シニア・						
ローン	-	6,850	21,053	850,804	-	878,707
劣後債務	-	-	2,539	10,478	323,565	336,582
	<u>33,288,436</u>	<u>31,686,684</u>	<u>2,892,701</u>	<u>2,168,865</u>	<u>1,071,035</u>	<u>71,107,721</u>

2017年

	千英ポンド					
	要求払い	3ヶ月以内に満期到来	3~12ヶ月で満期到来	1~5年で満期到来	5年超	合計
銀行預金	88,311	-	-	-	-	88,311
トレーディング・ポートフォリオ金						
融負債	5,767,847	-	-	-	-	5,767,847
買戻条件付売却契約	700,499	31,969,119	1,408,147	668,136	-	34,745,901
貸付有価証券に係る						
現金担保	392,671	1,415,773	-	-	-	1,808,444
デリバティブの取引						
相手からの受入現金担保	7,606,270	-	-	-	-	7,606,270
デリバティブ	11,763,396	-	-	-	-	11,763,396
公正価値で測定するものとして指定された金融負債						
他の負債	648,336	29,308	6,324	41,440	-	725,408
無担保シニア・ローン						
劣後債務	-	-	2,444	10,779	303,799	317,022
	<u>26,967,330</u>	<u>34,911,858</u>	<u>2,999,572</u>	<u>1,660,148</u>	<u>1,038,275</u>	<u>67,577,183</u>

当社は、現金及び現金同等物並びに活発で流動性のある市場が存在する投資有価証券で構成される流動性資産を保有している。これらの資産は、流動性の必要性を満たすために容易に売却することができる。

公正価値で測定するものとして指定された金融負債には、仕組取引の支払の特徴を有する特定のノートの発行が含まれている。これらのノートは様々な通貨及び金利で発行されているが、日本円建て変動利付ノートが最も多く発行されている。当社は、長期的資金を調達し、投資家の需要を満たすためにこれらのノートを発行しており、当該ノートを純損益を通じて公正価値で計上している。これらのノートの一部は、債券の発行者又は保有者の選択により、特定のノック・アウト事象を条件として期限前に償還される場合がある。これらの要素は、発行時に契約に明記される。

## 32 オペレーティング・リース契約

### 当社が借手

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
当期に費用として認識されたオペレーティング・リースに基づくリース料	3,749	3,521

貸借対照表日現在、当社は、取消不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低リース料総額について、未決済のコミットメントを有していた。これらのコミットメントの期限は、以下の通り到来する。

	2018年	2017年
	千英ポンド	千英ポンド
<b>建物</b>		
1年以内	4,170	4,170
1年～2年以内	4,170	4,170
2年～5年以内	12,510	12,510
5年より後	25,020	29,190
	<b>45,870</b>	<b>50,040</b>

オペレーティング・リースのリース料は、特定の事務所について当社が支払うべき賃借料である。建物のリースは平均20年の期間で交渉された。

### 33 金融資産と金融負債の相殺

I A S 第32号「金融商品：表示」に従い、当社は、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合のみ、金融資産及び金融負債を貸借対照表上純額で表示する。59ページ(訳注：原文のページ数である。)の表は、以下に対する相殺の取決めの影響を示している。

- ・貸借対照表上純額で報告されるすべての金融資産及び金融負債
- ・強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似の契約の対象であるが、貸借対照表上の相殺に適格でない、すべてのデリバティブ金融商品、売戻条件付買入契約及び買戻条件付売却契約、並びに他の類似する担保付貸付及び借入契約

この表は、貸借対照表上で相殺されている金額及び強制可能なネットティング契約(相殺の取決め及び金融担保)でカバーされているが、上記のI A S 第32号の要求事項に基づく相殺に適格でない金額を特定している。

下記の表の「純額」は、信用リスクに対する当社の実際のエクスポージャーを表すことを意図したものではない。なぜなら、相殺及び担保の取決めに加えて、多様な信用リスク低減戦略を採用しているためである。

強制可能なネットティング契約の対象金額		
貸借対照表に対する相殺の影響		
総額	相殺した金額	貸借対照表上の純額
千英ポンド		
<b>2018年12月31日現在</b>		
デリバティブ金融資産	13,638,287	141,242
売戻条件付買入契約	37,826,175	11,863,783
担保付貸付	4,147,087	-
		<b>4,147,087</b>

<b>資産合計</b>	<b>55,611,549</b>	<b>12,005,025</b>	<b>43,606,524</b>
デリバティブ金融負債	12,373,981	139,352	12,234,629
買戻条件付売却契約	31,506,790	11,795,459	19,711,331
担保付借入	659,568	-	659,568
<b>負債合計</b>	<b>44,540,339</b>	<b>11,934,811</b>	<b>32,605,528</b>

**2017年12月31日現在**

デリバティブ金融資産	12,582,060	157,787	12,424,273
売戻条件付買入契約	35,385,164	13,183,953	22,201,211
担保付貸付	6,423,451	-	6,423,451
<b>資産合計</b>	<b>54,390,675</b>	<b>13,341,740</b>	<b>41,048,935</b>
デリバティブ金融負債	11,353,752	149,899	11,203,853
買戻条件付売却契約	34,733,269	12,758,403	21,974,866
担保付借入	1,772,714	-	1,772,714
<b>負債合計</b>	<b>47,859,735</b>	<b>12,908,302</b>	<b>34,951,433</b>

**強制可能なネットティング契約の対象金額**

金融商品	相殺されない関連金額		エクスポート		強制可能な ネットティング の対象でない 金額	貸借対照表 合計
	現金担保	金融担保	純額			
千英ポンド						

**2018年12月31日**

**現在**

**デリバティブ**

金融資産	8,572,142	1,427,179	8,402	3,489,322	1,404,501	14,901,546
売戻条件付買入契約	937,883	143,037	24,818,442	63,030	341,612	26,304,004
担保付貸付	41,376	-	4,072,105	33,606	-	4,147,087
<b>資産合計</b>	<b>9,551,401</b>	<b>1,570,216</b>	<b>28,898,949</b>	<b>3,585,958</b>	<b>1,746,113</b>	<b>45,352,637</b>

**デリバティブ**

金融負債	8,572,142	2,363,291	43,315	1,255,881	981,225	13,215,854
買戻条件付売却契約	937,883	-	18,524,982	248,466	-	19,711,331
担保付借入	41,376	-	611,455	6,737	-	659,568
<b>負債合計</b>	<b>9,551,401</b>	<b>2,363,291</b>	<b>19,179,752</b>	<b>1,511,084</b>	<b>981,225</b>	<b>33,586,753</b>

**2017年12月31日**

**現在**

デリバティブ

金融資産	7,611,830	1,757,407	3,065	3,051,971	1,021,302	13,445,575
売戻条件付買入契約	2,585,193	109,389	19,461,670	44,959	389,278	22,590,489
担保付貸付	223,352	-	6,166,497	33,602	45,152	6,468,603
<b>資産合計</b>	<b>10,420,375</b>	<b>1,866,796</b>	<b>25,631,232</b>	<b>3,130,532</b>	<b>1,455,732</b>	<b>42,504,667</b>

デリバティブ

金融負債	7,611,830	2,341,586	36,279	1,214,158	559,543	11,763,396
買戻条件付売却契約	2,585,193	29,338	19,335,784	24,551	16,061	21,990,927
担保付借入	223,352	-	1,538,795	10,567	-	1,772,714
<b>負債合計</b>	<b>10,420,375</b>	<b>2,370,924</b>	<b>20,910,858</b>	<b>1,249,276</b>	<b>575,605</b>	<b>35,527,038</b>

### 34 関連当事者との取引

当社と関連当事者との間の残高及び取引の開示は、以下の通りである。

2018年					
	親会社	子会社	M U F G	その他の 関連当事者	合計
	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
収益	60	-	103,876	2,237	106,173
費用	23,184	-	3,458	1,979	28,621
資産合計	114	1,933	15,041,080	402,947	15,446,074
負債合計	2,420,672	-	8,624,240	308,766	11,353,678

2017年					
	親会社	子会社	M U F G	その他の 関連当事者	合計
	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
収益	-	-	89,155	2,966	92,121
費用	12,200	-	11,732	2,502	26,434
資産合計	4,010	-	10,274,158	251,762	10,529,930
負債合計	1,210,581	-	8,612,924	261,320	10,084,825

関連当事者は、M U F G の関係会社であるために「その他の関連当事者」として表示されているモルガン・スタンレー・グループの企業を除き、すべてM U F G の完全所有子会社である。

関連当事者との取引は、市場価格で独立第三者間ベースで行われる。関連当事者に対する債権に関して、貸倒引当金は設定されていない。

収益には、エクイティ業務及びストラクチャリング業務からの手数料の配分が含まれている。費用には、劣後ローンの利息、当社の親会社に支払う管理手数料、当社、三菱U F J銀行及びM U F Gの間のキープウェル及び保証に対して支払う手数料が含まれている。資産合計には、三菱U F J銀行の保証である信用デリバティブ(注記12を参照のこと。)が含まれている。

注記25で開示されている報酬以外、経営幹部及び経営幹部に関する者との重要な関連当事者取引はない。

### 35 グループ情報

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシーは、会社法の下で英国において設立された会社である。登録事務所の住所は2ページ(訳者注: 原文のページ数である。)に記載されている。当社の主な業務及び営業活動の内容は、1ページから2ページ(訳者注: 原文のページ数である)の戦略報告書に記載されている。

当社の直接親会社は、日本の登録会社である三菱U F J証券ホールディングス株式会社である。当社の最終的な親会社及び最終的な支配会社は、日本の法人である株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループである。

三菱U F J証券ホールディングス株式会社の監査済連結財務諸表は、毎年公表されており、以下の登録事務所から入手できる。

〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
三菱U F J証券ホールディングス株式会社

[次へ](#)

# Financial Statements

## Company income statement

For the year ended 31 December	Notes	2018 £'000	2017 £'000
Interest income	3	19,670	20,926
Interest expense	4	(13,826)	(4,433)
<b>Net interest income</b>		<b>5,844</b>	<b>16,493</b>
Fees and commissions income		92,116	74,021
Fees and commissions expense		(22,936)	(18,506)
<b>Net fees and commissions income</b>		<b>69,180</b>	<b>55,515</b>
<b>Trading income</b>		<b>207,167</b>	<b>250,896</b>
<b>Net investment (expense) / income</b>		<b>(8,890)</b>	<b>2,050</b>
<b>Total operating income</b>		<b>273,301</b>	<b>324,954</b>
Administrative expenses	5	(190,296)	(198,874)
Amortisation of intangible assets	14	(18,388)	(14,914)
Depreciation of property, plant and equipment	15	(3,358)	(3,067)
<b>Total operating expenses</b>		<b>(212,042)</b>	<b>(216,855)</b>
Share of loss in subsidiary	16	(2,557)	-
<b>Profit on ordinary activities before taxation</b>		<b>58,702</b>	<b>108,099</b>
Taxation	9	(15,927)	(28,276)
<b>Profit attributable to owners of the company</b>		<b>42,775</b>	<b>79,823</b>

The above results are derived from continuing operations of the business.

## Company statement of comprehensive income

For the year ended 31 December	2018 £'000	2017 £'000
Profit after tax	42,775	79,823
<b>Other comprehensive income / (loss) from continuing operations:</b>		
Revaluation of securities at fair value through other comprehensive income (FVTOCI)		
Net (losses) / gains from changes in fair value	(5,889)	2,562
Net losses / (gains) transferred to net profit	4,539	(2,544)
Taxation	412	17
<b>Cash flow hedging reserve</b>		
Net (losses) / gains from changes in fair value	(113)	765
Net (gains) transferred to net profit	(579)	(416)
Taxation	184	(87)
<b>Net investment hedge reserve</b>		
Change in value of the hedged item due to changes in spot rate	254	-
Changes in value of the hedging instrument due to changes in spot rate	(254)	-
Taxation	-	-
<b>Total comprehensive income not recycled to profit or loss</b>	<b>41,329</b>	<b>80,120</b>
<b>Other comprehensive income / (loss) not recycled to profit or loss</b>		
Actuarial gains in retirement benefit schemes	1,688	16,047
Taxation	(447)	(4,253)
<b>Total other comprehensive income</b>	<b>1,241</b>	<b>11,794</b>
<b>Total comprehensive income for the year attributable to owners of the company</b>	<b>42,570</b>	<b>91,914</b>

## Financial Statements (continued)

### Company balance sheet

As at 31 December	Notes	2018 £'000	2017 £'000
<b>ASSETS</b>			
Cash and balances at central banks		412,491	976,430
Trading portfolio financial assets	11	10,062,348	8,458,660
Derivative financial instruments	12	14,901,546	13,445,575
Reverse repurchase agreements		26,304,004	22,459,995
Securities sold not delivered		478,902	985,285
Equity finance assets		410,655	488,261
Cash collateral on securities borrowed		4,147,087	6,468,603
Cash collateral paid to derivative counterparties		2,887,619	2,528,987
Loans and advances to banks	2	-	130,494
Financial Instruments available for sale	2, 13	-	818,739
Securities at FVTOCI	2, 13	688,422	-
Deferred tax asset	9	13,053	18,396
Intangible assets	14	73,188	65,793
Property, plant and equipment	15	15,385	17,353
Investment in subsidiary	16	15,516	-
Other assets	17	349,053	255,804
<b>Total assets</b>		<b>60,759,269</b>	<b>57,118,375</b>
<b>LIABILITIES</b>			
Deposits by banks		226,525	88,311
Trading portfolio financial liabilities	18	9,187,529	5,767,847
Derivative financial instruments	12	13,215,854	11,763,396
Repurchase agreements		19,711,331	21,990,927
Securities bought not delivered		404,862	916,459
Cash collateral on securities lent		659,568	1,772,714
Cash collateral received from derivative counterparties		7,979,572	7,606,270
Financial liabilities designated at fair value	19	5,996,562	4,665,013
Other liabilities	20	882,767	725,408
Senior unsecured loan	21	594,892	-
Subordinated liabilities	22	313,965	290,038
<b>Total liabilities</b>		<b>59,173,427</b>	<b>55,586,383</b>
<b>EQUITY</b>			
Equity instruments	23	1,335,380	1,317,590
Other reserves		603	2,049
Retained earnings		249,859	212,353
<b>Total equity</b>		<b>1,585,842</b>	<b>1,531,992</b>
<b>Total liabilities and equity</b>		<b>60,759,269</b>	<b>57,118,375</b>

Company Number: 1698498

The financial statements on pages 19 to 60 and business and risk management policies on pages 6 to 16 were approved by the Board of Directors and authorised for issue on 28 February 2019 and signed on its behalf by



David King  
Chief Executive Officer  
28 February 2019

Company statement of changes in equity

	Equity Instruments £'000	Securities held at FVTOCI £'000	Available for sale reserve £'000	Cash flow hedging reserve £'000	Cumulative translation adjustment £'000	Retained earnings £'000	Total equity £'000
<b>2017</b>							
As at 1 January 2017	1,317,590	-	1,450	302	-	124,479	1,443,821
Profit after tax	-	-	-	-	-	79,823	79,823
AT1 coupon	-	-	-	-	-	(3,743)	(3,743)
Available for sale investments	-	-	35	-	-	-	35
Cash flow hedges	-	-	-	262	-	-	262
Actuarial loss	-	-	-	-	-	11,794	11,794
<b>As at 31 December 2017</b>	<b>1,317,590</b>	-	<b>1,485</b>	<b>564</b>	-	<b>212,353</b>	<b>1,531,992</b>
<b>2018</b>							
As at 31 December 2017	1,317,590	-	1,485	564	-	212,353	1,531,992
IFRS 9 adoption adjustment	-	1,485	(1,485)	-	-	(104)	(104)
<b>As at 1 January 2018</b>	<b>1,317,590</b>	<b>1,485</b>	-	<b>564</b>	-	<b>212,249</b>	<b>1,531,888</b>
Profit after tax	-	-	-	-	-	42,775	42,775
Issue of equity instruments	17,790	-	-	-	-	-	17,790
AT1 coupon	-	-	-	-	-	(6,406)	(6,406)
Securities held at FVTOCI	-	(938)	-	-	-	-	(938)
Cash flow hedges	-	-	-	(508)	-	-	(508)
Revaluation on equity method investment	-	-	-	-	254	-	254
Net investment hedge reclassified from P&L	-	-	-	-	(254)	-	(254)
Actuarial gain	-	-	-	-	-	1,241	1,241
<b>As at 31 December 2018</b>	<b>1,335,380</b>	<b>547</b>	-	<b>56</b>	-	<b>249,859</b>	<b>1,585,842</b>

## Financial Statements (continued)

### Company cash flow statement

For the year ended 31 December	Note	2018 £'000	2017 £'000
<b>Reconciliation of profit before tax to net cash flows from operating activities</b>			
Profit before tax		58,702	108,099
<b>Adjustment for non-cash items:</b>			
Depreciation and impairment of property, plant and equipment		3,358	3,067
Amortisation and impairment of intangible assets		18,388	15,527
Net loss on disposal of property, plant and equipment and intangible assets		1,443	180
Loss on investment in subsidiary		2,483	-
Impact of IFRS 9 adoption on opening balance sheet		(104)	-
Actuarial gain on pension		1,241	11,794
<b>Changes in operating assets and liabilities:</b>			
Net decrease / (increase) in trading portfolio financial assets / liabilities		1,815,994	(2,878,506)
Net (increase) in derivative financial instruments		(3,513)	(782,374)
Net (increase) in securities bought / sold not delivered		(5,214)	(262,373)
Net (increase) / decrease in reverse repurchase agreements		(3,844,009)	19,924,376
Net (decrease) in repurchase agreements		(2,279,596)	(19,945,103)
Net decrease in loans and advances to banks		-	69,572
Net decrease in assets at amortised cost		130,494	-
Net decrease in cash collateral for securities and derivatives		1,223,040	2,382,939
Net (increase) / decrease other assets		(10,300)	128,378
Net increase in other liabilities		147,626	251,881
Corporation tax paid		(6,194)	(21,509)
<b>Net cash used in operating activities</b>		<b>(2,746,161)</b>	<b>(994,052)</b>
(Purchase) of property, plant and equipment		(1,390)	(7,159)
(Purchase) of intangible assets		(27,226)	(31,293)
(Purchase) of available for sale investments		-	(1,349,107)
(Purchase) of securities at FVTOCI		(1,196,746)	-
Investment in subsidiary		(17,999)	-
Proceeds from sale or redemption of available for sale investments		-	2,287,749
Proceeds from sale or redemption of securities at FVTOCI		1,327,063	-
Other cash (outflows) / inflows associated with investing activities		(1,446)	297
<b>Net cash from investing activities</b>		<b>82,256</b>	<b>900,487</b>
Proceeds from issuance of ordinary share capital		17,790	-
Proceeds from issuance of senior unsecured loan		594,892	-
Proceeds from financial liabilities designated at fair value		10,838,582	8,712,851
Repayments of financial liabilities designated at fair value		(9,507,033)	(8,611,375)
Issuances and (redemption) of subordinated debt		23,927	(19,113)
Distributions paid to holders of AT1 capital (net of tax)		(6,406)	(3,744)
<b>Net cash from financing activities</b>	10	<b>1,961,752</b>	<b>78,619</b>
<b>Net (decrease) / Increase in cash and cash equivalents</b>		<b>(702,153)</b>	<b>(14,946)</b>
Opening cash and cash equivalents		888,119	903,065
Net cash (decrease) / increase		(650,016)	39,977
Foreign exchange		(52,137)	(54,923)
<b>Closing cash and cash equivalents</b>	10	<b>185,966</b>	<b>888,119</b>
Cash and balances at central banks		412,491	976,430
Deposits by banks		(226,525)	(88,311)
<b>Total cash and cash equivalents</b>	10	<b>185,966</b>	<b>888,119</b>

# Notes on Financial Statements

## 1 Accounting policies

### Basis of preparation of company accounts

The financial information includes the financial statements of the Company for the year ended 31 December 2018. The financial information has been prepared under the historical cost convention modified by the revaluation to fair value of certain positions, and in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the European Union and with the Companies Act 2006.

The financial statements have been prepared on a going concern basis due to expected future profitability as well as the Company continuing to be of strategic importance to MUSHD. The Company's business activities, together with the factors likely to affect its future development, performance and position are set out in the Strategic Report on pages 1 to 2. The financial position of the Company, its liquidity position and borrowing facilities are described through the financial statements beginning on page 19. In addition, the Business and Risk Management Policies on pages 6 to 16 include the Company's objectives, policies and processes for managing its capital; its financial risk management objectives; and various forms of risk.

The Company has considerable financial resources as well as the Company continuing to be of strategic importance to MUSHD; as evidenced by additional capital raised during the comparative period, and contracts with both a broad range of customers and financial institutions across different geographic areas. As a consequence, the Directors believe that the Company is well placed to manage its business risks successfully despite the current uncertain global economic outlook. The Directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue its operational existence for the foreseeable future. Thus they continue to adopt the going concern basis in preparing the annual financial statements.

### Changes in company structure

During the period, the Company created a new subsidiary entity in the Netherlands, contributing EUR 20,045,000 in return for 100% of the ordinary share capital. The new subsidiary forms an integral part of the Company's strategy to address the UK's exit from the European Union. The new subsidiary received appropriate licenses during December 2018, but did not have any material activity during the period beyond business set up costs. Please refer to the Business and Financial Review on page 2 for further information.

The Company has elected to make use of the parent company exemption within IFRS 10, exempting it from the requirement to prepare consolidated financial statements. The Company's parent, MUSHD, has been consulted and does not object to this approach. The consolidated financial statements of MUSHD include the results of the Company and its subsidiary. As such, the investment in the subsidiary is included within these separate financial statements using the equity method of accounting as defined in IAS 28.

### Use of estimates and judgements

The preparation of financial information requires the use of estimates and judgements about future conditions. The use of available information and the application of assumptions are inherent in the formation of estimates; actual results in the future may differ from estimates upon which financial information is prepared.

Critical accounting policies where management estimates are applied are:

- the valuation of financial instruments (refer to Note 26),
- future cash flows of assets which drive the impairment assessment of those assets not carried at fair value through profit and loss, and
- discretionary compensation accruals following the change of the performance review cycle as well as related vesting and payment dates (refer to Note 5).

Critical accounting policies where management judgement is applied are:

- the economic utility of assets which drive the impairment assessment of those assets not carried at fair value through profit and loss,
- metrics which support the actuarial valuation of the defined benefit pension scheme (refer to Note 8),
- satisfaction of vesting conditions which relate to deferred compensation arrangements, and
- recognition of deferred tax assets (refer to Note 9).

The recognition of a deferred tax asset relies on an assessment of the probability and sufficiency of future taxable profits, future reversals of existing taxable temporary differences and ongoing tax planning strategies. The most significant judgements relate to expected future profitability. See below for further comments on fair value measurement of financial assets and liabilities.

### Financial Instruments

The Company adopted IFRS 9 Financial Instruments with effect from 1 January, 2018. Refer to Note 2 below for an assessment of the impact of adoption. Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument (trade date accounting), and are initially measured at fair value.

### Financial Assets

The classification of financial assets is determined by a 2 step process; analysis of the business model under which the asset is held; and, where required, analysis of the contractual terms of the financial asset.

#### Assets held at amortised cost

Financial assets may be measured at amortised cost ("AC") where they are:

- Held in a business model under which the Company intends to hold the asset in order to collect payments of principal and interest, and
- The contractual terms of the asset give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

Where assets are held at amortised cost, the carrying value is calculated using the effective interest rate method, less any impairment.

## Notes on Financial Statements (continued)

This category is used for certain reverse repurchase transactions within the Company's treasury business which are used to source securities for the liquidity buffer, and as such, are intended to be held for the duration of their contractual term.

### Assets held at fair value through other comprehensive income

Financial assets are measured at fair value through other comprehensive income ("FVTOCI") where they are:

- Held in a business model under which the Company may either sell the asset or hold it in order to collect contractual cash flows, and
- The contractual terms of the asset give rise on specified dates cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

Interest income is recognised in the income statement using the effective interest method. Foreign exchange gains or losses on assets held at FVTOCI are recognised in net trading income. Other fair value changes are recognised directly in shareholder's equity within the Securities held at FVTOCI reserve until the investment is sold or impaired, at which time the balance in equity is recognised in the income statement.

This category is used for certain high credit quality debt securities purchased by the Company to satisfy regulatory liquidity obligations, and as such, are available to be sold at short notice to meet the cash demands of the business.

### Assets held at fair value through profit or loss

Financial assets are measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") where they do not meet the criteria to be carried under a different classification. Such assets are included in the trading book where they are acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term, are part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking, or are derivatives.

Such financial assets are recognised initially at fair value, with transaction costs taken to the income statement, and are subsequently remeasured at fair value. All subsequent gains and losses from changes in the fair value of these assets and liabilities together with related interest income, interest expense and dividends, are recognised in the income statement within trading income as they arise.

The majority of the Company's financial assets are held within this category.

### Option to designate a financial asset at FVTPL

The Company may irrevocably designate a financial asset as held at FVTPL upon initial recognition where doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from carrying financial assets or financial liabilities on different bases.

### Option to carry certain equity investments at FVTOCI

The Company may make an irrevocable designation for certain investments in equity securities, that would otherwise be measured at FVTPL, to present changes in fair value through other comprehensive income. Where the Company chooses this election, dividends on those securities will be recorded through the PL as the Company becomes contractually entitled to receive them. Any other gains or losses on these securities, included those related to currency translation, are recorded in other comprehensive income and may not subsequently be reclassified to PL, but may be transferred between elements of shareholder's equity.

### Identification and measurement of impairment

The Company recognises expected credit losses within PL for financial assets not carried at FVTPL (excluding equity securities carried at FVTOCI). Expected credit losses are estimated as a function of the probability of default, loss given default, and the Company's exposure at default; and represent the difference between all contractual cash flows that are due under the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at the original effective interest rate of the instrument.

The Company records 12 month expected losses for those assets which have not experienced a significant increase in credit risk since initial recognition, and lifetime expected losses for those assets which have been subject to significant increases in credit risk since initial recognition or which are recognised as credit impaired. Significant increases in credit risk are assessed by analysis of published credit ratings and other factors where appropriate. The Company assumes that there has been no significant increase in credit risk where the asset is determined to be of low credit risk at the reporting date. An asset has low credit risk where it has been assigned an external rating within the investment grade range.

The Company calculates 12 month expected losses for the majority of assets held due to the high credit quality of instruments within the AC and FVTOCI categories. 12 month expected credit losses represent that portion of lifetime expected credit losses which result from default events on the asset that are possible within 12 months of the reporting date.

### Financial Liabilities

Financial liabilities are held at amortised cost except where they meet the conditions listed below to be carried at FVTPL. Where liabilities are held at amortised cost, the carrying value is calculated using the effective interest rate method.

### Trading Liabilities

Derivatives, short positions in debt (bonds, pass through notes and asset backed securities) and equity securities, or positions which are part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking, are classified as held for trading. Such financial liabilities are recognised initially at fair value, with transaction costs taken to the income statement, and are subsequently remeasured at fair value. All subsequent gains and losses from changes in the fair value of these liabilities together with related interest income, interest expense and dividends, are recognised in the income statement within trading income as they arise.

#### Financial liabilities designated at FVTPL

Financial liabilities, other than those held for trading, are classified in this category if they meet one or more of the criteria set out below, and are so designated by management upon initial recognition. The Company may designate financial liabilities at fair value when doing so results in more relevant information due to the following:

- It eliminates or significantly reduces valuation or recognition inconsistencies that would otherwise arise from measuring financial assets or financial liabilities, or recognising gains and losses on them, on different bases. Under this criterion, the main class of financial instruments designated by the Company includes medium term note issues and money market loans and deposits. The return on certain instruments has been matched with derivatives. An accounting mismatch would arise if the debt securities and money market transactions were accounted for at amortised cost, because the related derivatives are measured at fair value with movements in the fair value taken through the income statement. By designating these assets and liabilities at fair value, the movement in their fair value will also be recorded in the income statement.
- Groups of financial assets, financial liabilities or combinations thereof are managed and their performance evaluated, on a fair value basis in accordance with a documented risk management or investment strategy, and information about groups of financial instruments is reported to management on that basis.
- Certain financial instruments contain one or more embedded derivatives that significantly modify the cash flows resulting from those financial instruments.

Where financial liabilities have been designated as at FVTPL, movements in their value due to changes in the Company's own credit risk are required to be recorded through other comprehensive income. As the Company does not have significant debt issuances to external investors, it measures changes in the value of issued debt due to movements in own credit by assessing movements in the credit spread charged by investors when they purchase newly issued debt from the treasury function of the immediate parent. The Company sources funds through this treasury function, and carries a credit rating consistent with its immediate parent. Due to the stability of funding costs achieved by the immediate parent, these changes in value were not material during the period.

All other subsequent gains and losses from changes in the fair value of these liabilities, together with related interest expense are recognised in the income statement.

#### Issued debt – financial liability vs equity classification

Issued financial instruments or their components are classified as equity when there is no contractual obligation to transfer cash, other financial assets or issue a variable number of the Company's own equity instruments to the holder of the instrument. The proceeds of the issue are recorded directly in equity, and held at historical cost. Incremental costs directly attributable to the issue of equity instruments are shown in equity as a deduction from the proceeds, net of tax. Dividends and other returns to equity holders are recognised as a deduction from distributable reserves within equity when paid or declared by the Company.

Issued financial instruments or their components are classified as liabilities if the underlying contract results in a present obligation for the Company to either deliver cash, another financial asset, or a variable number of the Company's own equity shares to the holder of the instrument. Financial liabilities are measured at amortised cost, except for trading liabilities and liabilities designated at fair value, which are held at fair value through profit and loss.

Where issued financial instruments contain both liability and equity components, these are accounted for separately. The fair value of the debt is estimated first and the remainder of the proceeds are included within equity.

#### Embedded derivatives

Derivatives may be embedded in other contractual arrangements. Embedded derivatives are treated as separate derivatives when their economic characteristics and risks are not clearly and closely related to those of the host; the terms of the embedded derivatives would meet the definition of a stand-alone derivative if they were contained in a separate contract; and the combined contract is a financial liability not held for trading or designated at fair value. These embedded derivatives are measured at fair value with changes in fair value recognised in the income statement.

The Company has embedded derivatives within its issued structured notes portfolio. Those notes are carried at FVTPL under the fair value option.

#### Repurchase and resale agreements

Securities which have been sold subject to an agreement to repurchase remain on the balance sheet and a liability based on the net present value of the associated future cash out flows is recorded within liabilities. Securities acquired in purchase and resale transactions are not recognised on the balance sheet and an asset based on the net present value of the associated future cash receipts is recorded within assets.

Certain transactions which are managed by the Treasury business are recorded as loans and receivables (reverse repurchase agreements). As such, the balances recorded in assets are subsequently remeasured only to reflect the accrual of interest or expected credit losses.

All other sale and repurchase and reverse repurchase agreements are treated as trading instruments. As such, the balances recorded in assets and liabilities are subsequently remeasured at fair value. Gains and losses from changes in the fair value of the associated cash flows are recognised in the income statement as they arise. Assets and liabilities are offset and the net amount reported on the balance sheet when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis.

## Notes on Financial Statements (continued)

### Derivatives

Where contracts meet the definition of a derivative within IFRS 9, they are recognised initially, and are subsequently remeasured, at fair value. All changes in fair value, except for certain gains and losses related to cash flow hedges and net investment hedges, are recognised in the income statement within trading income as they arise. Fair values are obtained from quoted market prices in active markets, or using valuation techniques where an active market does not exist. Valuation techniques include discounted cash flow models, recent market transactions and option pricing models as appropriate. All derivatives are classified as assets when their fair value is positive or as liabilities when their fair value is negative. Derivatives are recognised using trade date accounting.

The company makes use of the exemption from derivative accounting permitted within the standard for regular way purchases and sales of securities – these are accounted for using trade date accounting – see above.

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported on the balance sheet if, and only if, the entity currently has a legally enforceable right of offset and there is an intention to settle on a net basis, or to realise an asset and settle the liability simultaneously. In many cases, even though master netting agreements are in place, the related assets and liabilities are presented gross on the balance sheet as these requirements are not met.

The value of derivative contracts has been adjusted to include the impact of counterparty credit risk ("CVA") and the cost and benefit of future funding ("FVA"). The impact of changes in the Company's own credit risk ("DVA") is materially included within the application of FVA. The Company is the beneficiary of an intercompany guarantee from MUFG Bank which provides the Company with protection against default over a portfolio of corporate derivatives. This guarantee does not meet the definition in IFRS 9 of a financial guarantee, and as such is accounted for as a credit derivative.

### Collateral

Cash collateral pledged by the Company on derivative and other liabilities is classified as an asset within financial assets at amortised cost. Cash collateral pledged by counterparties is classified within financial liabilities at amortised cost. These balances are initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost.

Where securities are posted to counterparties as collateral against liabilities of the Company the security will be retained on the Company's balance sheet and will not impact the recorded liability. Collateral received in the form of securities is not recorded on the balance sheet.

### Derecognition of financial assets and liabilities

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the assets have expired; or when the Company has transferred both its contractual right to receive the cash flows of the financial assets, and substantially all the risks and rewards of ownership; or where control is not retained. Financial liabilities are derecognised when they are extinguished, that is when the obligation is discharged, cancelled or expired.

### Hedge accounting

The Company has elected to maintain the hedge accounting requirements of IAS 39, and has not adopted the revised hedge accounting guidance under IFRS 9 for this period. At the inception of a hedging relationship, the Company documents the relationship between the hedging instruments and the hedged items, its risk management objective and its strategy for undertaking the hedge. The Company also requires a documented assessment, both at hedge inception and on an ongoing basis (both prospective and retrospective effectiveness), of whether or not the hedging instruments are highly effective in offsetting the changes in the fair values of the hedged items attributable to the hedged risks. Hedges are designated by the Company as either: hedges of the change in fair value of recognised assets or liabilities ("fair value hedges"); hedges of the variability of cash flows attributable to a recognised asset or liability or a forecast transaction ("cash flow hedges"); or hedges of a net investment in a foreign operation.

### Fair value hedges

Changes in the fair value of derivatives that are designated, and qualify, as fair value hedging instruments are recorded in the income statement, along with changes in the fair value of the hedged assets, liabilities or groups thereof that are attributable to the hedged risk. If a hedging relationship no longer meets the criteria for hedge accounting, the cumulative adjustment to the carrying amount of the hedged item is amortised to the income statement based on a recalculated effective interest rate over the residual period to maturity, unless the hedged item has been derecognised, in which case, it is released to the income statement immediately.

### Cash flow hedges

The effective portion of changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as cash flow hedges is recognised in shareholder's equity within the cash flow hedging reserve. Any gain or loss in fair value relating to an ineffective portion is recognised immediately in the income statement. Amounts accumulated in equity are recycled to the income statement in the periods in which the hedged item will affect profit or loss. When a hedging instrument expires or is sold, or when a hedge no longer meets the criteria for hedge accounting, any cumulative gain or loss existing in equity at that time remains in equity until the hedged transaction is recognised in the income statement. When a hedged forecast transaction is no longer expected to occur, the cumulative gain or loss that was reported in equity is immediately transferred to the income statement.

### Net investment hedges

The effective portion of changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as net investment hedges is recognised in shareholder's equity within Other comprehensive income. Any gain or loss in fair value relating to an ineffective portion is recognised immediately in the income statement. Amounts accumulated in equity are recycled to the income statement only when the subsidiary is de-recognised. When a hedging instrument expires or is sold, or when a hedge no longer meets the criteria for hedge accounting, any cumulative gain or loss existing in equity at that time remains in equity until the subsidiary is de-recognised.

#### **Fair value measurement of financial assets and liabilities**

Fair value is the amount for which an asset could be sold, or a liability transferred, between knowledgeable, willing parties in an arm's length transaction on the measurement date.

When available, the Company measures the fair value of an instrument using quoted prices in an active market for that instrument. A market is regarded as active if quoted prices are readily and regularly available and represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.

If the market for a financial instrument is not active, the Company establishes fair value using valuation techniques. Valuation techniques include using recent arm's length transactions between knowledgeable, willing parties (if available), reference to the current fair value of other instruments that are substantially the same, discounted cashflow analysis and option pricing models. The chosen valuation technique makes maximum use of market inputs, relies as little as possible on estimates specific to the Company, incorporates all factors that market participants would consider in setting a price, and is consistent with accepted economic methodologies for pricing financial instruments. Inputs to valuation techniques reasonably represent market expectations and measures of the risk-return factors inherent in the financial instrument. The Company calibrates valuation techniques and tests them for validity using prices from observable current market transactions in the same instrument or based on other available observable market data.

When unobservable market data has a significant impact on the valuation of financial instruments and the model valuations indicate initial profits or losses on the transaction, the entire initial gain or loss is not recognised immediately in the income statement. The initial gain or loss is measured as the difference in fair value indicated by the valuation model price and the transaction price. These gains or losses are deferred and recognised over the life of the transaction on a systematic basis, or when the inputs become observable, or the transaction matures or is closed out, or when the Company enters into an eligible offsetting or economic hedging transaction which provides a market data point to demonstrate observability of the unobservable input(s). Refer to Note 26 for further detail on the fair value of financial instruments.

#### **Transactions in which the Company acts as an agent**

Where the Company acts as an intermediary on behalf of another entity and does not have exposure to the significant risks and rewards associated with the activities performed, it is determined to be acting in an agency capacity. When examining relationships, MUS(EMEA) reviews which entity has primary responsibility for providing services to customers, has inventory risk, has latitude to establish prices, or bears credit risk of the transaction. In the absence of evidence or analysis to the contrary, MUS(EMEA) will follow the legal form of transactions and arrangements will be reported as principal relationships.

When the Company acts as an agent on behalf of another entity, neither the amounts collected from clients on behalf of the principal entity nor the amounts paid away to the principal entity are recorded in revenue. Rather, MUS(EMEA) records revenues as the commissions received from the principal, such revenue is accrued as the service is provided. Similarly, unsettled amounts relating to agency trading will not be shown on the balance sheet.

#### **Management fees and commission**

Management fees and commission are recognised in the period during which the management service has been provided.

#### **Client money segregation**

The Company holds money on behalf of some clients in accordance with the Client Money Rules of the Financial Conduct Authority. Such monies and the corresponding amounts due to clients are not held on the balance sheet as the clients retain beneficial ownership.

#### **Net interest income**

The interest balances presented within the income statement represent the returns and costs to the firm of holding regulatory buffer assets and long term investment positions. These positions are held and managed within the Treasury function. Interest income represents coupon income and amortisation of any premium or discount arising upon purchase of securities held at FVTOCI and certain reverse repurchase agreements held at Amortised Cost. Interest expense represents the cost of funding these positions and includes the cost of repurchase agreements held as liabilities at amortised cost, interest payable on subordinated debt, interest payable on senior unsecured debt which is carried at amortised cost and interest costs on other sources of funds that support these investments.

Any coupon receivable or payable on items which are part of the trading activities of the Company are included directly within Trading Income.

#### **Foreign currencies**

The financial statements are presented in pounds sterling which is the presentation and functional currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies and open forward foreign exchange contracts are translated using the rate of exchange prevailing at the balance sheet date. Gains or losses on translation are included in the income statement.

The assets and liabilities of the Company recognised in foreign currencies are translated to the Company's functional currency at the exchange rates of the reporting date. The income and expenses of the Company are translated to the Company's functional currency at the exchange rates at the dates of the transactions.

#### **Property, plant and equipment and intangible assets**

Property, plant and equipment and intangible assets are measured at cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment losses.

Expenditure to bring purchased software into operational use and internally developed software are recognised as intangible assets when the Company considers that the software will be used in a manner that will generate future economic benefits and can reliably measure the costs of development.

All fixed assets are reviewed for impairment on an annual basis. Assets are impaired where it is considered that the future economic benefit of the asset is lower than its carrying amount. Such impairment losses are included directly in the income statement.

## Notes on Financial Statements (continued)

Depreciation is provided to write off the cost less estimated residual value of tangible fixed assets and intangible software assets by equal instalments over their estimated useful lives as follows:

Leasehold improvements	10-25 years or over the remaining term of the lease
Office furniture and fittings	5 years
Office machinery and equipment	3-5 years
Intangible software	4-7 years
Finance lease assets	Lease term

### Leases

A lease is classified at the date that the Company enters the agreement as either a finance lease or an operating lease. A lease that transfers substantially all the risks and rewards incidental to ownership to the Company is classified as a finance lease.

Finance leases are capitalised as assets at the lower of the fair value of the property which is being leased or the present value of the minimum lease payments. The income statement is affected by both depreciation of the capitalised asset and interest on the minimum lease payment liability.

An operating lease is a lease other than a finance lease. Operating lease payments are recognised as an expense on a straight line basis over the lease term.

### Investments in subsidiaries

The Company has elected to make use of the parent company exemption within IFRS 10, exempting it from the requirement to prepare consolidated financial statements. The Company's parent, MUSHD, has been consulted and does not object to this approach. The consolidated financial statements of MUSHD include the results of the Company and its subsidiary. As such, the investment in the subsidiary is included within these separate financial statements using the equity method of accounting as defined in IAS 28.

Under the equity method of accounting, the initial investment in the subsidiary is recorded at cost in the functional currency of the Company. The value of the investment will not be re-measured after the initial recording date, except for the following:

- The Company's share of the net profit / loss of the subsidiary at each reporting date - recording any net income / (expense) as a gain / (loss) in the PL and an increase / (decrease) in the value of the equity investment
- Any dividends or distributions received from the subsidiary will reduce the value of the investment on the balance sheet
- Movements in the value of the equity method investment due to changes in foreign currency exchange rates across periods will be recorded in Other Comprehensive Income.

### Taxation

Taxation comprises current and deferred tax. Current tax and deferred tax are recognised in the income statement except to the extent that they relate to items recognised directly in equity.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable

income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the reporting date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is recognised in respect of all temporary differences and tax losses that have originated but not reversed by the balance sheet date. Temporary differences are divergences between the Company's results for tax purposes and its results as stated in the financial statements that arise from the inclusion of income and expenses in tax assessments in periods different from those in which they are recognised in the financial statements. Temporary differences and tax losses are taken into account if they have originated prior to the balance sheet date and are expected to reverse in one or more future periods.

Deferred tax is calculated at the tax rates that are expected to be applied to temporary differences or tax losses when they reverse, based on the laws that have been enacted or substantively enacted by the reporting date. Deferred tax assets and liabilities are offset if there is a legally enforceable right to offset current tax liabilities against current tax assets, and they relate to taxes levied by the same tax authority on the same taxable entity, or on different taxable entities which intend to settle current tax liabilities and assets on a net basis.

A deferred tax asset is recognised for unused tax losses and other deductible temporary differences to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which they can be utilised. Deferred tax assets are reviewed at each reporting date and are reduced to the extent that it is no longer probable that the related tax benefit will be realised.

Deferred tax balances are not discounted.

### Employee benefits

Staff are remunerated through both salary and annual performance based discretionary compensation awards. Performance based awards are calculated annually, and reflect the performance of both the individual and the Company during that annual period. Portions of performance based awards are paid by the Company on deferred terms. From 2011 onwards, a portion of these deferred awards for certain employees subject to the PRA's Remuneration Code is linked to the performance of the share price of MUFG. These awards are termed Notional Stock Units (NSU's).

Where payments are made on a deferred basis and the cash value is fixed at the award date, the Company recognises the costs of the deferred awards during the period that the award is made, even though cash payments will not be made until future periods. The Company considers that this treatment most effectively represents the costs of employee compensation for the period.

Where payments are made on a deferred basis and the cash value is linked to the MUFG share price, the Company amortises the expected cost of the award across the entire deferral period, and records as an expense only that portion which is deemed to have accrued during the current period. The Company records post grant date changes in the value of the total award due to changes in the MUFG share price directly through expenses.

#### Pensions

The Company maintains both a defined contribution pension scheme and a defined benefit pension scheme (the defined benefit scheme is closed to new entrants and to future accruals).

For the defined contribution scheme, pension costs are charged to the income statement which represent the contributions payable to the scheme in respect of the accounting period.

For the defined benefit scheme, pension scheme assets are measured using market value. Pension scheme liabilities are measured using a projected unit method and discounted at the current rate of return on high quality corporate bonds of equivalent term and currency to the liability. Any increase in the present value of the liabilities of the Company's defined benefit pension scheme expected to arise from employee service in the period is charged to profit or ordinary activities before taxation. The expected return on the scheme's assets and the increase during the period in the present value of the scheme's liabilities arising from the passage of time are included in administrative expenses. Actuarial gains and losses are recognised in the statement of total comprehensive income. Deficits in the scheme are recognised in the Company's balance sheet. Surpluses are only recognised to the extent that they are recoverable through reduced contributions in the future or through refunds from the schemes.

The Company recognises the effect of material changes to the terms of its defined benefit pension scheme which reduce future benefits as curtailments; gains and losses are recognised in the income statement when the curtailments occur.

The Company revalues its defined benefit scheme at 30 June and 31 December each year, in consultation with the scheme's actuary. The assumptions underlying the calculations are used to determine the expected income statement charge for the year going forward.

#### Future Accounting Developments

The following standards, which have been issued but are not yet required to be applied, are likely to have an impact on the entity's financial reports (note, standards or amendments which are not expected to have an impact on the Company's financial reporting have not been summarised here):

#### IFRS 16 Leases

IFRS 16 requires lessees to record operating leases on the Balance Sheet as an asset (the right to use the leased item) and a financial liability (the discounted value of future lease payments). An optional exemption exists for short-term and low-value leases which the Company intends to utilise. The income statement is affected by these changes; operating lease expenses are replaced by depreciation of the right of use asset and interest accretion representing the reversal of discounting against the future lease payments liability. Operating lease payments are currently included within operating cash flows under current accounting standards, under IFRS 16, cash payments against operating leases will be reflected as financing cash flows within the Company's cash flow statement, with any interest on the lease liability recorded as operating cash flows.

The standard is required to be applied to annual periods beginning on or after 1 January 2019.

The Company has identified non-cancellable operating leases relating to its primary office space and certain data centres which will require to be recorded on balance sheet under the new standard. The estimated impact of adoption at 1st January, 2019 will be an increase in assets of £35.8 million, an increase in liabilities of £39.8 million, and a decrease in retained earnings brought forward of £4.0 million. The Company plans to use the modified retrospective method of adoption, and will not adjust comparative balances for the 2018 period.

After adoption, corresponding annual cash out flows of approximately £5.4 million will be reported as financing cash flows rather than operating cash flows.

It is expected that the subsidiary balance sheet will also be affected due to non-cancellable leases on premises in both the Netherlands and France. Due to the presentation of this entity under the equity method of accounting, and the relative recency of the start of these leases, the impact on the Company is expected to be immaterial.

#### Amendments to IFRS 9 Prepayment Features with Negative Compensation

The amendments clarify the guidance within IFRS 9 relating the assessment of whether cash flows within a contract represent solely payments of principal or interest. Specifically, where a contract includes a prepayment feature and the party exercising the option may either pay or receive reasonable compensation for the prepayment, any negative compensation does not automatically preclude the contract from passing the assessment.

The amendment applies to annual periods beginning on or after 1 January 2019, with earlier application permitted. The Company does not anticipate that the application of the amendments will have an impact on the financial statements.

#### Amendments to IAS 28 Long-term Interests in Associates and Joint Ventures

The amendment clarifies that IFRS 9, including its impairment requirements, applies to long-term interests. Furthermore, in applying IFRS 9 to long-term interests, an entity does not take into account adjustments to their carrying amount required by IAS 28 (i.e., adjustments to the carrying amount of long-term interests arising from the allocation of losses of the investee or assessment of impairment in accordance with IAS 28).

The amendments apply retrospectively to annual reporting periods beginning on or after 1 January 2019. Earlier application is permitted.

The Company anticipated that the application of the amendments will not have an impact on the financial statements.

## Notes on Financial Statements (continued)

**Annual Improvements to IFRS Standards 2015–2017 Cycle**  
**Amendments to IFRS 3 Business Combinations, IFRS 11 Joint Arrangements, IAS 12 Income Taxes and IAS 23 Borrowing Costs**  
The Annual Improvements include amendments to four Standards:

- IAS 12 Income Taxes

The amendments clarify that an entity should recognise the income tax consequences of dividends in profit or loss, other comprehensive income or equity according to where the entity originally recognised the transactions that generated the distributable profits. This is the case irrespective of whether different tax rates apply to distributed and undistributed profits.

This change may affect the line item in which certain tax impacts relating to coupon payments on additional capital instruments are reported.

- IAS 23 Borrowing Costs, IFRS 3 Business Combinations, IFRS 11 Joint Arrangements

These amendments are not expected to have an impact on the financial statements of the Company.

All the amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019 and generally require prospective application. Earlier application is permitted.

### 2 First time adoption of accounting standards

In the current year, the following new and revised Standards and Interpretations have been adopted when preparing the amounts reported in these Financial Statements. Only those Standards which are pertinent to the Company are summarised:

- IFRS 9 – Financial Instruments

The Company has adopted IFRS 9 on a retrospective basis from 1 January 2018 with the cumulative impact of initial application recorded in opening retained earnings. Comparative data has not been restated.

IFRS 9, replaced IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement, effective for periods beginning on or after 1 January 2018. The standard is separated into three component parts, the impact of each is detailed below:

#### Classification and measurement

IFRS 9 introduces new requirements for the categorisation of financial assets which are based on the business model under which those assets are managed and their contractual cash flow characteristics. Financial assets are measured either at:

- amortised cost ("AC"), where the business model is to originate or buy and hold the asset in order to collect contractual cash flows, and those cash flows represent only repayments of principal and interest,

- fair value through profit or loss ("FVTPL"), where the business model is short term profit taking (trading book) or fair value option elections are made, or
- fair value through other comprehensive income ("FVTOCI"), where assets are held in a business model whose objective is achieved either by sale or collection of contractual cash flows; and the contractual cash flows represent only repayments of principal and interest.

The Company may also elect to carry assets at fair value where doing so significantly reduces measurement or recognition inconsistencies (i.e. where measuring assets and liabilities on different bases would create an accounting mismatch).

Consistent with the prior treatment under IAS 39, the vast majority of the Company's assets are recognised at fair value through profit or loss within the trading book under IFRS 9 reflecting the Company's business model. Positions are typically maintained to service client requests, are traded directly or risk exposures of those positions are traded through mitigating transactions to protect profits. Certain businesses hold assets for longer periods in order to provide funding to clients, these exposures typically contain exotic risks (e.g. equity or structured credit) and would not meet the sole payments of principal or interest requirements of the standard. As such, these assets are also carried at fair value through profit or loss.

Certain positions within the Company's Treasury business do not meet these criteria. The Company's liquidity buffer asset portfolio consists of high credit quality liquid debt securities which are held to satisfy regulatory requirements; asset sales from this portfolio may be required to support cash needs of the business. The liquidity buffer is predominantly held in the form of securities rather than cash in order to enhance yield. As such, this portfolio is carried at fair value through other comprehensive income. The Treasury business also source liquid assets through securities borrowing transactions which are typically held to term and which are comprised of contractual cash flows representing only principal and interest – these trades are carried at amortised cost.

The accounting for financial liabilities is largely unchanged by IFRS 9, and the Company expects to continue with the prior classification of these positions. IFRS 9 requires entities to record changes in the fair value of liabilities, for which the fair value option has been elected, due to movements in the credit risk of the entity through other comprehensive income. The Company maintains a portfolio of issued structured notes and intercompany loans under the fair value option. These liabilities are not actively traded in the market, with notes typically issued via private placement to Japanese investors via an affiliate. The valuation of these positions currently includes consideration of the Company's cost of funds, which includes the impact of own credit risk. The Company has assessed the change in value of these securities due to changes in own credit with reference to published credit assessments and a proxy cost of funds curve where this can be sourced without undue cost or effort. In light of the observed stability of the proxy spread for own credit, the Company has assessed this change in value to be immaterial.

**Impairment of financial instruments**

Under IFRS 9, expected credit losses are required to be recognised for all assets which are not carried at fair value through profit or loss. Twelve months expected losses must now be recognised directly in the Income Statement upon initial recognition of assets, which increases to lifetime expected losses where assets are subject to significant credit deterioration after initial recognition.

As noted on page 30, the Company has two portfolios which are not carried at fair value through profit or loss; high credit quality liquid assets and certain securities borrowing transactions on the Treasury desk. Due to the high credit quality of the securities held within these portfolios and the collateralisation available for securities borrowing transactions, the size of expected credit losses at transition and at the end of the year is not significant.

**Hedge accounting**

New rules are provided for hedge accounting, more closely aligned with risk management practices, reducing the necessity for quantitative effectiveness testing, and removing rules for voluntary designation and de-designation outside of documented

risk management activity. IFRS 9 includes an option for reporting entities to defer adoption of the hedge accounting guidance and to retain the hedge accounting guidance within IAS 39. The Company has elected to make this accounting policy choice, and will continue to use the IAS 39 model. This accounting policy choice will be reviewed in future periods to determine the benefits of transitioning to the new IFRS 9 model. It is expected that this policy choice will be removed when the standard governing macro hedge accounting is issued.

**Impact of IFRS 9**

IFRS 9 has been adopted without restating comparative information. The reclassifications and adjustments arising from the new impairment rules were therefore not reflected in the restated balance sheet as at 31 December 2017, but were recognised in the opening balance sheet on 1 January 2018.

The table shows the adjustments recognised for each balance sheet line item affected by the changes (refer page 20). Note, the impact of own credit risk on the valuation of financial liabilities designated at fair value is immaterial:

Balance sheet extracts	IFRS 9 Adoption			
	as at 31/12/2017 £'000	Reclassification of assets £'000	Application of ECL reserve £'000	Restated at 01/01/2018 £'000
<b>Assets</b>				
Loans and advances to banks	130,494	-	(14)	130,480
Financial assets available for sale	818,739	(818,739)	-	-
Securities at FVTOCI	-	818,739	-	818,739
Deferred tax asset	18,396	-	35	18,431
<b>Liabilities</b>				
Financial liabilities designated at fair value	4,665,013	-	-	4,665,013
<b>Equity</b>				
Retained earnings	212,353	-	(104)	212,249

## Notes on Financial Statements (continued)

- IFRS 15 – Revenues from contracts with customers

The Company has adopted IFRS 15 on a retrospective basis with the cumulative effect of initial application recorded in retained earnings.

IFRS 15 is effective for periods beginning on or after 1 January 2018. It replaces IAS 18 Revenue and IAS 11 Construction Contracts, and applies to all contracts with customers except leases, financial instruments and insurance contracts. It establishes a stepwise model for revenue recognition which requires identification of contracts, separating those contracts into discrete performance obligations, allocating consideration to each obligation, and recognising revenue only once each obligation is satisfied. Due to the nature of the Company's business as a client service focused financial institution, much of the Company's revenue arises from financial instrument transactions and is not within the scope of this standard.

As such, the implementation focused on business areas where services are provided to clients or affiliates, particularly within the Capital Markets and Structured businesses. Due to the short term nature of many of the Company's contracts and the nature of services specified within those contracts, the Company has identified no changes to the timing of revenue recognition across the contracts reviewed, and as such, the adjustment to opening

retained earnings upon adoption is nil. The amount of revenue recognised from contracts with customers for the year ended 31 December 2018 was £92,116k.

- IFRIC 22 – Foreign Currency Translations and Advance Consideration

This interpretation clarifies that when an entity pays or receives consideration in advance in a foreign currency, the date of the transaction for the purpose of determining the exchange rate to use to record the transaction is the date that the advance consideration is paid or received. The impact on the Company upon adoption was nil.

- Amendments to IFRS 2 – Classification and Measurement of Share-based Payment Transactions

These amendments contain three main clarifications: that the accounting for the effects of vesting and non-vesting conditions on cash-settled share-based payments should follow the same approach as for equity-settled share-based payments; how to account for a modification of a share-based payment that changes the transaction from cash-settled to equity-settled; and how to classify share-based payment transactions with net settlement features for withholding tax obligations. The impact on the Company upon adoption was nil.

### 3 Interest Income and similar Income

	2018 £'000	2017 £'000
Interest on non-trading assets	19,564	18,325
Interest on loans and receivables from banks	106	2,601
	<b>19,670</b>	<b>20,926</b>

'Interest on loans and receivables from banks' includes reverse repos reported at amortised cost, which were impacted by negative EUR and JPY rates during 2017 and 2018.

### 4 Interest expense

	2018 £'000	2017 £'000
Interest on non-trading liabilities	2,302	1,460
Interest on loans and payables to banks	-	595
Interest on senior unsecured loan	8,926	-
Interest on subordinated liabilities	2,598	2,378
	<b>13,826</b>	<b>4,433</b>

'Interest on senior unsecured loan' refers to the intercompany unsubordinated debt issued to the Company's immediate parent, MUSHD in July 2018 (refer Note 21).

'Interest on subordinated liabilities' refers to intercompany subordinated debt issued to the Company's immediate parent, MUSHD (refer Note 22).

5 Administrative expenses

	2018 £'000	2017 £'000
Wages and salaries	109,348	121,019
Retirement benefits	5,467	5,645
Social security costs	15,800	17,014
<b>Personnel expenses</b>	<b>130,615</b>	<b>143,678</b>
Auditor's remuneration (Note 6)	762	699
Operating lease rentals: property	3,749	3,521
Other administrative expense	55,170	50,976
<b>General and administrative expenses</b>	<b>59,681</b>	<b>55,196</b>
<b>Total administrative expenses</b>	<b>190,296</b>	<b>198,874</b>

The average number of employees of the Company was 646 (2017: 629), split 181:465 (2017: 164:465) between front office and support staff respectively.

During the year, the Company changed the performance review cycle to align with that of its Parent. In future, discretionary compensation will be awarded for the period 1 April through 31 March; with vesting and payment dates amended accordingly. These changes do not impact awards from previous periods.

6 Auditor's remuneration

The analysis of the auditor's remuneration is as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
<b>Fees payable to the Company's auditor for audit and other services</b>		
Statutory audit fees	523	465
Audit related assurance services	63	61
Other assurance services	124	121
Services relating to corporate finance	34	34
	744	681
Fees payable to the Company's auditor in respect of associated pension schemes	18	18
<b>Total auditor's remuneration</b>	<b>762</b>	<b>699</b>

## Notes on Financial Statements (continued)

### 7 Share based payment plans

#### Notional Stock Units

The Company awarded NSUs to a number of employees during the year. The NSUs are deferred over a period of 3, 5 or 7 years, depending on award date and the individuals role, and track the performance of MUFG shares (see accounting policies).

	2018		2017	
	No. Units ('000)	Value	No. Units ('000)	Value
<b>No. of NSUs outstanding as at 1 January</b>	<b>4,470</b>		<b>4,740</b>	
<b>Granted during the year:</b>				
No. of NSUs granted	388		1,995	
Value in £'000 equivalent at grant date		1,837		10,276
<b>Less:</b>				
No. of NSUs vested during the year	(2,436)		(2,265)	
No. of NSUs forfeited / cancelled (unvested)	-		-	
<b>No. of NSUs as at 31 December</b>	<b>2,422</b>		<b>4,470</b>	
<b>Fair value of outstanding NSUs at 31 December £'000</b>	<b>8,973</b>		<b>22,810</b>	
<b>Average share price at vesting / payment (JPY)</b>	<b>675</b>		<b>691</b>	

### 8 Retirement benefits

The Company provides a defined contribution pension scheme, the Group Personal Pension Plan ("GPPP"), for employees of the Company. The assets of the scheme are held separately from those of the Company in an independently administered fund. The cost for the period recognised in the income statement was £5.5 million (2017: £5.6 million).

The Company also provides a funded, final salary, defined benefit pension scheme which was closed to new entrants and future accrual in 2011. The assets of the scheme are held separately from those of the Company in a segregated fund administered by trustees. The scheme is deemed to be a registered pension scheme under the terms of Schedule 36 of the Finance Act 2004 with scheme funding target objectives set by this act. Pension valuations are undertaken by independent qualified actuary with reporting guidelines set by the Technical Actuarial Standard with calculations consistent with the International Accounting Standard ("IAS19").

An update to the latest actuarial valuation was performed as at 31 December 2018 and the principal actuarial assumptions at the balance sheet date were as follows:

	2018 %	2017 %
Discount rate	2.90	2.60
RPI inflation assumption	3.40	3.45
CPI inflation assumption	2.40	2.45
LPI pension increase assumption	3.25	3.45

The discount rate assumption is based upon published corporate bond indices. The inflation assumptions reference Bank of England published yield curve data.

The underlying mortality assumption is based upon the standard table known as S2PXA\_L on a year of birth usage with CMI\_2017 future improvement factors with a long term annual rate of future improvement of 1.25% p.a. (2017: S2PXA\_L on a year of birth usage with CMI\_2016 future improvement factors with a long term annual rate of future improvement of 1.25% p.a.). This results in the following life expectancies:

- Male age 65 now has a life expectancy of 23 years (previously 23 years)
- Female age 65 now has a life expectancy of 24 years (previously 24 years)

The amounts recognised in the balance sheet as at the year end are as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
Present value of funded obligations	(159,135)	(185,795)
Fair value of plan assets	183,822	201,644
<b>Recognisable surplus / (deficit) in the scheme</b>	<b>24,687</b>	<b>15,849</b>
Related deferred tax asset / (liability)	(6,539)	(4,200)
<b>Net pension asset / (liability)</b>	<b>18,148</b>	<b>11,649</b>

The amounts recognised in the income statement within administrative expenses total £540k credit (2017: £114k debit). The projected income for the calendar year 2019 is £716k credit within administrative expenses.

All scheme costs are met directly by the Company and are therefore excluded from these disclosures.

Changes to the present value of the scheme liabilities for the year end are as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
Present value of unfunded obligation at opening	185,795	189,491
Interest cost	4,813	5,478
Past service cost	92	-
Actuarial remeasurement	(17,236)	3,592
Benefits paid	(14,213)	(12,766)
Curtailments / settlements	(116)	-
<b>Present value of obligation at closing</b>	<b>159,135</b>	<b>185,795</b>

Changes in the fair value of the scheme assets for the year end are as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
Fair value of plan assets at opening	201,644	181,780
Expected return on plan assets	5,329	5,364
Actuarial remeasurement	(15,548)	19,639
Benefits paid by fund	(14,213)	(12,766)
Contributions paid by the Company	6,610	7,627
<b>Fair value of scheme assets at closing</b>	<b>183,822</b>	<b>201,644</b>

The expected contribution to be paid by the Company for the forthcoming year (year ending 31 December 2019) is Nil.

## Notes on Financial Statements (continued)

### 8 Retirement benefits (continued)

The market value of total scheme assets for the year end are as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
UK equities	46,000	46,165
Overseas equities	99,150	121,351
Absolute return	32,367	29,926
Property funds	2,054	1,990
UK corporate bonds	357	-
Cash	3,894	2,212
<b>Total</b>	<b>183,822</b>	<b>201,644</b>

All scheme assets have a quoted market price in an active market. The assets of the scheme are held separately from those of the Company in funds under the control of the Trustees of the scheme.

The amounts recognised in Other Comprehensive Income for the year end are as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
Actual return less expected return on scheme assets	(15,548)	19,639
Experienced gains and losses arising on scheme liabilities	(37)	3,395
Changes in assumptions underlying the present value of scheme liabilities	17,273	(6,987)
<b>Actuarial gain recognised in OCI</b>	<b>1,688</b>	<b>16,047</b>

Movement in recognisable surplus / (deficit) during the year are as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
Surplus / (deficit) at start of year	15,849	(7,711)
Income / (expense) recognised in income statement	540	(114)
Contributions paid by the company	6,610	7,627
Recognised actuarial gain	1,688	16,047
<b>Surplus at end of year</b>	<b>24,687</b>	<b>15,849</b>

Analysis of present value of scheme liabilities:

	2018 %	2017 %
Deferred members	74	77
Current pensioners	26	23
<b>Total</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

The below table shows the impact on the present value placed on the scheme's liabilities of the stated changes to the actuarial assumptions (refer page 35). These sensitivities have been determined by a full recalculation of the present value using the different assumptions and are therefore fully accurate (2017: same approach).

	2018 %	2017 %
Discount rate +/- 0.5%	-10 / +11	-11 / +13
RPI and CPI +/- 0.5%	+3 / -3	+4 / -3
Life expectancy +/- 1 year	+4 / -4	+4 / -4
Pension increase (in payment and deferment) +/- 0.5%	+3 / -3	+4 / -3

The weighted average duration of the scheme liabilities is approximately 22 years (2017: 25 years).

#### 9 Applicable taxes

	2018 £'000	2017 £'000
<b>UK corporation tax</b>		
Current year	(7,822)	(20,767)
Adjustments in respect of prior years	(1,277)	2,352
	(9,099)	(18,415)
<b>Foreign tax</b>		
Current year	(1,301)	(1,348)
Adjustments in respect of prior years	-	-
<b>Total current tax</b>	<b>(10,400)</b>	<b>(19,763)</b>
<b>Deferred tax</b>		
Origination and reversal of timing differences	(6,503)	(6,910)
Effect of reduction in rate used to recognise deferred tax assets	-	(339)
Adjustments in respect of prior years	976	(1,264)
<b>Total deferred tax</b>	<b>(5,527)</b>	<b>(8,513)</b>
<b>Total tax expense</b>	<b>(15,927)</b>	<b>(28,276)</b>

Corporation tax is calculated at 27% (2017: 27.25%) of the estimated taxable profit for the year. The decrease in tax rate reflects a reduction in the standard rate of corporation tax from 20% to 19% effective 1 April 2017. The Company continues to be subject to the 8% corporation tax surcharge applicable to banks and brokers.

## Notes on Financial Statements (continued)

### 9 Applicable taxes (continued)

The charge for the year can be reconciled to the profit in the income statement as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
<b>Profit on ordinary activities before taxation</b>	58,702	108,099
Tax at the UK corporation tax rate of 27% (2017: 27.25%)	(15,850)	(29,457)
Tax effect of expenses that are not deductible in determining taxable profits	(52)	(402)
Foreign tax suffered	(949)	(982)
Deferred tax prior year adjustment	976	(1,264)
Effect of reduction in rate used to recognise deferred tax assets	-	(339)
Realisation of deferred tax assets previously valued below current year statutory rate	163	216
Current tax prior year adjustment	(1,277)	2,352
Share of group bank surcharge allowance	1,752	1,600
Tax impact of loss in subsidiary	(690)	-
<b>Tax expense for the year</b>	<b>(15,927)</b>	<b>(28,276)</b>

In addition to the amount charged to the income statement, the following amounts related to tax have been recognised in Equity:

	2018 £'000	2017 £'000
<b>Current tax</b>		
AT1 coupon	2,369	1,402
<b>Deferred tax</b>		
<b>Items that will not be reclassified subsequently to profit and loss</b>		
Remeasurement of net defined benefit liability	(447)	(4,253)
<b>Items that may be reclassified subsequently to profit or loss</b>		
Securities held at FVTOCI losses / (gains) in period	412	17
Cash flow hedges losses / (gains) in period	184	(87)
<b>Total income tax recognised in other comprehensive income</b>	<b>2,518</b>	<b>(2,921)</b>

**Deferred tax assets**

The following are the deferred tax assets and liabilities recognised by the Company and movements thereon during the current reporting period.

	Balance as at 1 January 2018 £'000	Adjustment to opening reserves £'000	Charge to profit or loss £'000	Charge to OCI £'000	Balance as at 31 December 2018 £'000
Accelerated tax depreciation	4,724	-	(717)	-	4,007
Deferred compensation	9,523	-	(733)	-	8,790
Spreading of IFRS9 transitional adjustment	-	35	(4)	-	31
Spreading of IFRS13 transitional adjustment	1,944	-	(277)	-	1,667
Cash flow hedge reserve	(203)	-	-	184	(19)
Securities at FVTOCI	(914)	-	131	412	(371)
Retirement benefit obligations	(4,200)	-	(1,892)	(447)	(6,539)
Tax losses	7,522	-	(2,035)	-	5,487
<b>Total</b>	<b>18,396</b>	<b>35</b>	<b>(5,527)</b>	<b>149</b>	<b>13,053</b>

Deferred tax assets are valued at the applicable corporation tax rate based on the period in which the underlying temporary difference is expected to reverse. The deferred tax assets above have been recognised based on supporting profit forecasts demonstrating sufficient future profits against which the assets can be utilised. Under UK tax rules, tax losses can be carried forward indefinitely. The offset of pre April 2015 losses carried forward by UK banks and brokers is limited to 25% of taxable profits. Whilst the restriction on the use of carried forward losses will result in them being utilised over a longer period it should not impact the ultimate recoverability of the losses and hence a deferred tax asset has been recognised.

**10 Notes to the Cash flow statement**

Cash and cash equivalents comprise cash and short-term bank deposits with an original maturity of three months or less, net of outstanding bank overdrafts. The carrying amount of these assets is approximately equal to their face value. Cash and cash equivalents as shown in the statement of cash flows can be reconciled to the related items in the balance sheet position as shown below.

	2018 £'000	2017 £'000
Cash and balances at central banks	412,491	976,430
Deposits by banks repayable on demand	(226,525)	(88,311)
<b>Total cash and cash equivalents</b>	<b>185,966</b>	<b>888,119</b>

## Notes on Financial Statements (continued)

### 10 Notes to the Cash flow statement (continued)

The table below details changes to the Company's liabilities arising from financing activities, including both cash and non-cash changes.

	Balance as at 1 January 2018 £'000	Financing cash and Interest flows £'000	Changes in fair values £'000	Effect of changes in foreign exchange rates £'000	Balance as at 31 December 2018 £'000
Own issued notes	1,657,863	74,841	(185,122)	140,176	1,687,758
Commercial paper	1,300,603	(316,822)	(606)	3,765	986,940
Other financial liabilities	992,076	639,186	(1,999)	88,712	1,717,975
MUSHD loan facility	714,471	778,585	(199)	111,032	1,603,889
Senior unsecured loan	-	574,508	-	20,384	594,892
Subordinated liabilities	290,038	12	-	23,915	313,965
<b>Total liabilities from financing activities</b>	<b>4,955,051</b>	<b>1,750,310</b>	<b>(187,926)</b>	<b>387,984</b>	<b>6,905,419</b>

### 11 Trading portfolio financial assets

	2018 £'000	2017 £'000
Government bonds	2,527,064	3,092,975
Corporation bonds	1,054,613	954,644
Other public sector securities	344,974	104,057
<b>Total debt securities</b>	<b>3,926,651</b>	<b>4,151,676</b>
Equity instruments	6,135,697	4,306,984
<b>Total trading portfolio financial assets</b>	<b>10,062,348</b>	<b>8,458,660</b>
<b>Of which listed:</b>		
Debt securities	3,680,227	3,682,197
Equity instruments	3,796,715	2,363,457
<b>Of which unlisted:</b>		
Debt securities	246,424	469,479
Equity instruments	2,338,982	1,943,527
	<b>10,062,348</b>	<b>8,458,660</b>

12 Derivative financial instruments

	2018		
	Notional amount £'000	Fair value assets £'000	Fair value liabilities £'000
<b>Derivatives held for trading</b>			
Foreign exchange contracts	258,221,821	5,217,177	4,711,321
Interest rate contracts	2,989,603,633	8,479,452	7,829,708
Credit derivative contracts	32,855,773	600,513	231,351
Equity contracts	15,363,479	433,536	269,812
Commodities contracts	855,979	170,759	171,291
<b>Total trading contracts</b>	<b>3,296,900,685</b>	<b>14,901,437</b>	<b>13,213,483</b>
<b>Derivatives designated as fair value hedges</b>			
Interest rate swaps contracts	396,024	109	127
<b>Derivatives designated as cash flow hedges</b>			
Currency swaps contracts	1,832	-	398
Forward foreign exchange contracts	191,962	-	1,794
<b>Derivatives designated as net investment hedges</b>			
Currency swaps contracts	15,946	-	52
<b>Total hedging contracts</b>	<b>605,764</b>	<b>109</b>	<b>2,371</b>
<b>Total derivatives financial instruments</b>	<b>3,297,506,449</b>	<b>14,901,546</b>	<b>13,215,854</b>
	2017		
	Notional amount £'000	Fair value assets £'000	Fair value liabilities £'000
<b>Derivatives held for trading</b>			
Foreign exchange contracts	236,951,624	4,406,534	3,675,016
Interest rate contracts	2,383,234,225	8,148,835	7,407,319
Credit derivative contracts	24,312,496	538,001	279,104
Equity contracts	18,594,994	159,280	205,052
Commodities contracts	808,260	189,350	189,822
<b>Total trading contracts</b>	<b>2,663,901,599</b>	<b>13,442,000</b>	<b>11,756,313</b>
<b>Derivatives designated as fair value hedges</b>			
Interest rate swaps contracts	488,573	-	68
<b>Derivatives designated as cash flow hedges</b>			
Forward foreign exchange contracts	401,532	3,575	7,015
<b>Total hedging contracts</b>	<b>890,105</b>	<b>3,575</b>	<b>7,083</b>
<b>Total derivatives financial instruments</b>	<b>2,664,791,704</b>	<b>13,445,575</b>	<b>11,763,396</b>

OTC credit derivatives include a credit derivative asset, which relates to a financial guarantee provided by a group company, MUFG Bank, for the uncollateralised derivatives exposures within a portfolio of corporate counterparties. At year end the present value of this derivative totalled £329m (2017: £249m), this amount is offset by a CVA adjustment in respect of the exposure to the underlying corporate counterparties. This largely pertains to interest rate and foreign exchange contracts.

## Notes on Financial Statements (continued)

### 12 Derivative financial instruments (continued)

CVA is measured on a portfolio basis by counterparty, and later allocated at a transaction level for financial reporting; allocations are based on absolute derivative notional values.

	2018 £'000	2017 £'000
<b>Gains and losses arising from fair value hedges:</b>		
On hedging instruments	15,664	11,642
On the hedged items attributable to the hedged risk	(15,540)	(10,473)
<b>Net gains</b>	<b>124</b>	<b>1,169</b>
<b>Gains and losses arising from net investment hedges:</b>		
On hedging instruments	(256)	-
On the hedged items attributable to the hedged risk	254	-
<b>Net losses</b>	<b>(2)</b>	<b>-</b>

The gains and losses on ineffective portions of fair value hedges are recognised immediately in Trading Income.

The net movement in cash flow hedging reserves comprises additions to the balance from movements in the value of derivatives designated in effective hedges and reclassifications of balances from the reserve into Trading Income. The closing reserve balance is presented net of tax. Reserve balances are transferred to the Income statement in the same periods during which the hedged items affect profit or loss. The gains and losses on ineffective portions of derivatives designated in cash flow and net investment hedging relationships are recognised immediately in Trading Income in the Income statement. During the year, the ineffectiveness recorded in the Income statement was not significant (2017: not significant).

Fair value hedges principally consist of interest rate swaps that are used to protect against changes in the fair value of bonds due to movements in market interest rates. Cash flow hedges consist of foreign currency exchange contracts to hedge the foreign currency risks arising from recognised financial assets denominated in foreign currencies. Net investment hedges consist of foreign currency exchange contracts to hedge the foreign currency risks arising from the revaluation of the investment in subsidiary.

Net investment hedges consist of foreign currency exchange contracts to hedge the exposure to foreign currency which arises from translation of the equity method investment.

**13 Securities at fair value through other comprehensive income**

The following table gives the carrying value of securities at fair value through other comprehensive income (2018) and Securities available for sale (2017) by major classifications.

	2018 £'000	2017 £'000
Government bonds	192,236	459,902
Other public sector securities	485,289	358,706
Corporate bonds	10,764	-
<b>Total debt securities</b>	<b>688,289</b>	<b>818,608</b>
Equity instruments	133	131
<b>Total securities at FVTOCI</b>	<b>688,422</b>	<b>818,739</b>

Expected credit losses have been calculated for securities within this category and reported as an adjustment to both profit or loss and OCI. Expected credit losses as at 31 December 2018 were £4k.

During 2017, Investments with unrealised losses of more than 12 months were assessed for impairment. Based on the credit risk profile of the counterparties involved, it was been determined that impairment has not arisen at the reporting date.

**14 Intangible assets**

	Software £'000	Capital lease asset £'000	Total £'000
<b>Cost</b>			
As at 1 January 2017	125,349	499	125,848
Additions	30,700	593	31,293
Impairment	(613)	-	(613)
Disposals	(181)	-	(181)
<b>As at 31 December 2017</b>	<b>155,255</b>	<b>1,092</b>	<b>156,347</b>
Additions	27,226	-	27,226
Impairment	(1,443)	-	(1,443)
Disposals	-	-	-
<b>As at 31 December 2018</b>	<b>181,038</b>	<b>1,092</b>	<b>182,130</b>
<b>Amortisation</b>			
As at 1 January 2017	75,534	142	75,676
Charge for the Year	14,645	269	14,914
Disposals	(36)	-	(36)
<b>As at 31 December 2017</b>	<b>90,143</b>	<b>411</b>	<b>90,554</b>
Charge for the Year	18,119	269	18,388
Disposals	-	-	-
<b>As at 31 December 2018</b>	<b>108,262</b>	<b>680</b>	<b>108,942</b>
Carrying amount:			
<b>As at 31 December 2017</b>	<b>65,112</b>	<b>681</b>	<b>65,793</b>
<b>As at 31 December 2018</b>	<b>72,776</b>	<b>412</b>	<b>73,188</b>

## Notes on Financial Statements (continued)

### 15 Property, plant and equipment

	Leasehold Improvements £'000	Office furniture & fittings £'000	Office machinery & equipment £'000	Capital lease asset £'000	Total £'000
<b>Cost</b>					
As at 1 January 2017	13,320	1,483	20,050	1,290	36,143
Additions	722	78	3,945	2,414	7,159
Disposals	(43)	-	(9)	-	(52)
<b>As at 31 December 2017</b>	<b>13,999</b>	<b>1,561</b>	<b>23,986</b>	<b>3,704</b>	<b>43,250</b>
Additions	32	-	1,358	-	1,390
Disposals	-	-	-	-	-
<b>As at 31 December 2018</b>	<b>14,031</b>	<b>1,561</b>	<b>25,344</b>	<b>3,704</b>	<b>44,640</b>
<b>Depreciation</b>					
As at 1 January 2017	4,080	1,435	16,965	366	22,846
Charge for the year	884	18	1,217	948	3,067
Disposals	(10)	-	(6)	-	(16)
<b>As at 31 December 2017</b>	<b>4,954</b>	<b>1,453</b>	<b>18,176</b>	<b>1,314</b>	<b>25,897</b>
Charge for the year	922	30	1,458	948	3,358
Disposals	-	-	-	-	-
<b>As at 31 December 2018</b>	<b>5,876</b>	<b>1,483</b>	<b>19,634</b>	<b>2,262</b>	<b>29,255</b>
<b>Carrying amount</b>					
<b>As at 31 December 2017</b>	<b>9,045</b>	<b>108</b>	<b>5,810</b>	<b>2,390</b>	<b>17,353</b>
<b>As at 31 December 2018</b>	<b>8,155</b>	<b>78</b>	<b>5,710</b>	<b>1,442</b>	<b>15,385</b>

### 16 Investment in subsidiary

	2018 £'000	2017 £'000
As at 1 January	-	-
Initial Investment	39	-
Purchase of equity	17,960	-
Share of net loss	(2,557)	-
Impact of foreign currency revaluation	74	-
<b>As at 31 December</b>	<b>15,516</b>	<b>-</b>

On 22 March 2018, the Company formed a wholly owned subsidiary incorporated in The Netherlands. The subsidiary, MUS(EU), and its branch in Paris are central to our strategy to support the continued servicing of clients across Europe after the UK's exit from the European Union. MUS(EU) was granted a MiFID II Investment Firm Licence in The Netherlands in December 2018. As at the date of signing this report, the entity had not yet commenced trading.

17 Other assets

	2018 £'000	2017 £'000
Prepayments and accrued income	11,356	11,025
Current taxation	1,148	3,435
Pension asset (Note 8)	24,687	15,849
Other debtors	311,862	225,495
	<b>349,053</b>	<b>255,804</b>

'Other debtors' is driven by margin deposits at brokers and central clearing £213m (2017: £168m), the remaining balance is driven by intercompany receivables as well as default fund deposits.

18 Trading portfolio financial liabilities

	2018 £'000	2017 £'000
Government bonds	5,414,043	3,883,649
Corporation bonds	493,725	93,815
Other public sector securities	42,912	15,153
<b>Total debt securities</b>	<b>5,950,680</b>	<b>3,992,617</b>
Equity instruments	3,236,849	1,775,230
<b>Total trading portfolio financial liabilities</b>	<b>9,187,529</b>	<b>5,767,847</b>

**Of which listed:**

Debt securities	5,588,799	3,977,467
Equity instruments	3,236,849	1,707,292

**Of which unlisted:**

Debt securities	361,881	15,150
Equity instruments	-	67,938
	<b>9,187,529</b>	<b>5,767,847</b>

## Notes on Financial Statements (continued)

### 19 Financial liabilities designated at fair value

	2018 £'000	2017 £'000
Own Issued notes	1,687,758	1,657,863
Commercial paper	986,940	1,300,603
Other financial liabilities	1,717,975	992,076
MUSHD loan facility	1,603,889	714,471
	<b>5,996,562</b>	<b>4,665,013</b>

Own Issued notes include issuances with structured payment profiles. The Company issues these notes to raise term funding and satisfy investor demand, and carries them at fair value through profit and loss. The structured return profiles include securities which pay coupon only where certain conditions relating to equity performance, foreign currency movements, or other factors are met.

Commercial paper represents short term issuances where the funding typically carries a 3 month term.

Other financial liabilities represent funded swap transactions.

MUSHD loan facility represents senior unsecured intercompany borrowings lent under an uncommitted loan facility which allows the Company to borrow funds from MUSHD.

The Company has assessed the change in value of these liabilities due to changes in own credit with reference to published credit assessments and a proxy cost of funds curve. In light of the observed stability of the proxy spread for own credit, the Company has assessed this change in value to be immaterial.

### 20 Other liabilities

	2018 £'000	2017 £'000
Payables to structured entities	477,728	406,342
Tax and social security	10,490	12,645
Other creditors	394,549	306,421
	<b>882,767</b>	<b>725,408</b>

'Other creditors' is driven by margin and collateral related balances £263m (2017: £161m), the remaining balance is driven by compensation related accruals, intercompany payables and brokerage fees.

### 21 Senior unsecured loan

On 26 July 2018, the Company issued USD 750 million contingent subordinated senior securities to MUSHD. The securities contain an embedded option for the Issuer to convert them to MREL compliant instruments upon the Company receiving such notice from the UK resolution authority. The embedded MREL amendment option may be exercised by the Company within 90 days of receipt of notification from the UK resolution authority of both the terms and amount of MREL that the authority requires of the Company.

Interest on these securities will be paid quarterly with fixings against 3-month USD LIBOR +99bps. The conversion to MREL compliant debt does not affect the rate of interest paid, though the debt may be written off if required by the UK resolution authority.

The securities are carried at amortised cost of £594.9 million with an equivalent fair value of £595.0 million as at 31 December 2018 (refer to Note 26).

**22 Subordinated liabilities**

	2018 £'000	2017 £'000
JPY 24.0 billion floating rate loan due December 2026 at 6-month JPY LIBOR +80bps	171,253	158,203
JPY 20.0 billion floating rate loan due December 2026 at 6-month JPY LIBOR +80bps	142,712	131,835
	<b>313,965</b>	<b>290,038</b>

Subordinated loans are agreed between the Company and its immediate parent, MUSHD.

**23 Equity instruments**

	2018 £'000	2017 £'000
<b>Ordinary shares of £1 each:</b>		
Share capital as at 1 January	1,010,611	1,010,611
Issued during the year	17,790	-
Allotted, called up and fully paid as at 31 December	<b>1,028,401</b>	<b>1,010,611</b>
 <b>Additional Tier 1 capital</b>	 306,979	 306,979
 <b>Total equity instruments</b>	 1,335,380	 1,317,590

At 31 December 2018, the Company has in issue, £1,028 million (2017: £1,011 million) £1 ordinary shares which carry no right to fixed income. The company has authorised share capital of £2,000 million (2017: £2,000 million) with a nominal value of £1 per share.

During the year, the Company issued an additional £18 million ordinary share capital to MUSHD (matched by an equivalent EUR issuance by MUS(EU) to the Company). This issuance is in line with the capital injection strategy for MUS(EU).

Additional Tier 1 capital instruments are issued to MUSHD. The instruments include a contingent conversion feature which has the effect of converting the instruments to ordinary share capital of the Company if a trigger event, being a breach of minimum Common Equity Tier 1 capital ratio, occurs at any time. The instruments are perpetual and are subordinated to senior creditors and subordinated loan creditors of the Company. The instruments bear a floating rate of interest. All interest payments are cancellable in certain circumstances, where certain distribution tests are breached, and are non-cumulative.

**24 Distributions on equity instruments**

In 2018, the Directors approved total coupon payments on Additional Tier 1 ("AT1") capital instruments of £8.8 million (2017: £5.1 million). Refer to Note 23 for terms of issuance.

On 15 January 2019, the Directors approved a coupon payment on the AT1 capital instruments of £4.9 million. The amount has not been accrued in the results for the year ended 31 December 2018 as it was not due at that date.

No ordinary dividends were approved or paid during the year (2017: Nil).

## Notes on Financial Statements (continued)

### 25 Report on Directors' remuneration and interests

	2018 £'000	2017 £'000
Short term employment benefits	2,597	2,715
Post employment benefits	18	31
Other long term benefits	660	1,158
Notional share based payments	396	695
<b>Remuneration of key management personnel</b>	<b>3,671</b>	<b>4,599</b>
Realised MTM / Interest on NSUs & other long term benefits	265	130
<b>Total remuneration of key management personnel</b>	<b>3,936</b>	<b>4,729</b>

The number of Directors who were members of the Group defined contribution personal pension plan during the period was reduced to 2 (2017: 3).

NSUs are cash settled awards linked to the share price of the ultimate holding company, MUFG. Deferred NSU compensation expense is pro-rated across the entire deferral period. Deferred cash compensation expense is recognised during the period the award is made.

Non-executive Directors provided by other Group companies receive no fees or other remuneration for their services to the Company. The key management are the same personnel as the Directors of the Company.

The emoluments of the highest paid Director were as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
Short term employment benefits	913	1,012
Post employment benefits	9	9
Other long term benefits	371	620
Notional share based payments	223	372
<b>Remuneration award</b>	<b>1,516</b>	<b>2,013</b>
Realised MTM / Interest on NSUs & other long term benefits	157	87
<b>Total remuneration</b>	<b>1,673</b>	<b>2,100</b>

## 26 Fair value of financial instruments

The majority of the Company's assets and liabilities are carried on the balance sheet at fair value, in which case fair value is equal to the carrying value. The following table presents a comparison by category of book amounts and fair value of the Company's financial assets and liabilities for those items which are not carried at fair value on the balance sheet.

	2018		2017	
	Carrying value £'000	Fair value £'000	Carrying value £'000	Fair value £'000
<b>Assets</b>				
Reverse repurchase agreements	-	-	130,494	130,415
Cash collateral paid to derivative counterparties	2,887,619	2,887,619	2,528,987	2,528,987
Other assets	349,053	349,053	255,804	255,804
<b>Liabilities</b>				
Cash collateral received from derivative counterparties	7,979,572	7,979,572	7,606,270	7,606,270
Other liabilities	882,767	882,767	725,408	725,408
Senior unsecured loan	594,892	594,965	-	-
Subordinated liabilities	313,965	315,925	290,038	292,882

FX losses of £476m (2017: gain of £337m) were recognised on financial assets and liabilities not carried at fair value, driven by revaluation of cash collateral received from derivative counterparties. The currency exposure is economically hedged with instruments held at fair value, with FX gains and losses and associated fair value gains and losses being recognised net in the income statement as trading income.

### Valuation of financial assets and liabilities

Valuation techniques incorporate assumptions about factors that other market participants would use in their valuations, including interest rate yield curves, exchange rates, volatilities and prepayment and default rates. The Company measures fair value using the following fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making measurements:

- Level 1: Quoted market price (unadjusted) in an active market for an identical instrument.
- Level 2: Valuation techniques based on observable inputs, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques where all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3: Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments where the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments where significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

Issued structured notes and certain other hybrid instrument liabilities are designated at fair value. The spread applied to these instruments is derived from the spreads at which the Company issues structured notes. The change in fair value due to credit risk on these instruments is not significant (2017: not significant).

The fair value of certain financial instruments is measured using valuation techniques that are determined in full or partly on assumptions that are not supported by observable market prices. The effect of changing these assumptions to a range of reasonably possible alternative assumptions would provide a range from £35.5 million (2017: £32.5 million) lower to £27.4 million (2017: £22.6 million) higher than the fair value recognised in the financial statements for these assets and liabilities, with the current year range driven by increased volume of equity financing trades.

The movements in balances of level 3 items are detailed on page 51.

## Notes on Financial Statements (continued)

### 26 Fair value of financial instruments (continued)

	2018			
	Level 1 £'000	Level 2 £'000	Level 3 £'000	Total £'000
<b>Assets</b>				
Trading portfolio financial assets	6,463,518	3,407,863	190,967	10,062,348
Reverse repurchase agreements - fair value	-	26,304,004	-	26,304,004
Securities sold not delivered	-	478,902	-	478,902
Cash collateral on securities borrowed	-	4,147,087	-	4,147,087
Securities at FVTOCI	300,048	388,241	133	688,422
Derivative financial instruments	5,698	14,298,870	596,978	14,901,546
Equity finance assets	-	410,655	-	410,655
	<b>6,769,264</b>	<b>49,435,622</b>	<b>788,078</b>	<b>56,992,964</b>
<b>Liabilities</b>				
Trading portfolio financial liabilities	8,678,912	508,617	-	9,187,529
Repurchase agreements - fair value	-	19,711,331	-	19,711,331
Securities bought not delivered	-	404,862	-	404,862
Cash collateral on securities lent	-	659,568	-	659,568
Derivative financial instruments	6,424	12,722,699	486,731	13,215,854
Financial liabilities designated at fair value	-	5,424,799	571,763	5,996,562
	<b>8,685,336</b>	<b>39,431,876</b>	<b>1,058,494</b>	<b>49,175,706</b>
2017				
	Level 1 £'000	Level 2 £'000	Level 3 £'000	Total £'000
<b>Assets</b>				
Trading portfolio financial assets	5,537,102	2,921,558	-	8,458,660
Reverse repurchase agreements - fair value	-	22,459,995	-	22,459,995
Securities sold not delivered	-	985,285	-	985,285
Cash collateral on securities borrowed	-	6,468,603	-	6,468,603
Financial instruments available for sale	577,800	240,808	131	818,739
Derivative financial instruments	132	13,032,826	412,617	13,445,575
Equity finance assets	-	488,261	-	488,261
	<b>6,115,034</b>	<b>46,597,336</b>	<b>412,748</b>	<b>53,125,118</b>
<b>Liabilities</b>				
Trading portfolio financial liabilities	5,595,539	172,308	-	5,767,847
Repurchase agreements - fair value	-	21,990,927	-	21,990,927
Securities bought not delivered	-	916,459	-	916,459
Cash collateral on securities lent	-	1,772,714	-	1,772,714
Derivative financial instruments	3,900	11,336,494	423,002	11,763,396
Financial liabilities designated at fair value	-	4,395,885	269,128	4,665,013
	<b>5,599,439</b>	<b>40,584,787</b>	<b>692,130</b>	<b>46,876,356</b>

During the year, the Company made a levelling reassessment for a portfolio of listed futures and options. The illiquid nature of the positions resulted in wide bid-offer spreads with a skewed mid-point, meaning the unadjusted exchange price does not accurately reflect traded prices. As a result £160.5m liabilities are disclosed as Level 2 instruments.

The table below shows a reconciliation from the beginning balances to the end balances for the fair value of instruments in level 3 of the fair value hierarchy. This does not include movements in level 1 or level 2 derivatives that are also used to hedge the level 3 assets and liabilities.

	Trading portfolio financial assets £'000	Derivative assets £'000	Securities at FVTOCI £'000	Available for sale securities £'000	Derivative liabilities £'000	Financial liabilities designated at fair value £'000
<b>2017</b>						
Opening balance 1 January	-	300,866	-	125	(401,672)	(480,533)
Total gains / (losses) in profit or loss	-	146,834	-	-	7,923	(9,913)
Total gains in reserves	-	-	-	6	-	-
Purchases	-	-	-	-	-	-
Issues	-	-	-	-	-	(38,002)
Settlements	-	(117,883)	-	-	19,015	42,764
Transfers into level 3	-	82,800	-	-	(52,485)	(7,384)
Transfers from level 3	-	-	-	-	4,217	223,940
<b>Closing balance 31 December</b>	<b>-</b>	<b>412,617</b>	<b>-</b>	<b>131</b>	<b>(423,002)</b>	<b>(269,128)</b>
Net unrealised gains / (losses) in PL	-	158,463	-	-	(36,267)	(5,887)
<b>2018</b>						
As at 31 December 2017	-	412,617	-	131	(423,002)	(269,128)
IFRS 9 adoption adjustment	-	-	131	(131)	-	-
Opening balance 1 January 2018	-	412,617	131	-	(423,002)	(269,128)
Total gains / (losses) in profit or loss	11,079	293,321	-	-	(103,997)	50,358
Total gains in reserves	-	-	2	-	-	-
Purchases	179,888	-	-	-	-	-
Issues	-	-	-	-	-	(113,635)
Settlements	-	(108,960)	-	-	40,268	54,578
Transfers into level 3	-	-	-	-	-	(299,738)
Transfers from level 3	-	-	-	-	-	5,802
<b>Closing balance 31 December</b>	<b>190,967</b>	<b>596,978</b>	<b>133</b>	<b>-</b>	<b>(486,731)</b>	<b>(571,763)</b>
Net unrealised gains / (losses) in PL	11,079	294,140	-	-	(69,908)	62,241

2018 "Purchases" represents a collateralised loan obligation ("CLO") structure purchased during the year. The position is considered a level 3 item due to limited depth of 3rd party quotes for underlying loans (refer to page 52).

2018 "Transfers into level 3" are driven by structured notes which have been reclassified from level 2 of the hierarchy. The notes contain exotic embedded derivatives, primarily linked to either foreign exchange rates or equity prices which drive the returns and valuation of the notes. During the period, there has been a decrease in the observability of the key inputs to the valuation models and a corresponding increase in the significance of the unobservable valuation inputs.

## Notes on Financial Statements (continued)

### 26 Fair value of financial instruments (continued)

#### Financial instruments valued using models with unobservable inputs

The amount that has yet to be recognised in the Company income statement relating to the difference between the fair value at initial recognition (the transaction price) and the amount that would have arisen had valuation techniques used for subsequent measurement been applied at initial recognition, less subsequent releases, is as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
Unamortised balance at 1 January	-	104
Deferral on new transactions	-	-
Amortised to the profit and loss account during the financial year	-	(104)
<b>Unamortised balance at 31 December</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

#### Financial assets designated at fair value

The Company did not have any financial assets designated at fair value at 31 December 2018 (2017: Nil).

#### Significant unobservable inputs

The disclosures below describe the valuation techniques and significant unobservable inputs for assets and liabilities classified as Level 3 along with the range of values used for those significant unobservable inputs. Level 3 financial liabilities designated at fair value totalling £572m (2017: £269m) contain embedded derivatives with inputs represented by the Interest rate, Foreign exchange and Equity derivatives described in the table below.

2018	Total assets £'000	Total liabilities £'000	Valuation technique(s)	Significant unobservable inputs	Range		
					Min	Max	Units
<b>Trading portfolio financial assets</b>							
Trading portfolio financial assets	190,967	-	Discounted cash flow model	Loan price	90.50	100.25	%
<b>190,967</b>							
<b>Derivatives</b>							
Interest rate derivatives	317,535	(129,719)	Option model	IR - IR Correlation FX - IR Correlation Option volatility Barrier Shift	35.00 60.00 10.97 10.00	43.16 60.00 100.00 23.00	% bps
Foreign exchange derivatives	55,089	(162,132)	Option model	IR - IR Correlation FX - IR Correlation Correlation - underlying assets Option volatility	35.00 45.00 65.00 9.69	70.00 60.00 65.00 18.22	%
Equity derivatives	51,646	(23,571)	Option model Basket Correlations Discounted cashflows	Equity - FX Correlation Correlation - underlying assets Term of Litigation swap	7.00 51.70 1.00	7.00 82.00 1.00	% Year
Commodities	170,759	(171,291)	Option model	Commodity - IR Correlation Commodity - gas swap rate	25.00 2.59	75.00 5.39	%
Credit derivatives	1,949	(18)	Discounted cashflow model	Loan price	90.50	100.25	%
<b>596,978 (486,731)</b>							

2017	Total assets £'000	Total Liabilities £'000	Valuation technique(s)	Significant unobservable inputs	Range		
					Min	Max	Units
<b>Derivatives</b>							
Interest rate derivatives	116,648	(68,769)	Option model	IR - IR Correlation	43.16	50.12	%
				FX - IR Correlation	46.40	46.40	%
				Option volatility	13.44	100.00	%
				Prepayment probability	100.00	100.00	%
Foreign exchange derivatives	61,605	(130,864)	Option model	IR - IR Correlation	40.26	73.95	%
				FX - IR Correlation	46.40	50.65	%
				Correlation - underlying assets	85.00	85.00	%
				Option volatility	10.33	16.22	%
Equity derivatives	45,015	(33,549)	Option model	Equity - IR Correlation	37.13	37.13	%
				Equity - FX Correlation	7.00	7.00	%
				Correlation - underlying assets	76.00	76.00	%
			Discounted cash flows	Term of Litigation swap	2.00	2.00	Year
Commodities	189,349	(189,820)	Option model	Commodity - IR Correlation	25.00	75.00	%
				Commodity - gas swap rate	2.73	4.24	%
<b>412,617 (423,002)</b>							

The following provides a summary description of significant unobservable inputs included in the tables above and on the preceding page:

- Correlation is a measure of the relationship between the movements of two variables (i.e. how much the change in one variable may be linked to the change in the other variable). Correlation is often an input into valuation of derivative contracts with more than one underlying risk. A significant increase in correlation in isolation can result in a movement in fair value that is favourable or unfavourable depending on the specific terms of the instrument.
- Prepayment probability is the probability of voluntary, unscheduled repayments by a borrower. Unscheduled prepayment affects the average life of transactions by altering the timing of principal repayment and the amount of interest earned. A significant increase in a prepayment probability can result in a movement in fair value that is favourable or unfavourable depending on the specific terms of the financial contract.
- Option volatility is a measure of the degree of variation in price movements for a given derivative underlying, and therefore represents an estimate of how much a particular underlying instrument, parameter or index could change on average over time. In general, a significant increase in volatility in isolation will result in an increase in fair value for the holder of a simple option.
- Term of litigation swap relates to a series of swaps linked to an asset which is affected by a legal case, where the payments under the swap terminate soon after the litigation ends. The term of the swap is therefore difficult to quantify and needs to be estimated from available information and legal opinion. A decrease in the expectation of the term of the swap would generally result in an unfavourable move in the fair value.
- Loan price refers to independent valuations which are supported by a number of 3rd party quotes. For CLO warehouse structures the depth of 3rd party quotes obtained is a key benchmark used to determine minimum observability requirements. Loans that have only one or two 3rd party quotes to support the evaluated price are deemed to be level 3. These quotes are inputs to the fair valuation of both the notes (held within Trading portfolio financial assets) and related derivatives held on the balance sheet.

## Notes on Financial Statements (continued)

### 27 Obligations under finance leases

	2018 £'000	2017 £'000
<b>Minimum lease payments:</b>		
Within 1 year	936	936
Between 1 and 5 years	468	1,316
After 5 years	-	-
<b>Amounts payable under finance leases</b>	<b>1,404</b>	<b>2,252</b>
Add: future financing income	171	472
<b>Present value of lease obligations</b>	<b>1,575</b>	<b>2,724</b>
 <b>Amounts payable under finance leases:</b>		
Within 1 year	1,084	1,240
Between 1 and 5 years	491	1,484
After 5 years	-	-
<b>Present value of lease obligations</b>	<b>1,575</b>	<b>2,724</b>

The Company leases certain of its fixtures and equipment under finance leases. The average lease term is 5 years. For the year ended 31 December 2018, the average effective borrowing rate was (12.0)% (2017: (12.6)%). Interest rates are fixed at the contract date.

All leases are on a fixed repayment basis and no arrangements have been entered into for contingent rental payments. All lease obligations are denominated in pounds sterling.

The fair value of the Company's lease obligations is approximately equal to their carrying value. The Company's obligations under finance leases are secured by the lessor's rights over the leased assets disclosed in Notes 14 and 15.

### 28 Post-balance sheet events

On 8 February 2019, the Company issued an additional £88 million capital to MUSHD (matched by an equivalent EUR issuance by MUS(EU) to the Company).

Brexit planning and related implementation continues to develop. At the date of signing there has been no further clarity on the likely outcome of political negotiations which would require revision of our core plan.

### 29 Collateral

Assets are pledged as collateral to secure liabilities under repurchase agreements, securities lending agreements, borrowing transactions, to note holders as part of structuring transactions and agreements for derivative transactions. The following table summarises the nature and carrying amount of the assets pledged as security against these liabilities:

	2018 £'000	2017 £'000
Trading securities	3,249,483	4,501,193
Investment securities	193,655	386,562
<b>Total assets pledged as collateral</b>	<b>3,443,138</b>	<b>4,887,755</b>

Under certain transactions, including reverse repurchase agreements and stock borrowing transactions, the Company is allowed to resell or repledge the collateral held. The fair value of collateral accepted with the right to repledge to others was as follows:

	2018		2017	
	Fair value £'000	Sold or repledged £'000	Fair value £'000	Sold or repledged £'000
Accepted collateral	54,922,849	48,055,638	50,869,392	46,259,575

These balances represent substantially all of the collateral received by the Company in relation to assets. The Company has the obligation to return the collateral on the maturity date of the secured transaction. The process by which assets are pledged as collateral and accepted as collateral is conducted under the terms that are usual and customary to the business stated.

#### Transferred Assets

The Company enters into transactions in the normal course of business by which it transfers recognised financial assets to third parties or to special purpose entities, but the transfer does not qualify for de-recognition as stated in the accounting policies. The Company will continue to recognise financial assets transferred when it retains control of the security, retains rights to receive cash flows from the assets, and substantially all the risks and rewards of ownership. The carrying amount of debt securities that have been transferred to special purpose entities but do not meet the criteria for de-recognition are summarised below:

	2018 £'000	2017 £'000
Securities transferred to special purpose entities	-	41,795

#### Collateral Management of Repurchase Agreements

Securities purchased under agreements to resell ("reverse repurchase agreements") and securities sold under agreements to repurchase ("repurchase agreements") are mainly collateralised by highly rated credit bonds (predominantly government and corporate bonds). The repurchase agreements are treated as collateralised financing transactions and are carried at the contract amounts at which the securities will subsequently be reacquired or resold as specified in the respective agreements. It is the Company's policy to generally take possession of securities purchased under agreements to resell at the time such agreements are made. The Company's agreements with counterparties contain provisions allowing for additional collateral to be obtained, or excess collateral returned, based on market valuations of such collateral. The Company re-values the collateral underlying its repurchase and reverse repurchase agreements on a daily basis. In the event the market value of such securities falls below the related agreement to resell at contract amount plus accrued interest, the Company will generally request additional collateral.

#### Unconsolidated structured entities in which the Company has an interest

The Company is involved with various special purpose entities in the normal course of business. These have been established as structured entities such that voting or similar rights are not the deciding factor in determining control of the entity.

The structured entities are typically asset repackaging transactions established to source funding, purchase credit protection or provide returns to investors that are not otherwise readily available in the market. The principle risk to the structure is the credit risk of the securities acting as collateral to the investors who retain the risk and rewards.

## Notes on Financial Statements (continued)

### 29 Collateral (continued)

The following tables represent the total assets, maximum exposure to loss and assets and liabilities which relate to the Company's interest in non-consolidated special purpose vehicles ("SPVs"). Maximum exposure is determined by the carrying amount of any on-balance sheet assets net of any recourse liabilities, where applicable.

As at 31 December 2018	SPVs for structured financing £'000	Repackaged Instruments £'000	Other £'000	Total £'000
Trading portfolio financial assets	-	190,967	-	190,967
Derivative financial instruments	1,619,851	110,364	154,808	1,885,023
Reverse repurchase agreements	25,971	454,026	855,020	1,335,017
Other assets	-	-	-	-
<b>Total Assets</b>	<b>1,645,822</b>	<b>755,357</b>	<b>1,009,828</b>	<b>3,411,007</b>
Derivative financial instruments	39,963	8,949	-	48,912
Financial liabilities designated at fair value	-	828,206	-	828,206
Other liabilities	-	55,681	301,157	356,838
Derivative cash collateral received	1,111	33,773	98,085	132,969
<b>Total Liabilities</b>	<b>41,074</b>	<b>926,609</b>	<b>399,242</b>	<b>1,366,925</b>
<b>Maximum Exposure</b>	<b>1,644,848</b>	<b>665,904</b>	<b>610,587</b>	<b>2,921,339</b>

As at 31 December 2017	SPVs for structured financing £'000	Repackaged Instruments £'000	Other £'000	Total £'000
Trading portfolio financial assets	-	409,170	-	409,170
Derivative financial instruments	1,727,992	129,965	202,276	2,060,233
Reverse repurchase agreements	-	455,534	671,558	1,127,092
Other assets	15,322	-	1,785	17,107
<b>Total Assets</b>	<b>1,743,314</b>	<b>994,669</b>	<b>875,619</b>	<b>3,613,602</b>
Derivative financial instruments	43,027	10,284	21,911	75,222
Financial liabilities designated at fair value	-	688,002	-	688,002
Other liabilities	-	239,270	221,469	460,739
Derivative cash collateral received	-	26,474	33,773	60,247
<b>Total Liabilities</b>	<b>43,027</b>	<b>964,030</b>	<b>277,153</b>	<b>1,284,210</b>
<b>Maximum Exposure</b>	<b>1,728,755</b>	<b>821,301</b>	<b>641,479</b>	<b>3,191,535</b>

### 30 Guarantees, commitments and contingent liabilities

At the year end, the Company was committed to provide collateralised financing facilities in favour of two investment grade financial counterparties. The facilities are provided in major currencies and total £197.0 million (2017: £186.0 million) equivalent; none had been drawn against at year end. The facilities are required to be fully collateralised from a range of pre-defined debt securities limited to US Treasuries and highly rated government or supra-national bonds.

At the date of signing this report, the above two agreements were extended until 31 January 2020.

### 31 Contractual maturity analysis

The breakdown of financial liabilities by contractual maturity, which is based on the contractual terms, is shown in the table below. The balances do not agree directly to the balances in the balance sheet as the table incorporates contractual cash flows on an undiscounted basis. The repurchase agreement balances are presented on a gross basis, not taking account of any balances which have been offset in the balance sheet. Derivative contracts are reflected as on demand at their fair value. The subordinated liabilities bear interest at variable rates which are not known until specified fixing dates have occurred.

	2018					
	On demand £'000	Due within 3 months £'000	Due between 3 and 12 months £'000	Due between 1 and 5 years £'000	Over 5 years £'000	Total £'000
Deposits by banks	226,525	-	-	-	-	226,525
Trading portfolio financial liabilities	9,187,529	-	-	-	-	9,187,529
Repurchase agreements	1,189,653	29,383,878	487,747	451,334	-	31,512,612
Cash collateral on securities lent	662,526	-	-	-	-	662,526
Cash collateral received from derivatives counterparties	7,979,572	-	-	-	-	7,979,572
Derivatives	13,215,854	-	-	-	-	13,215,854
Financial liabilities designated at fair value	-	2,292,011	2,363,306	827,575	742,155	6,225,047
Other liabilities	826,777	3,945	18,056	28,674	5,315	882,767
Senior unsecured loan	-	6,850	21,053	850,804	-	878,707
Subordinated liabilities	-	-	2,539	10,478	323,565	336,582
	<b>33,288,436</b>	<b>31,686,684</b>	<b>2,892,701</b>	<b>2,168,865</b>	<b>1,071,035</b>	<b>71,107,721</b>
2017						
	On demand £'000	Due within 3 months £'000	Due between 3 and 12 months £'000	Due between 1 and 5 years £'000	Over 5 years £'000	Total £'000
Deposits by banks	88,311	-	-	-	-	88,311
Trading portfolio financial liabilities	5,767,847	-	-	-	-	5,767,847
Repurchase agreements	700,499	31,969,119	1,408,147	668,136	-	34,745,901
Cash collateral on securities lent	392,671	1,415,773	-	-	-	1,808,444
Cash collateral received from derivatives counterparties	7,606,270	-	-	-	-	7,606,270
Derivatives	11,763,396	-	-	-	-	11,763,396
Financial liabilities designated at fair value	-	1,497,658	1,582,657	939,793	734,476	4,754,584
Other liabilities	648,336	29,308	6,324	41,440	-	725,408
Senior unsecured loan	-	-	-	-	-	-
Subordinated liabilities	-	-	2,444	10,779	303,799	317,022
	<b>26,967,330</b>	<b>34,911,858</b>	<b>2,999,572</b>	<b>1,660,148</b>	<b>1,038,275</b>	<b>67,577,183</b>

## Notes on Financial Statements (continued)

### 31 Contractual maturity analysis (continued)

The Company holds liquid assets comprising cash and cash equivalents and investment securities for which there is an active and liquid market. These assets can be readily sold to meet liquidity requirements.

Financial liabilities designated at fair value include certain note issuances with structured payment profiles. The notes are issued across a range of currencies and interest rate profiles, with the most prevalent being JPY floating rate notes. The Company issues these notes to raise term funding and satisfy investor demand, and carries them at fair value through profit and loss. Some of the notes may be redeemed prior to maturity subject to certain knock-out events, at the option of the issuer or holder of the debt. These factors are contractually specified at the point of issuance.

### 32 Operating lease arrangements

#### The Company as lessee

	2018 £'000	2017 £'000
Lease payments under operating leases recognised as an expense in the year	3,749	3,521

At the balance sheet date, the Company had outstanding commitments for future minimum lease payments under non-cancellable operating leases, which fall due as follows:

	2018 £'000	2017 £'000
<b>Buildings</b>		
Within 1 year	4,170	4,170
Between 1-2 years	4,170	4,170
Between 2-5 years	12,510	12,510
After 5 years	25,020	29,190
	<b>45,870</b>	<b>50,040</b>

Operating lease payments represent rentals payable by the Company for certain office properties. Building leases are negotiated for an average term of 20 years.

### 33 Offsetting financial assets and financial liabilities

In accordance with IAS 32 Financial Instruments: Presentation, the Company reports financial assets and financial liabilities on a net basis on the balance sheet only if there is a legally enforceable right to set off the recognised amounts and there is intention to settle on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously. The table on page 59 shows the impact of netting arrangements on:

- All financial assets and liabilities that are reported net on the balance sheet; and
- All derivative financial instruments, reverse repurchase and repurchase agreements and other similar secured lending and borrowing agreements that are subject to enforceable master netting arrangements or similar agreements, but do not qualify for balance sheet netting.

The table identifies the amounts that have been offset in the balance sheet and also those amounts that are covered by enforceable netting arrangements (offsetting arrangements and financial collateral) but do not qualify for netting under the requirements of IAS 32 described above.

The net amounts presented in the following table are not intended to represent the Company's actual exposure to credit risk, as a variety of credit mitigation strategies are employed in addition to netting and collateral arrangements.

	Amounts subject to enforceable netting arrangements									
	Effects of offsetting on balance sheet			Related amounts not offset			Exposure			
	Gross amounts £'000	Amounts offset £'000	Net amounts on balance sheet £'000	Financial instruments £'000	Cash collateral £'000	Financial collateral £'000	Net enforceable amount £'000	Not subject to netting £'000	Balance sheet total £'000	
<b>As at 31 December 2018</b>										
Derivative financial assets	13,638,287	141,242	13,497,045	8,572,142	1,427,179	8,402	3,489,322	1,404,601	14,901,546	
Reverse repurchase agreements	37,826,175	11,963,783	25,962,392	937,883	143,037	24,818,442	63,030	341,612	26,304,004	
Secured lending	4,147,087	-	4,147,087	41,376	-	4,072,105	23,606	-	4,147,087	
<b>Total Assets</b>	<b>55,611,549</b>	<b>12,005,025</b>	<b>43,606,524</b>	<b>9,551,401</b>	<b>1,570,216</b>	<b>28,898,949</b>	<b>3,585,958</b>	<b>1,746,113</b>	<b>45,352,637</b>	
Derivative financial liabilities	12,373,981	139,352	12,234,629	8,572,142	2,363,291	43,315	1,255,881	981,225	13,215,854	
Repurchase agreements	31,506,790	11,795,459	19,711,331	937,883	-	18,524,982	248,466	-	19,711,331	
Secured borrowing	659,568	-	659,568	41,376	-	611,455	8,737	-	659,568	
<b>Total Liabilities</b>	<b>44,540,339</b>	<b>11,934,811</b>	<b>32,605,528</b>	<b>9,551,401</b>	<b>2,363,291</b>	<b>19,179,752</b>	<b>1,511,084</b>	<b>981,225</b>	<b>33,596,753</b>	
<b>As at 31 December 2017</b>										
Derivative financial assets	12,582,060	157,787	12,424,273	7,611,830	1,757,407	3,065	3,051,971	1,021,302	13,445,575	
Reverse repurchase agreements	35,385,164	13,183,953	22,201,211	2,585,193	109,389	19,461,670	44,959	389,278	22,590,489	
Secured lending	6,423,451	-	6,423,451	223,352	-	6,166,497	33,602	45,152	6,468,603	
<b>Total Assets</b>	<b>54,390,675</b>	<b>13,341,740</b>	<b>41,048,935</b>	<b>10,420,375</b>	<b>1,866,796</b>	<b>25,631,232</b>	<b>3,130,532</b>	<b>1,455,732</b>	<b>42,504,667</b>	
Derivative financial liabilities	11,353,752	149,899	11,203,853	7,611,830	2,341,586	36,279	1,214,158	559,543	11,763,396	
Repurchase agreements	34,733,269	12,758,403	21,974,866	2,585,193	29,338	19,336,784	24,551	16,061	21,990,927	
Secured borrowing	1,772,714	-	1,772,714	223,352	-	1,539,795	10,567	-	1,772,714	
<b>Total Liabilities</b>	<b>47,859,735</b>	<b>12,908,302</b>	<b>34,951,433</b>	<b>10,420,375</b>	<b>2,370,924</b>	<b>20,910,858</b>	<b>1,249,276</b>	<b>575,605</b>	<b>35,527,038</b>	

## Notes on Financial Statements (continued)

### 34 Related party transactions

Balances and transactions between the Company and related parties are disclosed below.

	2018				
	Parent Company £'000	Subsidiary £'000	MUFG £'000	Other Related Parties £'000	
				Total £'000	
Income	60	-	103,876	2,237	106,173
Expenses	23,184	-	3,458	1,979	28,621
Total assets	114	1,933	15,041,080	402,947	15,446,074
Total liabilities	2,420,672	-	8,624,240	308,766	11,353,678

	2017				
	Parent Company £'000	Subsidiary £'000	MUFG £'000	Other Related Parties £'000	
				Total £'000	
Income	-	-	89,155	2,966	92,121
Expenses	12,200	-	11,732	2,502	26,434
Total assets	4,010	-	10,274,158	251,762	10,529,930
Total liabilities	1,210,581	-	8,612,924	261,320	10,084,825

All related parties are wholly owned subsidiaries of MUFG, with the exception of Morgan Stanley Group companies, which are presented as 'Other Related Parties' due to their affiliate status with MUFG.

Transactions executed with related parties are entered into at market price on an arm's length basis. No provisions have been made for doubtful debts in respect of the amounts owed by related parties.

Income includes fee allocations from the Equity and Structuring businesses. Expenses includes interest for subordinated loans and management fees paid to the parent company as well as fees paid for a keepwell and guarantees in place between MUS(EMEA), MUFG Bank and MUFG. Total assets include the credit derivative, which is a MUFG Bank guarantee, referred to in Note 12.

There are no material related party transactions with key management, and persons connected with them, other than remuneration disclosed in Note 25.

### 35 Group Information

MUFG Securities EMEA plc is a company incorporated in the United Kingdom under the Companies Act. The address of the registered office is given on page 2. The principal activities of the Company and the nature of the Company's operations are set out in the Strategic Report on pages 1 to 2.

The Company's immediate parent undertaking is Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co. Ltd., a company registered in Japan. The Company's ultimate parent company and ultimate controlling party is Mitsubishi UFJ Financial Group, Incorporated in Japan.

The audited consolidated financial statements of Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co. Ltd. are made available to the public annually and may be obtained from its registered office at:

Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co. Ltd.  
5-2, Marunouchi 2-chome  
Chiyoda-ku  
Tokyo 100-0006  
Japan

## 2 【主な資産・負債及び収支の内容】

本項に記載すべき事項は、添付の財務諸表注記に記載されている。

## 3 【その他】

### (1) 決算日後の状況

当社の子会社であるM U F G セキュリティーズ(ヨーロッパ)エヌヴイ(以下「M U S ( E U )」とい  
う。)は2009年3月から取引を開始した。当社は、連結財務書類の作成要件から親会社を免除する、I  
F R S 第10号による「親会社免除」を使用することを選択した。当社の直接親会社(三菱U F J 証券ホー  
ルディングス)は、連結財務書類の作成に際し、当社及びその子会社であるM U S ( E U )の業績を含めて  
いる。したがって、子会社に対する投資はI A S 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で  
定義する持分法を用いて個別財務書類に含められている。

### (2) 法的手続

第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (4) 法規制に関するリスク、(7) 訴訟リスク及び(8) 評判  
の低下に関するリスクを参照されたい。

## 4 【E U承認のI F R Sと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違】

添付の財務書類は、E U承認のI F R Sに準拠して作成されている。E U承認のI F R Sは日本において  
一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「日本の会計原則」という。)と以下の重要な点で相違してい  
る。

### (1) 連結の例外

#### I F R S

連結財務諸表の作成を免除する、親会社の免除を選択することができる。(I F R S 第10号)

#### 日本の会計原則

日本では、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の様式について、連結財務諸表の作成が義務付けら  
れている。

### (2) 金融商品の分類と測定

#### I F R S

I F R Sにおいて、金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契  
約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければな  
らない。

- (a) 債却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事  
業モデルの中で保有され、契約条件により元本及び元本残高に対する利息の支払のみである  
キャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と  
売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本及び  
元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有又は企業結合における取得者によって認識さ  
れる条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示す  
るという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債(公正価値オプション及び負債であるデリバティブ等を除く。)については、債却原価で事後  
測定するものに分類しなければならない。

また、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産及び金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。（IFRS第9号）

#### 日本の会計原則

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」により、売買目的の有価証券は公正価値による時価で計上され、評価差額は当期の損益となる。満期保有目的の有価証券は償却原価で計上される。その他有価証券は公正価値により時価評価されるが、未実現損益は税効果考慮後、資本の部に直接計上される。金融商品の公正価値オプションは日本の会計原則では認められていない。

デリバティブ金融商品は、一般的に時価で貸借対照表に計上され、評価差額は当期の損益となる。但し、一部の取引についてはヘッジ会計を適用できる。

債権については取得原価から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した額で測定される。

金融負債については、債務額又は償却原価で測定される。

#### (3) 金融資産の認識の中止

##### IFRS

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合又は所有に伴うほぼ全てのリスク及び経済価値が移転した場合、金融資産の認識は中止される。（IFRS第9号）

譲渡においては、報告企業は、資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、又は資産のキャッシュ・フローの権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を引受けことのいずれかを要求される。譲渡に際して、会社は、譲渡した資産の所有にかかるリスク及び経済価値がどの程度留保されているかを評価する。ほぼ全てのリスク及び経済価値が留保されている場合は、その資産は引き続き貸借対照表で認識される。ほぼ全てのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。（IFRS第9号）

ほぼ全てのリスク及び経済価値が留保も移転もされない場合は、会社はその資産の支配を引き続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、会社が支配を留保している場合、継続的関与を有している範囲において、引き続きその資産を認識する。（IFRS第9号）

#### 日本の会計原則

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」により、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、又は権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、（a）譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全され、（b）譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受でき、（c）譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す又は償還する権利及び義務を実質的に有していない場合である。

#### (4) ヘッジ会計

##### IFRS

一定の条件が満たされた場合は、下記の種類のヘッジ関係にかかるヘッジ会計が認められている。

- 公正価値ヘッジ（すなわち、特定のリスクに起因し、純損益に影響を与える可能性がある、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジ）
  - ヘッジ会計上、公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定された適格デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産又は負債の公正価値の変動とともに損益計算書に計上される。
- キャッシュ・フロー・ヘッジ（すなわち、特定のリスク又は発生の可能性の高い予定取引に起因し、純損益に影響を与える可能性がある、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ）
  - ヘッジ会計上、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定された適格デリバティブの公正価値の変動の有効部分は資本に計上される。
- 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

- ヘッジ会計上、ヘッジ手段の利得又は損失のうち有効なヘッジと判断される部分は資本に計上され、純投資の認識が中止される場合に限り純損益に認識される。非有効部分は損益計算書に直接認識されている。

(IAS第39号)

日本の会計原則

日本の会計原則では、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を貸借対照表の「純資産の部」に計上し、ヘッジ対象が損益認識されるのと同一の会計期間に損益計算書に認識する。)を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債にかかる相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する。)を適用できる。在外営業活動体に対する純投資に対するヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」及び関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

(5) 金融資産の減損

IFRS

償却原価で事後測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメント及び金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積もらなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額は、減損利得又は減損損失として、純損益に認識することが要求される。(IFRS第9号)

日本の会計原則

日本の会計原則では、経営陣により回収不能と判断された金額に対して一般貸倒引当金又は個別貸倒引当金が計上される。一般貸倒引当金は、個別に回収不能と認められない貸付金に対して、過去の貸倒実績等に基づいて計上される。個別貸倒引当金は、個別に回収不能と認められた貸付金に適用され、各債務者の支払能力調査に基づいて計上される。貸倒引当金は資産の控除項目として計上される。

また有価証券については、有価証券の市場価値が著しく下落している場合に、回復する見込みがあると認められた場合を除いて減損処理を行う。一般的に、市場価格が50%以上下落していれば、合理的な反証がないかぎり減損処理が行われ、50%未満で30%より大きい下落であれば、著しい下落と判断され、時価の下落が一時的なものかどうか等により減損の要否が判断される。

(6) 非金融資産の減損

IFRS

I F R S では、報告企業は各事業年度末において減損の兆候について評価を行う。資産の帳簿価額がその回収価格を超過していると判断された場合、当該資産は直ちに評価減される。のれんにかかる減損損失の戻入は行われない。( I A S 第36号)

**日本の会計原則**

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

**(7) 退職後給付**

*I F R S*

数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替(リサイクル)は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。( I A S 第19号)

**日本の会計原則**

日本の会計原則では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分(未認識数理計算上の差異)及び過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分(未認識過去勤務費用)についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う。

## 第7【外国為替相場の推移】

英ポンド貨から円貨への為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する2種類以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度及び最近6ヶ月間において記載されているので記載を省略する。

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし

## 第9【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項はない。

### 2【その他の参考情報】

2018年1月1日から本報告書提出日までの期間において金融商品取引法第25条第1項各号に基づき提出された書類は以下の通りである。

- (1) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年1月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債に関するもの) 平成30年1月10日 関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(1)の訂正届出書) 平成30年1月22日 関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年2月15日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50 連動 円建社債に関するもの) 平成30年1月31日 関東財務局長に提出
- (4) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2023年2月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債に関するもの) 平成30年1月31日 関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(3)の訂正届出書) 平成30年2月8日 関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(4)の訂正届出書) 平成30年2月8日 関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(3)の訂正届出書) 平成30年2月14日 関東財務局長に提出

- (8) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(4)の訂正届出書) 平成30年2月14日 関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(3)の訂正届出書) 平成30年2月15日 関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(4)の訂正届出書) 平成30年2月15日 関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(3)の訂正届出書) 平成30年2月20日 関東財務局長に提出
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(4)の訂正届出書) 平成30年2月20日 関東財務局長に提出
- (13) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2019年9月19日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債に関するもの) 平成30年2月23日 関東財務局長に提出
- (14) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年3月15日満期 期限前償還条項付 ヨーロ・ストックス50 連動 円建社債に関するもの) 平成30年2月27日 関東財務局長に提出
- (15) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2023年3月8日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ヨーロ・ストックス50 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債に関するもの) 平成30年2月27日 関東財務局長に提出
- (16) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年3月11日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債に関するもの) 平成30年2月27日 関東財務局長に提出
- (17) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(13)の訂正届出書) 平成30年3月9日 関東財務局長に提出
- (18) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(14)の訂正届出書) 平成30年3月15日 関東財務局長に提出
- (19) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(15)の訂正届出書) 平成30年3月15日 関東財務局長に提出
- (20) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(16)の訂正届出書) 平成30年3月15日 関東財務局長に提出
- (21) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年6月19日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債に関するもの) 平成30年5月25日 関東財務局長に提出
- (22) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(21)の訂正届出書) 平成30年6月13日 関東財務局長に提出
- (23) 有価証券報告書及びその添付書類(事業年度 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)  
平成30年6月29日 関東財務局長に提出

- (24) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年 8月27  
日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債に関するもの) 平成30年 8月 6日 関東財務  
局長に提出
- (25) 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5 第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第  
2項第9号の規定に基づくもの) 平成30年 8月10日に関東財務局長に提出
- (26) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(24)の訂正届出書) 平成30年 8月10日 関東財務局長に提出
- (27) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(24)の訂正届出書) 平成30年 8月14日 関東財務局長に提出
- (28) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(24)の訂正届出書) 平成30年 8月23日 関東財務局長に提出
- (29) 半期報告書及びその添付書類(中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)  
平成30年 9月28日 関東財務局長に提出
- (30) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年 3月26  
日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債に関するもの) 平成31年 3月 5日 関東財務  
局長に提出
- (31) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(30)の訂正届出書) 平成31年 3月 6日 関東財務局長に提出
- (32) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(30)の訂正届出書) 平成31年 3月20日 関東財務局長に提出
- (33) 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5 第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第  
2項第9号の規定に基づくもの) 令和元年 5月24日に関東財務局長に提出
- (34) 有価証券届出書及びその添付書類(M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年 6月28  
日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債に関するもの) 令和元年 5月31日 関東財務  
局長に提出
- (35) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(34)の訂正届出書) 令和元年 6月17日 関東財務局長に提出
- (36) 有価証券届出書の訂正届出書(上記(34)の訂正届出書) 令和元年 6月19日 関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

##### 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

###### (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

###### (2) 理由

本社債には一切保証は付されない。しかしながら、本社債はキープウェル契約上の利益を受けるものである。キープウェル契約第3条に基づき、当社が本社債の支払債務を履行できる現金その他の流動資産が不足し、かつ三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行以外の貸し手から供与されている未使用与信枠が不足するか、或いは三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行が第三者を通じて手配した資金も不足していると自ら判断した場合には、当社は速やかに三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行に対して資金不足を通知し、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行は本社債の支払債務の期日前までに、当社に対して本社債の支払債務の履行に充分な資金を提供することを約している。

##### 株式会社三菱UFJ銀行

###### (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

###### (2) 理由

上記「株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ - (2) 理由」を参照されたい。

##### キープウェル契約

キープウェル契約の和文訳及び原文は以下のとおりである。

(和文訳)

##### キープウェル契約

本変更・改訂キープウェル契約(以下「本契約」という。)は、2006年8月3日に、(1) 本契約書日付現在〒100-8330 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号に登録住所を置く株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(旧株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ)(以下「三菱UFJフィナンシャル・グループ」という。)、(2) 本契約書日付現在 〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号に登録住所を置く株式会社三菱東京UFJ銀行(注)1(旧株式会社東京三菱銀行)(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)、(3) 本契約書日付現在英国ロンドン市ブロードゲート6 EC2M 2AAに登録住所を置く三菱UFJセキュリティーズインターナショナル・ピーエルシー(注)2(旧三菱セキュリティーズインターナショナル・ピーエ

ルシー)(以下「発行会社」という。)及び(4) 本契約書日付現在英國ロンドン市ウッドストリート100 5階 EC2V 7EX に登録住所を置くザ・ローディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーとの間で平型捺印証書(deed poll)の方式で締結された。

- (A) 発行会社は三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である。
- (B) 三菱東京UFJ銀行は、三菱UFJフィナンシャル・グループの全額出資子会社である。
- (C) 発行会社は、負債証券又は他の金融証書(ワラントを含む。)を発行しており、またこれらを発行すること及び金融機関であるカウンターパーティとのスワップその他のデリバティブ取引を締結することを企図している。(本契約中、これらすべての証券、証書及び取引に関する発行会社の支払債務を、以下「支払債務」という。)
- (D) 三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、とりわけ、(i) 発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「プログラム」という。)に基づく社債(以下「社債」という。)、(ii) 発行会社のワラント・プログラム(以下「ワラント・プログラム」という。)に基づくワラント(以下「ワラント」という。)及び(iii) 金融機関に対するカウンターパーティとしての支払債務(以下「カウンターパーティ支払債務」という。)それぞれに関連するキープウェル契約(以下「前キープウェル契約」という。)を以前に締結した。
- (E) 2005年7月1日、本契約当事者は、前キープウェル契約に取って代わるキープウェル契約(以下「原キープウェル契約」という。)を締結し、同日より、原キープウェル契約日前に発行会社が発行した社債及びワラント並びに引受けたカウンターパーティ支払債務であって前キープウェル契約上の利益を受けていたものは、原キープウェル契約上の利益を受けるものである。
- (F) プログラムの額面総額(以下「プログラム発行枠」という。)は、当初40億米ドルであった。2006年8月3日、プログラム発行枠は80億米ドルに引き上げられた。プログラム発行枠はプログラムの規定に従い本契約日以後にさらに引き上げられる可能性がある。
- (G) 上記(F)に定めるプログラム発行枠の引き上げにより、本契約当事者は、原キープウェル契約に一定の変更を加えることに合意した。
- (H) 本契約各当事者は、原キープウェル契約第8条の趣旨において、上記(G)に定める変更が原キープウェル契約上の利益を受けるいずれの受益者(以下に定義する。)に対しても重大な悪影響を及ぼさないことを確認する。
- (I) 本契約は、原キープウェル契約を変更及び改定する。(i) 本契約日以後に発行会社が発行するすべての社債及びワラント並びに引受けたカウンターパーティ支払債務、及び(ii) 本契約日前に発行会社が発行した社債及びワラント並びに引受けたカウンターパーティ支払債務であって原キープウェル契約上の利益を受けていたものは、本契約上の利益を受けるものである。

よって、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行、発行会社及び受託会社は、ここに以下のとおり合意する。

**第1条** 三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行は、いずれかの支払債務が未払いである限り、直接又は間接に発行会社の過半数の株式を所有し、発行会社の取締役構成を支配する。三菱UFJフィナンシャル・グループ又は三菱東京UFJ銀行のいずれも、かかる株式資本について、質権設定、担保権設定を行わない。

**第2条** 三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行は、発行会社の、英國において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて規定され、かつ直近に公表された監査済み貸借対照表上にその時々に記載されている有形純資産を常に1,000千英ポンド以上に維持せしめる。

本第2条における「有形純資産」とは、払込済資本金、引当金、資本準備金及び剰余金(累積損失がある場合はこれを控除した後)の総和から、無形資産を控除した金額を意味する。

**第3条** (A) 発行会社は、支払期日が到来する支払債務を履行できる現金及びその他の流動資産が不足し、かつ三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行以外の貸し手から供与されている未使用与信枠が不足するか、或いは三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行が第三者を通じて手配した資金も不足していると自ら判断した場合にはいつでも、速やかに三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱東京UFJ銀行に対して資金不足を通知し、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行は当該支払債務の期日前までに、発行会社に対して支払債務の履行に充分な資金を提供する。

発行会社は、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行から提供された資金を支払期日到来時点における支払債務に対する返済にのみ使用する。

(B) 上記第3条(A)の規定に従い三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行が発行会社に対してその時々に提供する全ての資金は、(i) 株式(償還可能株式を除く)の引受によるか、或いは(ii) 劣後ローンにより提供される。劣後ローンとは、その元利返済時及びその直後において発行会社があらゆる意味で支払能力を維持している場合でなければ返済を受けることが出来ない貸付をいい、その結果発行会社が清算される場合には発行会社のその他全ての無担保債権者(優先債権、劣後債権の区別なく)に対して劣後する借入をいう。

第4条 三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱東京UFJ銀行は、本契約に基づいて生じる支払義務が無担保かつ非劣後の債務であり、その他の無担保かつ非劣後の債務と同順位であることをそれぞれ表明し、合意する。

第5条 本契約は、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行の支払債務に対する直接若しくは間接の保証ではなく、また、本契約の内容及び本契約の規定に基づき三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行が行う一切の行為をかかる保証を構成するものと解釈することはできない。

第6条 発行会社について清算、会社管理、破産又はこれに類する手続が開始され、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行が本契約に基づく債務を履行していない場合には、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行は発行会社に対し、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行が本契約に基づきその債務を完全に履行したならば支払うべきであった金額と等しい金額を、かかる三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行の不履行による損害賠償の予約金として支払う義務を負い、発行会社(及びその清算人又は破産管財人その他これらに類似する者)はそれらに従って権利を主張することができるものとする。

第7条 三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、本契約に基づく義務を完全かつ速やかに履行し、また本契約上の権利を行使すること、特に発行会社においては、前記のほか、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び／又は三菱東京UFJ銀行による本契約の履行を強制する権利行使することをそれぞれ誓約する。

第8条 本契約の修正、変更及び解除は三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行、発行会社及び受託会社(以下に定義される。)が書面(捺印証書(deed)の方式による)によって合意した場合のみ行うことができる。但し、かかる修正、変更及び解除は、本契約による利益を受ける受益者(以下に定義される。)のいずれにも重大な悪影響を与えるものでないものとする。特に、かかる解除にかかわらず、本契約は残存するすべての支払債務(本契約の解除前に生じたもの)に関して完全な効力を継続する。

第9条 三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は本契約を修正、変更若しくは解除する場合は30日以上前にムーディーズ・インベスタートス・サービス・リミテッド及び株式会社日本格付研究所に書面による通知をする。

第10条 (A) 本契約は受益者の利益のために平型捺印証書(deed poll)の方式で締結され、効力を有する。その他の個人、事業所、会社や組織(法人であるか否かを問わない)は、本契約による利益を受ける権利を何ら有しない。

(B) 三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、本契約に基づいて当該者を拘束する義務は受益者に対して負うものであり、また受益者の利益のためのものであること並びに各受益者が、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び／又は発行会社に対して本契約に基づく債務の強制執行が可能であることをそれぞれ確認し、その旨誓約する。但し、かかる強制執行は、強制執行手続が開始された時点で、関連する支払債務の一部又は全額について支払遅延が継続している場合に限る。

(C) 本契約上、

「受益者」とは、あらゆる支払債務に関して、かかる支払債務を発行会社が負う者(信託証券(以下に定義される。)の場合には受託会社を含む。)を意味する。

「受託会社」とは、(i) 社債については、1994年11月24日付で発行会社(旧商号である三菱ファイナンス・インターナショナル・ピーエルシーの名で締結した)、ザ・ローディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー及びその他の者との間で締結された信託証書(そ

の後の補足及び改定を含む。)に基づく社債の所持人のための受託会社(社債の所持人のための受託会社であるすべての承継人を含む。)であるザ・ローディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー、(ii) その他の信託証券については、その時々に応じて当該信託証券の所持人のための受託会社を意味する。

「信託証券」とは、信託証書によって構成される発行会社の社債及びその他の債務証券を意味する。

(D) 信託証券(社債を含む。)のいかなる所持人も、関連する受託会社が本契約の条項の執行を義務づけられ、合理的な期間内にかかる執行義務を履行せず、かつかかる不履行が継続している場合を除き、本契約の条項の執行を行うことができないものとする。

第11条 本契約の写しは、発行会社、受託会社(信託証券が残存する限り)及びワラント・プログラムに基づきその時々に指名される主ワラント代理人(ワラントが残存する限り)のそれぞれに預託され、また保有される。

第12条 本契約は英国法に準拠する。三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、本契約に関連して生じるいかなる紛争について英国の裁判所を管轄裁判所とすること、及びその結果、本契約に関連して生じるいかなる訴訟、法的措置又は訴訟手続(あわせて「訴訟手続」という。)についてかかる裁判所に提起されることに、取消不可能な形でそれぞれ合意し、訴訟が不便な裁判所に提起されたという理由か否かを問わず訴訟手続がかかる裁判所に提起されることに対して異議を唱えない。英国における訴訟手続については、三菱東京UFJ銀行ロンドン支店(本契約時点において英国ロンドン市フィンズブリー・サーカス 12-15 EC2M 7BTに所在する)のその時々の副支店長が、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱東京UFJ銀行を代理して英国において送達された訴状を受領することを合意している。本条の規定は法律上認められる他の方法による訴訟の送達を妨げるものではない。

第13条 本契約及び本契約を補足する一切の捺印証書は、複数の副本の作成及び交付により締結することができるものとし、それらの副本は、一体として1つのかつ同一の証書を構成する。また、本契約及び本契約を補足する一切の捺印証書の当事者は、かかる副本の作成及び交付によりそれらを締結することができる。

上記の証として、本契約書が第1頁記載の日に、平型捺印証書の方式で調印された。

(調印欄省略)

(注) 1. 本有価証券報告書提出日現在は株式会社三菱UFJ銀行。

2. 本有価証券報告書提出日現在はM U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー。

(原文英文)

KEEP WELL AGREEMENT

This amended and restated Keep Well Agreement (the **Agreement**) is made by way of deed poll on 3 August, 2006 by and among (1) Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. (formerly Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc.), whose registered office at the date hereof is at 7-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8330, Japan, (**MUFG**), (2) The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (注)1 (formerly The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd.), whose registered office at the date hereof is at 7-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8388, Japan, (**BTMU**), (3) Mitsubishi UFJ Securities International plc (注)2 (formerly Mitsubishi Securities International plc), whose registered office as the date hereof is at 6 Broadgate, London EC2M 2AA, England, (**MUSI**) and (4) The Law Debenture Trust Corporation p.l.c., whose registered office at the date hereof is Fifth Floor, 100 Wood Street, London EC2V 7EX, England.

WHEREAS:

- (A) MUSI is a subsidiary of MUFG.
- (B) BTMU is a 100 per cent. owned subsidiary of MUFG.
- (C) MUSI has issued and intends to issue debt securities or other financial instruments (including warrants) and to enter into swap and other derivative transactions with financial counterparties (MUSI's payment obligations in respect of all such securities, instruments and transactions being referred to collectively in this Agreement as **Payment Obligations**).
- (D) BTMU and MUSI, inter alios, previously entered into keep well agreements (**Former Keep Well Agreements**) in connection with (i) notes (**Notes**) issued under MUSI's Euro Medium Term Note Programme (the **EMTN Programme**), (ii) warrants (**Warrants**) issued under MUSI's Warrant Programme (the **Warrant Programme**) and (iii) counterparty payment obligations (**Counterparty Payment Obligations**) to financial counterparties, respectively.
- (E) On 1 July, 2005 the parties hereto entered into a keep well agreement (the **Original Keep Well Agreement**) which replaced the Former Keep Well Agreements and as from such date all Notes and Warrants issued, and Counterparty Payment Obligations assumed by MUSI prior to the date of the Original Keep Well Agreement which had the benefit of a Former Keep Well Agreement, were thereby granted the benefit of the Original Keep Well Agreement.
- (F) The aggregate nominal amount of the EMTN Programme (the **Programme Limit**) was initially U.S.\$4,000,000,000. On 3 August, 2006 the Programme Limit was increased to U.S.\$8,000,000,000; the Programme Limit may be further increased after the date hereof in accordance with the provisions of the EMTN Programme.
- (G) As a consequence of the increase to the Programme Limit referred to in recital (F) above, the parties hereto have agreed to make certain modifications to the Original Keep Well Agreement.
- (H) Each of the parties hereto confirms for the purposes of Clause 8 of the Original Keep Well Agreement that the modifications referred to in recital (G) above shall not have any

material adverse effect upon any of the Beneficiaries (as defined below) having the benefit of the Original Keep Well Agreement.

- (I) This Agreement amends and restates the Original Keep Well Agreement. All Notes and Warrants issued, and Counterparty Payment Obligations assumed, by MUSI (i) on or after the date of this Agreement and (ii) prior to the date of this Agreement which had the benefit of the Original Keep Well Agreement, will have the benefit of this Agreement.

NOW, THEREFORE, MUFG, BTMU, MUSI and the Trustee hereby agree as follows:

1. MUFG and/or BTMU will own, directly or indirectly, a majority of the issued share capital of MUSI and will control the composition of the board of directors of MUSI, in each case so long as any Payment Obligations are outstanding. Neither MUFG nor BTMU will pledge, grant a security interest in or encumber any such share capital.
2. MUFG and/or BTMU shall be obliged to cause MUSI to have Tangible Net Worth, as determined in accordance with generally accepted accounting principles in the United Kingdom and as shown in MUSI 's most recent published audited balance sheets from time to time, at all times of at least GB 1,000,000.

For the purpose of this Clause 2, **Tangible Net Worth** means the aggregate amount of issued and fully paid equity capital, reserves, capital surplus and retained earnings (or less losses carried forward), less any intangible assets.

3. (A) If MUSI at any time determines that it shall have insufficient cash or other liquid assets to meet its Payment Obligations as they fall due and that it shall have insufficient unused commitments available under its credit facilities with lenders other than MUFG and/or BTMU or insufficient funds otherwise made available by MUFG and/or BTMU through one or more third parties, then it will promptly notify MUFG and BTMU of the shortfall and MUFG and/or BTMU shall be obliged to make available to it, before the due date of any relevant Payment Obligations, funds sufficient to enable it to satisfy such Payment Obligations in full as they fall due. It will use the funds made available to it by MUFG and/or BTMU solely for the satisfaction when due of such Payment Obligations.  
  
(B) Any and all funds from time to time provided by MUFG and/or BTMU to MUSI pursuant to Clause 3(A) above shall be either (i) by way of the subscription for and payment of its share capital (other than redeemable share capital) or (ii) by way of subordinated loan, that is to say a loan which, and interest on which, is not permitted to be, and is not capable of being, repaid or paid unless, and then only to the extent that, MUSI is, and immediately thereafter would continue to be, solvent in all respects and is thus subordinated on a winding up of MUSI to all of the other unsecured creditors (whether subordinated or unsubordinated) of MUSI.
4. Each of MUFG and BTMU warrants and agrees that its payment obligations which may arise under this Agreement constitute its unsecured and unsubordinated obligations and rank pari passu with all its other unsecured and unsubordinated obligations.

5. This Agreement is not, and nothing herein contained and nothing done by MUFG and/or BTMU pursuant hereto shall be deemed to constitute, a guarantee, direct or indirect, by MUFG and/or BTMU of any Payment Obligations.
6. If MUSI shall be in liquidation, administration or receivership or other analogous proceedings, and MUFG and/or BTMU shall be in default of its or their obligations hereunder, MUFG and/or BTMU shall be liable by way of liquidated damages to MUSI for such breach in an amount equal to the sum that MUFG and/or BTMU would have paid had it performed in full its obligations under this Agreement, and MUSI (and any liquidator, administration or receiver of MUSI or other analogous officer or official) shall be entitled to claim accordingly.
7. Each of MUFG, BTMU and MUSI hereby covenants that it will fully and promptly perform its respective obligations and exercise its respective rights under this Agreement and, in the case of MUSI (without limitation to the foregoing), exercise its right to enforce performance of the terms of this Agreement by MUFG and BTMU.
8. This Agreement may be modified, amended or terminated only by the written agreement (executed as a deed) of MUFG, BTMU, MUSI and the Trustee(s) (as defined below); provided, however, that no such modification, amendment or termination shall have any material adverse effect upon any of the Beneficiaries (as defined below) having the benefit of this Agreement. In particular, notwithstanding any such termination, this Agreement will continue in full force and effect with respect to all outstanding Payment Obligations which have been incurred prior to such termination of this Agreement.
9. MUFG, BTMU and MUSI will give written notice to Moody 's Investor Services, Limited and Japan Credit Rating Agency, Ltd. at least 30 days prior to any proposed modification, amendment or termination of this Agreement.
10. (A) This Agreement shall take effect as a deed poll for the benefit of the Beneficiaries. No other person, firm, company or association (unincorporated or incorporated) shall be entitled to any benefit under this Agreement whatsoever.
- (B) Each of MUFG, BTMU and MUSI hereby acknowledges and covenants that the respective obligations binding upon it contained herein are owed to, and shall be for the benefit of, the Beneficiaries and that each of the Beneficiaries shall be entitled to enforce the said obligations against MUFG, BTMU and/or MUSI if, and only insofar as at the time the proceedings for such enforcement are instituted, the relevant Payment Obligations which have become due and payable remain unpaid in whole or in part.
- (C) For the purposes of this Agreement

Beneficiaries means, in relation to any Payment Obligations, the person(s) to whom such Payment Obligations are owed by MUSI (including, in the case of Trust Securities (as defined below), the Trustee(s));

Trustee(s) means (i) in relation to the Notes, The Law Debenture Trust Corporation p.l.c. as trustee for the holders of the Notes (which expression shall include any successor as trustee for the holders of the Notes) under a Trust Deed dated 24th

November, 1994 and made between, inter alia, MUSI (under its former name of Mitsubishi Finance International plc) and The Law Debenture Trust Corporation p.l.c. as supplemented or amended from time to time and (ii) in relation to any other Trust Securities, the trustee for the holders thereof from time to time; and

Trust Securities means the Notes and other debt securities of MUSI constituted by a trust deed.

- (D) No holder of any Trust Securities (including the Notes) shall be entitled to enforce the provisions of this Agreement unless the relevant Trustee, having become bound to do so, fails to do so within a reasonable period and such failure is continuing.
11. A copy of this Agreement shall be deposited with, and held by, each of MUSI, the Trustee(s) (for so long as Trust Securities are outstanding) and the Principal Warrant Agent appointed from time to time under the Warrant Programme (for so long as any Warrants are outstanding).
12. This Agreement shall be governed by and construed in accordance with English law. Each of MUFG, BTMU and MUSI hereby irrevocably agrees that the courts of England are to have jurisdiction to settle any disputes which may arise out of or in connection with this Agreement and that accordingly any suit, action or proceedings (together **Proceedings**) arising out of or in connection with this Agreement may be brought in such courts and each waives any objection to Proceedings in such courts whether on the grounds that the Proceedings have been brought in an inconvenient forum or otherwise. In relation to Proceedings in England, any Deputy General Manager for the time being of the London Branch of BTMU (being at the date hereof at 12-15 Finsbury Circus, London EC2M 7BT) has agreed to accept service of process on behalf of MUFG and BTMU in England. Nothing in this clause shall affect the right to serve process in any other manner permitted by applicable law.
13. This Agreement and any deed supplemental hereto may be executed and delivered in any number of counterparts, all of which, taken together, shall constitute one and the same deed and any party to this Agreement or any deed supplemental hereto may enter into the same by executing and delivering, a counterpart.

IN WITNESS WHEREOF this Agreement has been executed and delivered as a deed poll on the date which appears first on page 1.

(調印欄省略)

- (注) 1. 本有価証券報告書提出日現在はMUFG Bank, Ltd.(株式会社三菱UFJ銀行)。  
2. 本有価証券報告書提出日現在はMUFG Securities EMEA plc(MUFG セキュリティーズ EMEA・ピーエルシー)。

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

### 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

#### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類 事業年度(第14期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)  
令和元年6月27日 関東財務局長に提出

#### (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

### 株式会社三菱UFJ銀行

#### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類 事業年度(第14期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)  
令和元年6月27日 関東財務局長に提出

#### (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

該当事項なし

## 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

## 第3【指数等の情報】

### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

#### (A) 日経平均株価

##### (1) 理由

下記(2)に記載する社債の満期償還金額、利息額及び期限前償還の有無は、当該社債の社債の要項記載の条件に従い、日経平均株価指数の変動によって差異が生じことがある。したがって、日経平均株価指数の情報は当該社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

##### (2) 発行会社の発行している指数に係る有価証券

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2019年12月9日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年1月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2023年2月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2023年3月8日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年 8月27日満期 期限前償還条項付 日経平均株  
価連動 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年 3月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株  
価連動 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年 6月28日満期 期限前償還条項付 日経平均株  
価連動 円建社債

### (3) 内容

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日本経済新聞社が計算、公表および発信する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。

### (B) ヨーロ・ストックス50 インデックス

#### (1) 理由

下記(2)に記載する社債の満期償還金額、利息額及び期限前償還の有無は、当該社債の社債の要項記載の条件に従い、ヨーロ・ストックス50 インデックスの変動によって差異が生じることがある。したがって、ヨーロ・ストックス50 インデックスの情報は当該社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

#### (2) 発行会社の発行している指数に係る有価証券

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年 3月16日満期 期限前償還条項付 ヨーロ・ス  
トックス50 連動デジタルクーポン 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年10月13日満期 期限前償還条項付 ヨーロ・ス  
トックス50 連動3段デジタルクーポン 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2020年12月 9日満期 期限前償還条項付 ヨーロ・ス  
トックス50 連動 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年 2月15日満期 期限前償還条項付 ヨーロ・ス  
トックス50 連動 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2023年 2月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株  
価・ヨーロ・ストックス50 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2021年 3月15日満期 期限前償還条項付 ヨーロ・ス  
トックス50 連動 円建社債

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2023年 3月 8日満期 期限前償還条項付 日経平均株  
価・ヨーロ・ストックス50 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債

#### (3) 内容

ヨーロ・ストックス50 インデックスは、ヨーロ・ストックス 指数に基づき、浮動株時価総額において  
ヨーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。

## 2 【当該指数等の推移】

### (A) 日経平均株価

日経平均株価の過去の推移（終値ベース） (単位：円)

最近5年間の年別 最高・最低値	年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	最高	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62
	最低	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74
最近6ヶ月の月別 最高・ 最低値	月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月
	最高	22,794.19	22,869.50	24,120.04	24,270.62	22,486.92
	最低	21,546.99	21,857.43	22,307.06	21,149.80	21,507.54

出典：ブルームバーグ・エルピー

### (B) ヨーロ・ストックス50 インデックス

ヨーロ・ストックス50 インデックスの過去の推移（終値ベース） (単位：ユーロ)

最近5年間の年別 最高・ 最低値	年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	最高	3,314.80	3,828.78	3,290.52	3,697.40	3,672.29
	最低	2,874.65	3,007.91	2,680.35	3,230.68	2,937.36
最近6ヶ月の月別 最高・ 最低値	月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月
	最高	3,527.18	3,509.23	3,449.79	3,414.16	3,246.16
	最低	3,372.21	3,359.08	3,293.36	3,130.33	3,116.07

出典：ブルームバーグ・エルピー

## M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシーの株主宛て独立監査人の監査報告書

### 財務諸表の監査に関する報告

#### 監査意見

私たちの意見は、以下の通りである。

- ・ 財務諸表は2018年12月31日現在の会社の財政状態及び同日をもって終了した年度の会社の利益について、真実かつ適正な概観を提供している。
- ・ 財務諸表は欧州連合が採用した国際財務報告基準( I F R S )に準拠して適正に作成されている。
- ・ 財務諸表は2006年会社法の要件に準拠して作成されている。

私たちは、以下から構成されるM U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー(以下「会社」という。)の財務諸表を監査した。

- ・ 損益計算書
- ・ 包括利益計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 持分変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書
- ・ 会計方針の記述
- ・ 関連する注記 1 から35

財務諸表の作成にあたり適用された財務報告の枠組みは、適用される法令及び欧州連合が採用した国際財務報告基準(以下「 I F R S 」という。)である。

#### 監査意見の基礎

私たちは、国際監査基準(英国)(以下「 I S A (英国)」という。)及び適用される法令に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく私たちの責任は、私たちの報告書の財務諸表の監査に関する監査人の責任の項に記載されている。

私たちは、英国財務報告評議会(以下「 F R C 」という。)の倫理基準を含む、英国における財務諸表の監査に関連する倫理上の要件に従って、会社から独立しており、これらの要件に基づく他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する結論

私たちは、 I S A (英国)により以下の事項に関する報告を要求されている。

- ・ 財務諸表の作成において、取締役が継続企業の前提に基づく会計処理を適用することが不適切である場合。
- ・ 取締役が、財務諸表の発行が承認された日から最低12ヶ月間において、継続企業の前提に基づく会計処理を適用する会社の能力について重要な疑義を生じさせうる重要な不確実性を識別した場合に、これを財務諸表において開示していない。

これらの事項に関して、報告すべきことはない。

#### その他の情報

取締役はその他の情報に責任を負っている。その他の情報は、年次報告書に含まれる、財務諸表及びこれに関する監査人の監査報告書以外の情報である。財務諸表に対する私たちの監査意見は、その他の情報を対象としておらず、監査報告書において別途明示する場合を除き、いかなる形式での保証の結論も表明しない。

私たちの財務諸表監査に関連して、私たちの責任は、その他の情報を読み、その過程で、その他の情報と財務諸表若しくは監査で得た私たちの知識との間に重要な相違がある、又はその他の点で重要な虚偽表示があると思われるかどうかを検討することにある。重要な相違又は明らかな重要な虚偽表示を識別した場合、私たちは、財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうか、またはその他の情報に重要な虚偽表示があるかどうかを判断することを要求される。実施した作業に基づいてその他の情報に重要な虚偽表示があると結論付ける場合、私たちはその事実を報告することを要求される。

これらの事項に関して、報告すべきことはない。

### 取締役の責任

取締役の責任に関する報告書に詳述されているように、取締役は財務諸表を作成し、当該財務諸表が真実かつ適正な概観を提供していると確認すること、そして、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成に取締役が必要であると考える内部統制について責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、継続企業として存続する会社の能力について評価し、適切な場合には、取締役に会社を清算するか、事業活動を休止する意図がある、又はそれ以外に現実的な代替法がない場合を除き、継続企業の前提および継続企業の前提に基づく会計処理の適用に関連する事項を開示することに責任を負う。

### 財務諸表の監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査意見を含む監査人の監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、I S A (英国)に準拠して実施した監査が存在する重要な虚偽表示を常に発見するという保証ではない。虚偽表示は不正又は誤謬により生じることがあり、個別にまたは集計すると、これらの財務諸表に基づく利用者の経済的意図に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に重要であるとみなされる。

財務諸表監査に関する私たちの責任についての詳細な記述は、F R C のウェブサイト ([www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)) に掲載されている。この記述は私たちの監査人の監査報告書の一部を形成している。

### その他の法的及び規制上の要件に関する報告

#### 2006年会社法で規定されているその他の事項に関する意見

監査の過程で実施した手続きに基づく私たちの意見では

- 財務諸表が作成された事業年度の戦略報告書及び取締役報告書に記載された情報は、財務諸表と整合している。
- 戦略報告書及び取締役報告書は適用される法的要件に従って作成されている。

監査の過程で入手した会社及びその状況に対する知識及び理解に基づき、私たちは戦略報告書及び取締役報告書に重要な虚偽表示を識別していない。

### 例外的に報告を要求されている事項

2006年会社法に基づき、私たちの意見が以下である場合に、私たちは当該事項に関する報告を要求される。

- ・ 適切な会計記録が残されていない、又は監査上十分な回答を私たちが訪問していない支店から受け取っていない。
- ・ 財務諸表が会計記録及び回答と一致していない。
- ・ 法律で規定されている取締役の報酬に関する特定の開示が行われていない。
- ・ 私たちが監査に必要なすべての情報及び説明を受けていない。

これらの事項に関して、報告すべきことはない。

### 監査報告書の使用

この報告書は、2006年会社法の第16編第3章に準拠し、一団としての会社の株主のためにのみ作成されている。私たちの監査業務は、私たちが監査報告書に記載すべき事項を株主に提示することを目的として実施されており、それ以外の目的はない。私たちは、法律により認められている最大限の範囲において、監査業務、当報告書、又は私たちの監査意見に関する責任を会社及び一団としての会社の株主以外に対して負うことはない。

アラン・チャウドウリー(ACA)(上級法定監査人)

法定監査人であるデロイト・エルエルピーを代表して

ロンドン、英国

2019年3月1日

[次へ](#)

## Independent auditor's report to the members of MUFG Securities EMEA plc

### Report on the audit of the financial statements

#### Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2018 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRSs) as adopted by the European Union; and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

We have audited the financial statements of MUFG Securities EMEA plc (the 'company') which comprise:

- the income statement;
- the statement of comprehensive income;
- the balance sheet;
- the statement of changes in equity;
- the cash flow statement;
- the statement of accounting policies; and
- the related notes 1 to 35.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards (IFRSs) as adopted by the European Union.

#### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, including the Financial Reporting Council's (the 'FRC's') Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### Conclusions relating to going concern

We are required by ISAs (UK) to report in respect of the following matters where:

- the directors' use of the going concern basis of accounting in preparation of the financial statements is not appropriate; or
- the directors have not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

We have nothing to report in respect of these matters.

#### Other information

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in respect of these matters.

#### **Responsibilities of directors**

As explained more fully in the directors' responsibilities statement, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

#### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: [www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities). This description forms part of our auditor's report.

#### **Report on other legal and regulatory requirements**

##### **Opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2006**

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit:

- the information given in the strategic report and the directors' report for the financial year for which the financial statements are prepared is consistent with the financial statements; and
- the strategic report and the directors' report have been prepared in accordance with applicable legal requirements.

In the light of the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we have not identified any material misstatements in the strategic report or the directors' report.

##### **Matters on which we are required to report by exception**

Under the Companies Act 2006 we are required to report in respect of the following matters if, in our opinion:

- adequate accounting records have not been kept, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We have nothing to report in respect of these matters.

#### **Use of our report**

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in

an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Alan Chaudhuri ACA (Senior statutory auditor)

For and on behalf of Deloitte LLP

Statutory Auditor

London, United Kingdom

1 March 2019

---

( ) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。